

## 「知的財産推進計画2017」の策定に向けた意見募集の結果 <産業財産権分野関連> (法人・団体・個人)

### [全国高等学校長協会]

私ども全国の高等学校教育に携わる者は、直接子供たちに接する立場として、今後の国家を支える力を子供たちに育成する責務を負っていると考えている。また、昨今では学習指導要領の改定や高大接続改革の推進等、高等学校教育の改善に関する動きも活発に成されており、このような中で、知財創造教育の推進は重要なことであると捉えている。

現在開催されている知財創造教育推進コンソーシアムの方向性としては、企業等の知財に関するノウハウを学校教育に活かす方策を検討するという面が強いように感じられる。学校教育の中で外部講師の招聘等の取り組みは有効であると考えているが、知的財産教育を大局的な面で捉え、将来に亘ってより充実したものとするためには、小学校・中学校・高等学校の各学校段階における各教科等のどの部分に、どの程度、いつ頃、これを組み込むのかという、教育課程の中における位置づけのためのプログラムを開発することが必要であると考えている。

このようなプログラムの開発には、企業の側から提供することが可能である事柄の提示がなされ、それを受け止める形で、学校側から生徒への指導場面でそのことの活用が可能な教科・科目及び活用可能な時期を提示する等、両者が緊密に連携できる協議の場の設定が必要であると考えている。また活用方策を策定する上で、教科・科目等を独立して考えるのではなく、各学校の教育課程全体の中で、提供された内容をバランス良くかつ教員の加重負担とならないような配慮を加えながら、どのように位置付け、推進していくのかという議論も必要である。

### [一般財団法人 知的財産研究教育財団]

当財団は、「知的財産推進計画 2017」の策定に向けた意見提出にあたり、「知的財産推進計画 2016」の4つの柱のうち、「知財意識・知財活動の普及・浸透」に関して、継続すべき政策や新たに盛り込むべき事項等について、人財育成及び活用の観点から提言いたします。

#### 1. 知財教育・知財人財育成の充実

##### (1) 高等学校、大学等における知財教育の推進

##### (1) 生徒・学生への知財教育の推進

生徒・学生が将来産業人財やクリエイターとして活躍するために必要な実践的な能力を身につけられるよう、高等学校、高等専門学校、大学等において知的財産に関する科目の設置を促すなど学習機会の拡充を図るべきである。

##### (2) 知財教育・知財啓発を進めるための基盤整備

##### (1) 知財教育のための環境整備

高等学校、高等専門学校、大学等における知財教育の拡充を促すため、弁理士、弁護士、知的財産管理技能士等の知財人財を対象とした講師育成、これらの講師招へいを対象とした講師料及び教材費に対する補助を教育機関等に対して行うべきである。

##### (2) 教員に対する知財研修の拡充

生徒・学生への知財教育の推進のためには、外部専門家の協力とともに、高等学校、高等専門学校、大学等の教職員の知財教育への理解が重要である。これらの者を対象とした知財を学ぶ研修等の拡充を図るべきである。

##### (3) 国民への普及・啓発

知的財産に関する国民の理解の向上を図るため、啓発活動を推進するとともに、例えば知的財産管理技能検定等、知財関連資格の取得を推奨すべきである（「知的財産推進計画 2016」の施策の継続）。

##### (4) 資格制度の活用

知的財産の啓発と学習を推進するため、知財に関する学習の動機付けや、目標となる、知的財産管理技能

検定等、知財関連資格の取得を推奨すべきである（「知的財産推進計画 2016」の施策の継続）。また、啓発をより推進するために、名刺等に取得した資格を記載するなど、資格保有を他者が認知できるようにすることを推奨すべきである。

### （3）「知財マネジメント人財」の育成

#### （1）知的財産情報をより「積極的」に活用できる人財の育成

知的財産情報、特にいわゆる特許情報（実用新案、意匠、商標の情報も含む）は、特許や意匠等の出願が実際の事業活動に先行して行われており、その件数や分野には経営資源の投資配分も反映されていることから、企業の中長期の「経営戦略」が発現している重要な情報であるが、これまで知的財産部門や R&D 部門中心の活用にとどまり、必ずしも事業戦略やマーケティング戦略の立案に活用されていなかった。

そこで、知的財産情報を事業戦略に沿って「積極的」に活用できる人財が求められている。具体的には、知的財産情報及び公開情報（IR 情報、ニュースリリース、論文等）から他社の様々な戦略（特許戦略に留まらず、事業戦略、マーケティング戦略、研究開発戦略、アライアンス戦略、人事戦略等）を推測・予測・把握し、そのような情報にもとづき、自社が比較優位に立つための新たな研究開発戦略、事業戦略、マーケティング戦略さらには企業戦略のオプション（例えば、M&A の候補先選定、カーブアウト事業の選定等）を「積極的」に提案することができる人財や、人財ネットワークを生かした本格的な産学連携を実行できる人財の育成に向けた取組を官民挙げて推進すべきである。

#### （2）国家資格の取得を利用したグローバル知財人財の育成

グローバル競争時代における事業活動に資する「知的財産戦略」、「標準化戦略」、「諸外国における権利化手続き」、「諸外国の関係法規」等に精通した知財マネジメント人財を育成・確保し、日本企業の国際競争力を強化するために、日本の知財関連法規以外の知財マネジメントスキルも判定可能な国家資格（「一級知的財産管理技能士」等）の取得やグローバルな人財交流を促進する取組を推進すべきである。

#### （3）グローバル知財人財を支える研究者の育成と招へい

グローバル知財人財を支えるため、産業財産権制度及びその運用や、それらの実証分析の分野における専門家、とりわけ知財の若手研究者を継続的に育成することが必要である。そこで、我が国の若手研究者を国内外の研究機関において我が国や諸外国の産業財産権制度等に関する研究活動ができる環境の整備を推進する。

また、グローバル知財人財が諸外国の知財制度に関する情報へのアクセスや意見交換を容易とし、また、諸外国における我が国の知的財産権制度への理解を深めるため、我が国や諸外国の産業財産権制度及び運用、それらの実証分析に精通した海外の研究者を継続的に招へいし、諸外国の知財分野の研究者が参集することで諸外国の情報を収集しやすい環境を創るとともに、我が国の産業財産権制度についての情報発信する環境を整備する必要がある。このため、各国から産業財産権の制度・運用や実証分析について優れた知見を有する研究者の我が国研究機関への招へいを推進する。

## 2. 地方、中小企業、農林水産分野等における知財戦略の推進

### （1）知財活用途上型中小企業に対する戦略的普及活動

#### （1）中小企業及びその支援者への普及、資格制度の活用

地域中小企業及びその支援者の知財意識を高めることにより知的財産への適切な取組を促すため、知的財産管理技能士資格の取得を奨励すべきである。（「知的財産推進計画 2016」の施策の継続）

#### （2）中小・ベンチャー企業、大学等に対する環境の整備

中小・ベンチャー企業に事業戦略の視点で知財マネジメントの重要性を浸透させるため、或いは将来の知財活動の担い手を育成するために、知的財産に関する国家資格保有者（弁理士、弁護士、知的財産管理技能士等）による実践的な研修や、各大学、地方自治体、金融機関等への「出前型」講座を実施する環境を整備しつつ、社会人向け知財マネジメントを学ぶことができる大学院等を活用して、知財マネジメント人財の育成を促進すべきである。

#### （3）中小・ベンチャー企業における「一社一人運動」の推進

全ての中小・ベンチャー企業で、知的財産管理技能士等の知的財産を理解できる人財を少なくとも一人は育成・確保する「一社一人運動」を推進すべきである。

また、「一社一人運動」に取り組むなど一定の基準を満たした中小・ベンチャー企業を、知財人財育成・活用に関する状況が優良な企業として、経済産業大臣・特許庁長官が認定する制度等を創設し、さらに、この制度による認定を受けた企業は政府や公的機関の競争入札において追加評価点が得られたり、支援策の優先適用を受けることができる等のインセンティブ制度を導入すべきである。

## (2) 知財活用挑戦型中小企業に対する国内支援の強化

### (1) 事業戦略の視点でコンサルティングを行う知財人財の客観的評価指標の導入

地域中小・ベンチャー企業に対する強力な支援体制の構築の前提として、各企業の個々の状況に応じてきめ細かい支援を行うため、支援担当者等には、知財マネジメントの専門知識はもとより企業における事業戦略と連携した知財マネジメントの豊富な実務経験が求められる。

そこで、質の高い支援担当者等の確保において、「事業戦略の視点でコンサルティングを行える知財人財」の客観的評価指標を設けることが必要である。例えば、特定の国家資格（弁理士、弁護士、知的財産管理技能士等）の取得といった具体的な基準を明確にすることにより、全国の知財人財の質的な面での均一化を図り、地域間格差を是正するよう努めるべきである。

### (2) 地域金融機関等における知財教育の推進

地域中小・ベンチャー企業の知財ニーズと支援を行う知財人材とを橋渡しする者として地域金融機関、社会保険労務士、税理士、行政書士等が想定される。これらの者に対する知財教育の推進を図るべきである。

### (3) 地域の知財支援体制の強化

知財総合支援窓口における専門家の一層の活用により相談業務の強化・拡充を図り、また、地域における弁理士、弁護士、知的財産管理技能士、中小企業診断士など知財に関係のある専門家の連携・強化を図ることにより、地域における企業や大学、公的機関における知財活用を促進すべきである。

## [セイコーエプソン株式会社]

### 2. 「オープン・イノベーションに向けた知財マネジメントの推進」について

「知的財産推進計画2016」工程表 項目36の2016年度計画において「標準化の重要性について、引き続き企業経営者等への普及・啓発を実施するとともに、産業技術総合研究所を始めとする国立研究開発法人が国際標準化の取組を牽引することとし、その具体的な案件を特定するなど、国際標準化を推進する体制を政府主導で本年度中に整備」とある。経済産業省のみならず、総務省とも連携し、政府が積極的に関与していくべきと考える。IoTの分野において、国内外で、多数のフォーラムが設立されている現状がある中、一部の企業のみで水平的取決めがなされ、国際標準となると、競争制限効果が強くなりすぎてしまい、いくら工業所有権法で発明等を保護しても、その果実が奪われる可能性がある。アメリカは一つの技術分野に少数の企業がある産業構造の場合が多いが、我が国の場合は、多数の企業がいることが多い。民主導のみで、互いに利害関係がある、国内の多数の企業で意見を集約することは、スピードの欠如、意思決定の困難が危惧される。政府がより踏み込んで、関与することの検討をお願いしたい。

### 3. 「世界をリードする審査の実現によるグローバル事業展開支援の強化」について

審査請求期間の短縮（7年→3年）、迅速な審査の実現により、出願後の早い時期に特許を受け、権利を活用することが可能になった。一方で、業界に変革をもたらすようなイノベーション型の発明は、事業化までに時間を要することが多く、審査の迅速化が一律に進むと、強い特許権の取得に却ってマイナスに作用することがある。

審査の迅速化、早期の権利付与には、一般論としては賛成であるが、特定の出願については審査着手のタイミングを遅らせたいというニーズがあるということを理解していただき、強い特許権取得という観点から、審査着手のタイミングを遅らせる遅延審査を選択できる制度、を導入できないか、検討をお願いしたい。

なお、現行制度のもとでも、分割出願を繰り返すことにより、権利化の時期を遅らせることは可能である。しかし、ダブルパテントやオフィシャル・フィーの問題があり、また分割出願により取得した特許権は、権利の安定性に欠けるというデータもある（知財管理 Vol. 66No. 12 P-1553, 2016）。分割出願によって、イノベーション型の発明の発明保護の十全が図れているとは言い難く。強い権利取得という観点から、遅延審査制度の導入の検討をお願いする。

## [公立大学法人青森県立保健大学／研究推進・知的財産センター]

青森県立保健大学は、「産学官の連携した取組による地域貢献活動を展開する」という使命に基づき、知的財産の創出に積極的に取り組んでいる。しかしながら、地方の小規模大学であるため、単独での活動には限界があり、工業所有権情報・研修館の実施するアドバイザー派遣事業によるアドバイザーの支援を受けながら、数件の知的財産の創出及び企業との実施許諾契約を実現することができた。

一方、当該アドバイザー派遣事業は平成 29 年度で終了するというものであり、後継事業についても、現時点では実施されるか不確定な状況であると聞いている。

本学のような地方の小規模大学で、地域からも期待されている産学官の連携した地域貢献を実現するためには、知的財産推進計画 2015 においても記載されている橋渡し・事業化支援機能の強化と同様の施策が必要である。

地方の中小規模大学に向けたアドバイザー派遣等の人的支援を継続的に実施することを要望する。

## [日本製薬工業協会]

### 1. 知財紛争処理システムについて

知的財産権に関する訴訟が多いほどイノベーション創出が促進されるとは考えず、本来は侵害行為が起きず訴訟提起の必要がないことが望ましい。

以下、推進計画 2016 に取り組むべき施策として挙げられていた事項に関連して、製薬協知的財産委員会として以下の要望を行うものである。

#### (1) 適切かつ公平な証拠収集手続の実現

強制力のある証拠収集制度の導入、及び、当事者に相手企業の工場、研究所などの査察を認めることは、営業秘密などの「探索」のための証拠収集、濫用、脅し、審理の遅延などのおそれが危惧される。

したがって、訴訟提起前・後を問わず、強制力のある証拠収集手続や強制力のある査察制度の導入は、行うべきでない。

#### (2) ビジネスの実態やニーズを反映した適切な損害賠償額の実現

懲罰的な損害賠償や課徴金等は日本の制度にはなじまず、また諸外国（米国を除く）と比較しても高額であることから、法改正による損害賠償額の引き上げは望まない。対比されることのある米国の訴訟においても損害賠償額は減少傾向にある（特に裁判官が判断するケース）。

実施料は、様々な状況を考慮の上で決定されるため、異なる状況において同一実施料を適用することは適切ではない。また、実施料決定に当たり考慮された事情を各企業が明らかにすることはできない。このような状況で、他の事件の実施料の参考とするために実施料データベースを作成するのは適切ではない。

#### (3) 権利付与から紛争処理プロセスを通じての権利の安定性の向上

権利の安定性は重要であり、審査の質を一層向上させることにより裁判所で無効にならない権利の取得と、それを前提とした権利行使のしやすさが求められる。

104 条の 3 の取扱いがひとつの焦点であるが、これを無くすべきではない。また、104 条の 3 で主張できる無効理由を制限する必要もなく、現状を維持すべきである。

「明らか要件」の導入は、実効性に疑問があり、「明らか」であるか否かという点が新たな論点を作ってしまう、訴訟遅延化につながる虞があり好ましくないため行うべきではない。

### 2. 医療分野のあるべき知財保護について

近年、再生医療、個別化医療等の先端医療の登場、さらには AI やビッグデータを活用した創薬などが行われるようになってきた。これらの環境変化から、従来からの伝統的な医薬品産業の姿とこれからの姿が異なってくることは容易に想像できる。例えば先端医療においては、医薬品の形態は複雑化しており、従来の医薬品、診断薬、医療機器という各々の枠の中での知財保護では収まらない発明が生じ得る状況にある。すなわち、新薬の種となる低分子化合物を自社で研究・開発し製品化するという従来のビジネスモデルにおいては、その化合物を特許権（いわゆる物質特許）により保護することが、これまでの知財戦略の要諦であって、ある意味シンプルな戦略ではあったが、上記のとおり進展しつつある新しい研究開発及びビジネスの

ラダイムに対応するためには、なにを（客体物）、どのように保護する（適用法）かについて多面的な視点が必要とされる。たとえば、いままで以上に（特許権ではなく）営業秘密として保護する技術等が増え、他の産業分野で発展してきた、いわゆる「オープン&クローズ戦略」的な考え方が、医薬品産業の知財においても多分に必要とされてくる可能性がある。かかる新たなニーズにタイムリーに対応し、既存の枠組みに捉われない、先進的かつ柔軟な政策を策定・推進することが、日本の医薬品産業におけるイノベーションの伸張の大きな支援となると考える。

また、ビッグデータやAIといった技術革新においては、データや情報の「共有」が極めて重要とされている。データや情報は、その量やこれにアクセスできる人が多ければ多いほど有用性が増す一方、情報自体に保護すべき価値が認められる場合には、しかるべき保護が付与され得るべきところ、さらなる「共有」の促進には、「保護」と「活用」のバランスが取れた仕組みが必要となる。なにを秘匿し、なにを共有するかは、各社の意思に拠るところが大きく、当事者間の契約等にその規律が委ねられているというのが現状だと推量する。このように当事者自治に委ねることも一法ではあるものの、知財政策的アプローチから、イノベーションのブレーキをかけず、ひいては、さらに情報の集積と活用が進むような法規制的な枠組みができないか検討を進めていくことには、大きな意義があると考ええる。

わが国の医薬品産業も国際的競争力をもってこの流れに応じ、革新的な医薬品を創出し患者に提供する必要があるところ、その活動は知的財産権として適切に保護され、かつ、事業のために活用が促進されなければならない。

従来からの伝統的な知的財産政策のみではこれに対応することはできず、産業界の実情を踏まえつつ、大学医学部等との連携をさらに促進し、新たな知的財産の保護及び活用促進の政策について再考する必要があると思われる。

## 【一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会】

### 第2. 知財意識・知財活動の普及・浸透

#### 1. 知財教育・知財人材育成の充実

##### （2）今後取り組むべき施策

#### 《小中高等学校、大学等における知財教育の推進》

##### （大学等における知財教育の推進）

国立大学法人山口大学では、全学部の1年生全員を対象に知財科目を必修化するとともに、学士課程から大学院まで知財教育カリキュラムの体系化を整備するなど先進的な取組を実施しており、弊協会も本取組に協力しています。また、同大学知的財産センターは文部科学省平成27年度教育関係共同利用拠点として認定され、以降、知的財産教育の導入や必修化などを検討している大学に対して、同大学の教材・ノウハウ等が提供を進めております。このことにより、大学等における知財教育が推進されると考えますので、山口大学の取組をはじめ、知財人材の育成に大きく資する活動に対しては、継続的な支援が行われることを希望いたします。

また、知的財産推進計画2016には、大学等の教員養成学部において小中高等学校における知財教育を実施できる教員の養成を自主的に進めていくことを促すとされており、教員が著作権をはじめとする知的財産の知識を有することは、今後ますます重要となると考えており、本取組が引き続き推進されることを要望します。

#### 《地域・社会と協働した学習支援体制の構築》

知的財産推進計画2016で決定されたことを受け、平成29年1月、「知財創造教育推進コンソーシアム」が設置されました。今後は、地域コンソーシアムの構築も進められ、教育現場における「知財創造教育」が推進されていくものと考えますが、特許権等産業財産権とともに、著作権についても同様の比重を以て取り組んでいただくことを要望いたします。

## 【BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンス】

BSA 会員企業は、革新的な技術開発に多くのリソースを投入し、世界におけるデジタル経済を牽引しています。BSA 会員企業は、毎年、多額の研究開発投資を世界中で行っていますが、この投資は、イノベーションと製造のエコシステムを支え、企業から個人に至るまで全ての者に利益をもたらしています。ソフトウェア製品及びサービスの知的財産保護は、このエコシステムに必要な不可欠な要素であり、日本はこの点に関し重要な役割を担っています。BSA 会員企業は、引き続きイノベーションをもたらすデジタル経済を発展させる

ために、知的財産保護に大きく依存しています。従って、BSAは、政府が策定する知的財産保護の目標の設定及び施策に高い関心を持ち、これを支持するとともに、その一助としていただくため以下の通り意見を述べます。

#### ライセンス認証の仕組みの技術的制限・保護手段としての保護と関連法の改正等

ソフトウェア業界におけるビジネスモデルの変化：ソフトウェア業界のビジネスモデルは、以前は、ソフトウェアが記録されたCD-ROMやDVDといった物理的なメディアを提供するパッケージによる提供が中心でしたが、最近では、オンラインでインストール用のファイルをダウンロードする方法でソフトウェアを提供する形態に移行しています。更に、クラウドコンピューティングのように、ソフトウェアはインターネット上のサービスとして提供され、ユーザーは、ソフトウェアの機能にインターネット接続を通じてアクセスするようになってきているのが最新の状況です。

多くのソフトウェア企業は、ユーザーが適法に入手したソフトウェアを使用することを確認するため、ライセンス認証の仕組みを取り入れています。ライセンス認証は、技術的な手段によって、ソフトウェアへのアクセス及び利用の権限を有する適法なライセンシーであるか否かの確認を行う仕組みです。かかる技術的手段は、技術革新やソフトウェアへの投資を保護しながら、無料を含む多様な対価設定でユーザーにきめ細かな選択肢を提供することを可能とするために、ソフトウェア企業にとって重要なものです。例えば、あるバージョンは、学生や教育機関向けに提供されています。また、あるバージョンは、無料の体験版として提供され、体験版期間終了により製品版に変更する際に料金の支払いが必要となります。このような状況において、技術的制限・保護手段の回避に対する適切な法的環境を整えることが非常に重要です。BSAは、先進的なソフトウェア製品及びサービスに対する適切な知的財産保護を確実にするため、以下の改正及び変更を求めます。

#### 1. 不正競争防止法の改正

BSAは、現在、経済産業省 知的財産分科会 営業秘密の保護・活用に関する小委員会において、現行不正競争防止法における技術的制限手段回避に関する規定の改正につき検討されていることに敬意を表します。以下、現在ソフトウェア業界に生じている問題及び具体的な不正競争防止法の改正要望について述べます。

現在生じている問題 - 不正なクラックプログラム又はプロダクトキーの提供：インターネットオークションを中心に、電商取引のウェブサイトにおいて、ライセンス認証システムを回避するプロダクトキーやクラックプログラムが多数販売されています。これらは、利用権限がないにもかかわらず不正にソフトウェアを利用できるようにするものです。インターネットオークションへのその出品数は、BSAがBSAの会員企業分に限って探知しているだけで、1月あたり数千件から数万件に及びます。

ここで、ライセンス認証システムの機能について、無料体験版から製品版への切り替えの例を用いて、簡単にご説明します。まず、限定的な使用期間に制限された無料体験版などのソフトウェアのダウンロード・インストール時には、体験版用プロダクトキーの入力を求められます（又は、当該情報がソフトウェアに含まれている場合もあります）。ソフトウェアをデバイスにインストールすると、それとともに体験版用プロダクトキーに紐付けられた未認証の電子情報がデバイス上に記録されます。そして、ユーザーがインターネットに接続すると、デバイスに記録された電子情報とデバイスのハッシュ値等デバイスを特定する情報が、権利者の認証サーバーに送信されてデータベースに登録され、ユーザー側のデバイスに体験版としての認証済みの電子情報が送り返され認証が許可されます。その後、試用期間の終了前に、適法な製品版用のプロダクトキーを入力し、これによりデバイスに記録される電子情報とデバイス情報が認証サーバーに送信され、製品版としての認証済みの電子情報がユーザーのデバイスに送信されて記録されない限り、使用期間の経過によりソフトウェアが使用できなくなるという仕組みです。

体験版であるか、製品版であるか、使用期間内か、適正なプロダクトキーであるか、などを判別する方法は、各権利者が採用するものによって詳細は異なります。

前述のクラックプログラムとは、ソフトウェアに組み込まれたファイルの情報を書き換えて認証サーバーへの接続を妨げ、かつ、正規の認証情報と同様の特徴を有する電子情報を偽造してデバイスに記録するなどして、正規のライセンス認証の仕組みを経ることなく、何ら制限のない製品版としてインストールしたソフトウェアを実行し続けることを可能にするものです。

## 不正競争防止法改正の必要性

### (1) クラックプログラムの販売・提供

BSAの会員企業である各ソフトウェア権利者は、クラックプログラムの販売に関してエンフォースメントを行うため、不正競争防止法違反事件につき、事件化を試みてきましたが、起訴に至らないケースが起こっており、当該不正な販売がそのまま放置される結果となっております。その原因は、不正競争防止法の技術的制限手段の定義（法第2条7項）の解釈について限定的な立場が採用されるためであると考えます。

技術的制限手段の定義はより簡潔なものにすべきであり、これによって、曖昧さが取り除かれ、現在普及しているライセンス認証の仕組みの保護が確実になるものと考えます。以下において、現行法の定義中の文言の削除を提案しますが、これにより本来保護するのが適切であるものについて保護されなくなってしまうような、狭すぎる又は限定的な解釈が行われずに済むものと考えます。現行法の技術的制限手段の定義（第2条第7項）は、ソフトウェア事業者の多くが採用しているビジネスモデルと認証システムに合致していないこと、また、記録媒体への記録や送信方式についての詳細な規定は、今後の新しい認証システム等の発展に伴い更に不整合となると考えられることから、下線部分を削除すべきと考えます。

### 法第2条7項

「この法律において「技術的制限手段」とは、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録を制限する手段であつて、視聴等機器（影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録のために用いられる機器をいう。以下同じ。）が特定の反応をする信号を影像、音若しくはプログラムとともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は視聴等機器が特定の変換を必要とするよう影像、音若しくはプログラムを変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。」

### (2) プロダクトキーの販売・提供

不正競争行為として、「プログラム」の譲渡等は対象となっておりますが（法2条1項11号及び12号）、認証情報自体の譲渡等は、不正競争行為として規定されておられません。

プロダクトキーの販売者は、各権利者が調査したところ、不正の手段（不正アクセス等）によりプロダクトキーを入手しています。そして、譲渡を受けた利用権限を有しない者が、当該プロダクトキーを入力すると、認証システムは、権限ある者からの認証の要求であると認識してプログラムを実行可能にします。このようなプロダクトキーの譲渡者を罰することができなければ、かかる販売態様が増大するとともに、ソフトウェアの不正使用も増加することになります。

従って、法第2条1項11号及び12号を改正し、商業上の利益又は自己の経済的な利得の目的で行う、権利者から許諾を受けていないプロダクトキーその他のライセンス認証情報の不正な譲渡等についても、不正競争行為とすべきと考えます。

## 2. 準則の改定

平成27年4月版「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」（以下「現行準則」という。）の「III-10 使用機能、使用期間等が制限されたソフトウェア（体験版ソフトウェア、期間制限ソフトウェア等）の制限の解除方法を提供した場合の責任（iii69~iii78）」（以下、当該箇所を「ソフトウェア制限解除箇所」という。）における不正競争防止法適用に関する記述について、ソフトウェア業界が採用する技術が変化したこと及び新たに判決が出されていることも踏まえ、早急に改定することを求めます。経済産業省では「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改定を定期的に行っているものの、平成27年4月に公表された最新の改定案において、残念ながら当該箇所は改定対象となっておりませんでした。これに関連して、「知的財産推進計画2016」工程表8頁の項目14「インターネットを通じた知財侵害への対応」において、2016年度の取り組みとして「電子商取引等に関連する法令の解釈を示す「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」において、商標法や著作権法等の解釈に係る論点を含めた整備を行い、民間における適切なルール形成を支援」とあり、ソフトウェア業界として改定に期待をしておりましたが、現時点において、不正競争防止法に係る当該箇所の改定は行われておりません。BSAは、現在行われている前記の不正競争防止法改正の議論に基づきその方針が決定されれば、それに従い現行準則も変更されるものと考えております。万一そうでなく

とも、現行準則の改定が行われるよう要望します。

即ち、現行準則では、ソフトウェア制限解除箇所において、「一般に、制限版における制限方法は、特定の反応をする信号がプログラムとともに記録されていたり、プログラム自体が特定の変換を必要としたりするものではなく、技術的制限手段に該当しない。したがって、当該行為は、いずれの態様においても、技術的制限手段に対する不正競争には該当しないと考えられる。」と結論づけています (iii77)。しかしながら、このソフトウェア制限解除箇所における考察及び結論は、現在ソフトウェアメーカーが幅広く採用している前記のライセンス認証システムの存在を射程に入れたものではなく、また、技術的制限手段の定義を非常に狭く解するアプローチです。よって、準則を改定し、ライセンス認証システムの認証回避型クラックツールの提供につき、不正競争防止法の適用が認められることを明記すべきです。

前記のようなライセンス認証システムの認証による制限を回避するクラックプログラムの提供事案については、既に刑事事件において不正競争防止法違反を理由とする複数の有罪判決及び権利者に対する損害賠償を認める民事判決が出されており、これらの判決において、ソフトウェアメーカーが広く採用するライセンス認証システムが不正競争防止法の「技術的制限手段」に当たること、クラックプログラムが「技術的制限手段により制限されているプログラムの実行を当該技術的手段の効果を妨げることによる可能とする機能を有する」ものであることを明確に認定しています。これに対し、ソフトウェア制限解除箇所における記述は、ライセンス認証システムについての正確な理解と認識に立つものではなく、クラックツールの提供を一般的に不正競争に該当しないと結論づけることには明確な誤りがあり、本準則の与える影響の大きさからすれば、現状のまま放置することは許容されるものではないと考えます。

従って、ソフトウェア制限解除箇所における記述は、ライセンス認証システムの存在を前提としておらず現在の技術動向と齟齬があること及び判例に鑑み、改定又は全面的に削除されるべきであり、また、改定する場合、少なくとも現在の結論の適用場面を限定・明確化するよう強く要望します。クラックプログラムの提供により不正なソフトウェア利用が可能となって深刻な被害を受けているソフトウェアメーカーが、ソフトウェア制限解除箇所の改定又は全面的削除によって、円滑にエンフォースメントを行えるようになることを要望します。そして、これらの点が、本計画に明確に記載されることを求めます。

### 3. 著作権法の改正

TPP 協定を取り巻く環境に変化は生じましたが、TPP 協定の締結に必要な国内実施のため、著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段（アクセスコントロール）に関する制度整備に関し著作権法が改正され、現在未施行となっています。著作権法の改正についても、アクセスコントロール及びその回避行為に関する規制につき、前記不正競争防止法改正で述べたことと全く同様のことが当てはまります。すなわち、著作権法の改正においても、基本的な視点として、技術的保護手段/技術的利用制限手段の定義につき、著作物を保護するためのアクセスコントロールの技術には多種多様なものがあること及び技術の進歩を妨げないようにすべきことを思慮し、特定の手法に限定し過ぎない規定とすべきです。また、回避規制についても、技術的保護手段/技術的利用制限の回避のための機器やプログラムの譲渡に限定せずに、実際の不正の実例等に鑑み、ライセンス認証の仕組みを回避する認証コードの不正取得・譲渡やクラックプログラムの譲渡等に対して、有効な対策となるよう、著作権法を改正することを要望します。

### 後記

1. BSA | The Software Alliance (BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンス) は、グローバル市場において世界のソフトウェア産業を牽引する業界団体です。BSA の加盟企業は世界中で最もイノベーティブな企業を中心に構成されており、経済の活性化とより良い現代社会を築くためのソフトウェア・ソリューションを創造しています。ワシントン DC に本部を構え、世界 60 カ国以上で活動する BSA は、正規ソフトウェアの使用を促進するコンプライアンスプログラムの開発、技術革新の発展とデジタル経済の成長を推進する公共政策の支援に取り組んでいます。BSA の活動には、Adobe, Amazon Web Services, ANSYS, Apple, ARM, Autodesk, AVEVA, Bentley Systems, CA Technologies, Cisco, CNC/Mastercam, DataStax, IBM, Intel, Microsoft, Oracle, salesforce.com, SAS Institute, Siemens PLM Software, Splunk, Symantec, Trimble Solutions Corporation, The MathWorks, Trend Micro and Workday が加盟企業として参加しています。詳しくはウェブサイト (<http://bsa.or.jp>) をご覧ください。

### 2. 意見中の裁判例

平成 26 年 12 月 5 日宇都宮地方裁判所判決 <http://bsa.or.jp/news-and-events/news/bsa20141205/>



平成 27 年 9 月 8 日神戸地方裁判所判決  
<http://bsa.or.jp/news-and-events/news/bsa20150915/>  
平成 28 年 1 月 12 日長崎地方裁判所判決  
<http://bsa.or.jp/news-and-events/news/bsa20160128/>  
平成 28 年 12 月 26 日大阪地方裁判所判決  
<http://bsa.or.jp/news-and-events/news/bsa20170124/>

## [日本弁理士政治連盟]

### 一、現状認識

日本の特許出願件数は、2005年時点では世界一の特許出願件数だったが、2006年に米国、2010年に中国に抜かれてしまった。更に、特許出願件数そのものも2005年を境に、今日に至るまで長期的な減少傾向に転じ、低下傾向は10年以上も止まらない（注1）。

一方、科学技術研究費は、18兆9713億円（対前年比4.6%増）と過去最高でありここ数年は増加傾向にある（注2）。研究者数も同様に増加傾向にある。特許出願は研究開発の結果の成果であり、科学技術研究費とは相関が高いにも関わらず日本の特許出願が減少している。他方、日本の特許権等の技術輸出額は、3兆7千億円（平成26年度）であり増加傾向にある（注3）。

この理由は、種々の説があるが、大きくは日本国内の産業構造の変化である。特許出願の大半を占める大企業を巡る経営環境が激変したことにあり、取り分け、家電、半導体、パーソナルコンピュータ等、過去最大の特許出願件数を誇った電気機械器具製造業である弱電系産業の衰退により大企業の特許出願が減少したことである。この減少は、研究開発費の推移からも説明できる。即ち、生産技術等のノウハウが占める割合が高い。また、自動車等の輸送用機械器具製造業の増加であり、コモディティ化した情報通信機械器具製造業は減少しているためと推定される。

更に、独禁法改正による企業結合規制の緩和により、鉄鋼、半導体等に見られるように、合併、M&A等で日本国内での競争の必要がなくなった。一方、企業活動の国際化でボーダーレス化、コングロマリット化が促進され、国内産業の空洞化を招き、例えば、部品、製品の調達も地球レベルに拡大し、日本国内で調達する必然性はなくなったことが挙げられる。

更に、株式における海外投資ファンド等の増大により、短期的な企業経営の効率化が要請されるようになった。このため株価（株式の時価価値）重視の経営に代表されるグローバル化が進行し、従来の日本型の経営が衰退し、この結果、産業構造の変化と淘汰をもたらした。

以上のような背景で、日本国内に特許出願する必要性が相対的に低くなった。また、日本企業でも経営における利益管理の強化が図られ、その経営管理の変化に対して対応できない知的財産部門の力不足もあって、短期的な利益を生まない特許出願等の出願意欲の低下となって表れた。

取り分け、日本企業でも知的財産と表裏一体の関係にある研究開発による長期的なイノベーションよりも、M&A等による短期的利益を優先される傾向が強くなった。このために、株価維持のための内部留保の増大と、長期的な観点によるイノベーションの大きい産業分野への研究開発投資が減少した。即ち、各個別企業において、研究開発投資等で発生した無形資産である知的資産が認識されていない証左でもある。しかしながら、今日において、工場等の設備よりむしろ人材も含めた無形資産が最も重要である。

更には、研究開発を担う最も重要な人材の不安定化である。効率化のために大企業の研究開発要員にまで広がった非正規雇用の増大による身分の不安定化、公的部門においても、行政改革等による大学、公的研究機関の研究者数の減少（注2）と、更に言えば雇用形態の多様化に伴う身分の不安定化である。また、官民での知的財産関連の予算の削減等、研究開発の基盤とも言える費用もコストとして経費削減の対象となった。

この動きを加速しているのが、産業政策である知的財産制度と相容れない伝統的な損害賠償論に縛られ、侵害訴訟等における日本の司法における知的財産価値の低評価である。しかも、行政による過去の出願抑制策と相俟って、出願が減少したものである。

以上のようなことから、知的財産制度と関係が薄かった第一次産業である農林水産業分野にも目を向ける必要がある。日本の米、苺等の有力品種の国外への違法流出等を出すまでもなく、農林水産業分野での保護、活用は充分ではない。

### 二、政策展開の方向

一方、個別企業及び一国の企業価値の指標として、世界的には時価総額が用いられている。今日、例えば、グーグル、フェイスブック、マイクロソフト等の「ものづくり」企業ではない企業の時価総額の評価を

考えると、経営に占める知的資産（「知的財産」ではない広い概念（注4、6）。）が増大化していることを認識する必要がある。日本企業は、上記のような現状ではあるが、今後、企業経営に占める知的資産の価値の増大化は避けられない。

他方、ものづくりは、日本も含めて世界的に中国、アジア諸国等の国々に移転しつつあり、大きな政策転換を図らない限り、一部産業を除いて日本国内にもものづくりが戻ることはないと考えられる。しかしながら、我が国は、狭い国土に資源もなく1億人以上の人口を抱えている現状を考慮すると、依然として、人材雇用の裾野が広い「ものづくり」産業を放棄することはできない。

米国産業におけるものづくり産業衰退後、上記のソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）等の新産業の創成を例に出すまでもなく、我が国も狭義の「ものづくり」から、個々の分野の付加価値を底上げするしかない。即ち、「ものづくり」において、広義のソフトの比重を高くし、この付加価値の総体であるGDPを高めるしか、我が国が生きていける道はない（注5）。この付加価値を知的財産制度で守り、かつ活用する政策が今日の日本に最も重要である。これは日本国民の頭脳から出た知的資産でもある。ものづくりだけでなく、日本で生まれた漫画文化に代表されるコンテンツ、観光等のサービス産業も例外ではない。

それにはまず、各個別企業において、無形資産である知的資産を認識して現状把握を行う必要がある。例えば、知的資産の価値を無形資産時価総額法、無形資産投資額法等の手法により、明確にして経営指標として反映する必要がある。具体的には、所有している特許、営業秘密等の自社の知的資産の価値、それを担う人材の価値評価である。取り分け、今日の日本の中小ベンチャー企業は、これらを把握することも、認識もされていない。この認識の欠如がひいては、技術流出を招き、日本の中小ベンチャー企業が開発した商品の模倣品が、中国等のアジア諸国等で出回る原因の一つでもある。

また、同様に製造のみならず、TPP等による関税撤廃を考えると、日本の優れた農林水産技術、及び高品質の農水産品を活かすために、農水産従事者の所得向上、加工品を含む農水産品の輸出のための政策遂行の手段として、知的財産制度の活用が重要である。

### 三、具体的な施策の例

以上のような背景と方向から具体的な政策として、以下の提案をする。

#### 1. 知的資産の保護（認識・資産化）

上記したように、先ず、我が国の個別企業自身が、自社で所有している知的資産を現状把握し、これを認識する必要がある。この認識後、知的財産のための貸借対照表等を作成し、これを技術供与、資金調達等の経営に反映する必要がある（注6）。

同時に、個別企業、地域、又は国家として、例えば、オープンソースソフトウェア（OSS）のように、ソースコードを公開して、自社製品に関連するソフトウェアを取り込むように、オープンする技術と秘匿する技術を峻別するオープン&クローズ戦略を明確化する必要がある（注7）。具体的な施策として、以下に示す施策がある。

##### ・知財価値評価機関の利用、設立の充実

企業が持つ特許等を「財産化」して投資家等に見える化する必要がある。既存の日本弁理士会の知財価値評価機関（注10）、民間金融・投資系機関等を利用し、かつ専門家等の協力を得て、弁理士、公認会計士、技術士等が関与して客観的・定量的評価を行う。要するに、オフバランス資産として扱われている知的資産に見える化して資産化する。

##### ・国家、地域及び個別企業において、オープン&クローズ戦略の策定を促す政策の採用

・特許庁が推進している知財総合支援窓口、日本弁理士会が推進している知財キャラバン（注8）等の有効活用

##### ・海外展開（強化）を目指す中小企業の知的財産の権利化促進（例えば、外国出願費用の助成等）

・タイムスタンプの利用促進政策（注9）（弁理士等の専門家の活用、（附表）「知財推進計画2016」行程表の項目番号46参照）

##### ・個別企業の知的資産を明確にする専門相談窓口の開設（例えば、「営業秘密110番」）

・知財インフラのコストを下げ（登録免許税（注11）等の税額の減額ないし廃止等）権利の移転の活性化を促進する。

#### 2. 知的資産の利用（活用・活性化）

上記「1. 知的資産の保護（認識・資産化）」が明確になると、この知的資産を所有している企業で自社、及び協力企業の知的資産を担う人材の把握、教育を含めて、日常的に適切な知的資産の管理をすることにより、技術情報の流出防止、技術供与等による利用を図ることができる。この具体的な方策として、以下

のような政策を例示できる。

- ・中小企業の知的資産の国内外での技術供与及び営業推進のための助成
- ・中小企業の知的資産活用推進の施策（例えば、海外へのライセンス活動への融資、公的機関の助成、専門家の派遣等）
- ・中小企業の海外展開（強化）を知的財産から目指すために、現地での知的資産の管理方法、外国出願費用等の助成を行う。

### 3. 事業承継と知的資産の承継

製造ノウハウ等の知的資産を持つ中小企業、ベンチャー企業の事業承継を、知的資産を守る観点からも支援する。

知的資産を持つ中小企業、ベンチャー企業が、相続問題・後継難等のため、その保有する知的資産の霧散の危機に直面するケースが珍しくない。時には、知的資産の存在の認識すらされず、未承継のまま消えてしまっている。このような知的資産の選別と有効な承継を可能とするため、日頃から中小企業等の知的資産を把握し得る弁理士等の活用を考えるべきである。

### 4. 新規産業地域の創成

中国等の新興国の産業の発展を考えると、過去、日本企業が得意としていた家電等の既存産業の弱体化は免れない。そこで、日本は新規産業を興す以外に前述した苦境を抜け出す道はない。これを推進する方策として、政府の地方創成の一環となり得る知的資産の活用としては、以下の制度が考えられる。

#### ・知的資産を中心とした特区制度（注12）の創設

一定の条件（知的資産、実績等）をクリアした日本内外のベンチャー企業、個人に対して、海外からの投資、キャピタルマネーの無税化、労働ビザを簡易化する。同時に、自治体等の地方公共団体は、これらの企業に場所等を一定期間提供する。知的資産を活用したもので、設備等の費用が低減できる分野で、かつ地域創成になる産業が好ましい（注13）。

#### ・大学の知的資産を利用した地方創生推進事業（注14）

平成27年度から文部科学省は、大学を中心とする地方創生推進事業を開始している。しかしながら、選定されたそれらの地域企業がどんな商品、技術を有し、かつ販売網を有しているかを必ずしも把握していない。効率的な地方創生推進事業を行うには、地域の企業の技術等知的資産を把握している弁理士等の活用が不可欠である。地方自治体は、地域の実情を熟知していることから、この推進母体となって、地域の大学、知財総合支援窓口等と連携して、地方創生推進事業を行う。

#### ・知的資産をも勘案した（事業性評価・担保等）融資制度の拡充

中小・ベンチャー企業に対する融資に関し、政府が推進している知的財産を担保又は評価する融資制度は評価できる。しかしながら、融資の現場では伝統的な土地、建物等の不動産を担保とすること、又は政府の信用保証協会の保証が主流である。前述した経営に占める知的資産の増大化を睨んで、金融庁は、知的資産をも勘案した（事業性評価・担保等）融資制度の拡充に向けて、積極的に政策を転換すべきである。

なお、融資と併せて、リスクが高い新規産業の創成、即ち個別の中小・ベンチャー企業の創業・起業は、株式等の投資環境の整備が適切と判断される。

#### ・地理的表示（GI）保護制度（注15）の海外展開の促進

政府によるTPP等の推進、国内市場の縮小等を考慮すると、国際的にもスタンダードとなりつつある地理的表示（GI）保護制度の海外展開を促進する施策を、農水省が主体となって行う必要である。

### 5. 知財教育

山口大学では、平成25年度から知的財産教育を共通科目で全学部の学生に必須化した。この政策は、文部科学省により全国の国立大学に拡充されつつあるが、大学に限らず、小中高でも知的財産に関する中核的な教科を明確にする政策も推進されることになった（注14）。この場合、実務家の現場の教育機関への配置を進めることが肝要である。そこで、「国民一人ひとりが知財人材」（注14）となり、現在又は未来の企業経営者等をスポーツのように、幼少時期から育み育成する必要がある。この育成は単なる教養であってはならず、特許出願等の権利の管理から、日本全体が日本の知的資産を商品として営業する「知財情報産業」への変革に資することが望まれる。このためには、この人材教育を現場の専門家である企業の知財財産部門の担当、弁理士等にもその一部を担わせるべきである。

### 6. その他

#### ・特許審査

現状では、特許権等の大半は各国での審査に付されている。即ち、第1国で開発された発明は、第1国の言語で書かれたものであり、これを翻訳して各国に出願されている。特許審査、裁判所等の権利解釈も翻訳文でなされる。しかし、翻訳では「文化的・言語的ディスカウント」が発生する。言語はその国の文化を反映するため、その背景まで含めて翻訳することは困難である。これらのことを考慮して、日本企業が日本語で第1国出願し、日本特許庁で審査を受けるメリットを出す必要がある（注16）。

#### ・損害賠償金の適正化（新たな知財紛争処理システムの検討）

日本の裁判所においても、過去の賠償の算定に限ることなく、将来のビジネス、市場の実態やニーズを反映した適切な損害賠償額が認められるようにすべきである（注17）。これは、原告である企業の姿勢も影響しており、知的資産を資産として、見える化していないこともその要因の一つである。上述した「1. 知的資産の保護（認識・資産化）」で、個別企業でもその専門家を配置し（注18）、知的資産が明確になれば、損害の立証が容易となり、損害賠償金の適正化にもつながる。

#### ・侵害訴訟制度の簡素化

裁判所での特許権等の侵害訴訟の手続は、迅速な審理等の改善は見られるが、侵害論、特許無効論、損害論等を同時、かつ並行で特許庁と裁判所で争うことが多く原告の負担が大きい。取り分け、中小企業等にとっては大きな負担である。そこで、裁判所での争いを侵害論と損害論を2段階に別の裁判とする、又は確認訴訟制度の復活（注19）、裁判所での技術系調査官・専門委員等の関与の拡大等を通して、特許権等の侵害訴訟の審理の簡易化、中小企業でも容易に侵害訴訟をできる制度の改革を行う必要がある。

注1）特許行政年次報告書 2016年版（本編）

注2）平成26年度の科学技術研究費は、1兆8千9百71億3千万円（対前年比4.6%増）と過去最高であり、ここ数年は増加傾向にある。研究者数も同様に増加傾向にある。ただし、先進国において、日本の研究費、研究者数に占める公的な費用、公的機関に所属する研究者数の割合が少ないのが特徴である。

注3）日本の特許権等の技術輸出額は、3兆7千億円（平成26年度）であり増加傾向にある（総務省、平成27年科学技術調査）。ただし、大半は自動車等の輸送用機械器具製造業が占め、かつ日本企業の海外子会社（74.8%）からの送金であり、税法上の特典等の理由で増加しているものであり、そのまま日本企業の技術力の反映ともいえない。

注4）「この法律で「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であつて、産業上の利用可能性のあるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。」（知的財産基本法第2条）

注5）製造業の付加価値は、原材料を一定とすると人件費、減価償却費、税金、金利等を指すと言われている。この付加価値を産む源泉は、個別企業が有する客観化された発明等の技術、データ、ソフト、設計図、ノウハウ、市場情報等であり、更に、技能者が有する技能も含むものである（下記のイメージ）。

注6）経済産業省等は、『知的資産』とは、人材、技術、組織力、顧客とのネットワーク、ブランド等の目に見えない資産のことで、企業の競争力の源泉となるものである。これは、特許やノウハウなどの「知的財産」だけではなく、組織や人材、ネットワークなどの企業の強みとなる資産を総称する幅広い考え方であることに注意が必要です。さらに、このような企業に固有の知的資産を認識し、有効に組み合わせて活用していくことを通じて収益につなげる経営を「知的資産経営」と呼びます。」としている。

注7）液晶技術、DVD等は、日本が研究開発を主導し、一時市場を席卷したが、家電産業の弱体化、人材の引き抜き、生産設備等を通して、技術流出し、競争力が失われた。例えば、自社の技術をオープンにするが、これを国際標準化して普及させ、これに互換できない技術を排除する等の戦略がなかった。

注8）日本弁理士会は、独自に平成27年度から中小企業に無料の訪問型の知財支援事業を行っている。

注9）例えば、INPIT（独立行政法人工業所有権情報・研修館）「タイムスタンプ保管サービス」への登録代行を弁理士の標榜業務として明記する。取り分け、中小企業内のノウハウ等を知財化し、その所有を明確化できる。企業データクラウドの中で、自社のデータを確定することで財産化する。専門家である弁理士が関わって先使用权などを確保することで、グローバル化に向けた企業の知財リスクマネジメントとなる。

注10）日本弁理士会の知的財産価値評価推進センターは、平成17年4月1日に日本弁理士会の附属機関として設立され、その活動を通じて、社会における知的財産の積極的活用を図るとともに、各弁理士が知的財産の価値評価業務で得た知識・経験を、新たな知的財産の創造や権利取得に活用できる環境を創出する

ことによって、知的財産創造立国の実現に貢献していくために設置されたものである。

注 11) 特許等の産業財産権の登録申請には、特許特別会計ではなく登録免許税法により登録免許税の納付が義務化されている。

注 12) 総合特別区域法の第 8 条に定義する「地方公共団体が単独で又は共同して行う申請に基づき、当該地方公共団体の区域内の区域」を指す。

注 13) 知的資産であるプログラミング言語「Ruby (ルビー)」を通じたまちづくりをしている島根県松江市の例がある。

注 14) 平成 27 年度から文部科学省は、「大学が地方公共団体や企業等と協働して、学生にとって魅力ある就職先の創出をするとともに、その地域が求める人材を養成するために必要な教育カリキュラムの改革を断行する大学の取組を支援することで、地方創生の中心となる「ひと」の地方への集積を目的とします。」との地域創成事業を開始している。平成 27 年度で全国の 42 大学が選定された。

注 14) 「知財推進計画 2016」では、小学校から大学院という「全ての学校種において、発達の段階に応じた系統的な教育を実施することにより『国民一人ひとりが知財人材』となることを目指すべきである。」(「第 2. 知財意識・知財活動の言及・浸透 1. 知財教育・知財人材育成の充実 (1) 現状と課題 ①」参照) としている。

注 15) 地理的表示 (GI) 保護制度は、地域で長年育まれた特別な生産方法によって、高い品質や評価を獲得している農林水産物・食品の名称を品質の基準とともに国に登録し、知的財産として保護するものです。

注 16) 特許審査ハイウェイ (PPH: Patent Prosecution Highway) は、各特許庁間の取り決めに基づき、第 1 庁 (先行庁) で特許可能と判断された発明を有する出願について、出願人の申請により、第 2 庁 (後続庁) において簡易な手続で早期審査が受けられるようにするものが推進されている。

注 17) 「知財推進計画 2016」では、「ビジネスの実態やニーズを反映した適切な損害賠償額が認められるよう、通常の実施料相当額を上回る額の算定を容易に行い得るようにするための方策及び実態に即した弁護士費用等の知財訴訟に必要な費用の請求を容易に行い得るようにするための方策等について、検討する必要がある。」(「第 4. 知財システムの基盤整備 1. 知財紛争処理システムの機能強化 (1) 現状と課題」の抜粋、及び「(2) 今後取り組むべき施策 (ビジネスの実態やニーズを反映した適切な損害賠償額の実現)」参照) としている。

注 18) 弁理士等の専門家の育成をはじめ、企業の知的資産に深く関与し、コンテンツビジネス・知財ビジネスで活躍できる人材の育成が重要である。米国の社内弁護士が約 8 万人 (企業経営者も弁護士)、日本の社内弁護士 435 人、日本の企業内弁理士が約 2 千 500 人である。コンテンツの価値はライセンス契約の内容により決まるところが大きいため、法律・ビジネスに精通する社内専門家は重要である。

注 19) ドイツの訴訟は、段階的訴訟が可能で、第 1 段階として (損害賠償額請求) 計算の訴え (計算の提出命令の請求も含む) を行い、第 2 段階として計算に基づく支払の申立ができる (加藤朝道著「ドイツにおける損害賠償」高林龍 (編) 知的財産権侵害と損害賠償 (成文堂) 249-264 頁) 参照)。日本の旧特許法では、特許庁で行う「確認審判制度」があった。特許庁で特許権の侵害か否かの争いが行えるので、手続が簡素化できる利点がある。この制度を拡充して復活する方策も考えられる。

## 【経営標準化機構株式会社】

経済産業省の認定経営革新等支援機関として中小企業支援を行う立場から「知的財産推進計画 2017」の策定にあたり

### 第 2. 知財意識・知財活動の普及・浸透

2. 地方、中小企業、農林水産分野等における知財戦略の推進  
に関して提案をさせていただきます。

まず、中小企業庁では、中小企業は 380 万社が存在するとされ経営資源が乏しい事業者が大多数であると評価されています。その中小企業の経営課題は複雑化・多様化しており、厳しい経営環境のなか行政や民間によってサポート体制をどのように構築していくかが我が国経済の発展における重要事項として捉えられています。

そして、知的財産の浸透や活用により多くの事業者が活性化することは解決手段の一つではありますが、実態としてはこれに向き合った事業者であっても関心が低いことが多いものであります。それは、知財の活用につき実際に取り組み・コスト負担をしたものの利益に対する影響が少ない (ROI が低い) というように感じられたためであると思われます。

企業経営においては、規模の大小を問わず ROI の高い活動を行っていくものであり、多くの中小企業では、販路の開拓であったり、インターネットの活用や企業連携などによって成果につながる活動にこそ関心が高いものであります。当然に一定の数の企業には知的財産権の活用が重要であり効果的ではあるものですが、これまで以上に広く浸透・活用をさせる場合は中小企業にとっての ROI が考慮されるべきであります。

そのことから、これまで以上に多くの中小企業に対して知的財産の普及・浸透をさせるのであれば、事業者の負担から始まる知識の習得や権利の取得に関する助言だけでなく、中小企業が知財戦略の提案をされる機会を増加させることが有効だと思います。

現状のように知財総合支援窓口などのような相談先を設けることや、知的財産の専門家が制度の普及や取得のサポートを行うだけでなく、企業経営の戦略提案を行う立場に対して知財活用のノウハウを注入していけば、中小企業支援者は経営合理性を考慮して中小企業に対して知財戦略を提案する訳で、大きな動きが期待できるものと考えております。

よって、「知的財産推進計画 2017」においては、中小企業を「知財活用挑戦型」や「知財活用途上型」に分けるのではなく、知財支援を行う人材を 1. 知財制度を普及する人材、2. 経営戦略を提案できる知財人材に分けることで、2 の人材により多くの中小企業に対して知財を活用した戦略提案が行われることが重要なのだと考えています。

## 【一般社団法人日本知的財産協会】

### II. 「知的財産推進計画 2016」の施策について

#### 第 1. 「第 4 次産業革命時代の知財イノベーションの推進」

##### (総論)

前記 I 章で述べた通り I o T、ビッグデータ、人工知能など技術革新は非常な勢いで進化を続けており、今後の産業の発展にとっては重要なツールとなりつつあります。従ってわが国の産業の発展のためには少なくとも I o T や人工知能技術は知的財産法を通じて速やかに且つ適切に保護されるよう検討をお願いしたいと考えます。

さらに、これらを支える情報やデータベースなどは今まで以上に重要性を増してきています。情報やデータベースなどは、適切に活用されることにより、第 4 次産業に係わるイノベーションの活性化につながります。一方でデータを収集または抽出する者に対しては、その人のみならず日本全体のビジネスの急速な発展にブレーキをかけることなく収集抽出活動を増進させるような一定のインセンティブも検討する必要があると考えます。情報やデータベースなどの適切な保護・活用とともに、データ集積等について優位性が固定化されることのないよう現実の競争環境の実態把握を踏まえたバランスの取れた仕組みの設計をお願いしたい。すでに成功裏に行われた各種オープン・イノベーションや標準化の成功理由をつぶさに分析研究頂き、仕組みをご検討いただきたい。さらには個人情報なども適切に保護された上での活用も考慮すべき検討課題であると考えます。

#### 2. オープン・イノベーションに向けた知財マネジメントの推進

知財推進計画 2016 における「オープン・イノベーションに向けた知財マネジメントの推進」では、「産学・産産連携の機能強化」、「戦略的な標準化」、「営業秘密の保護強化」の 3 つの施策に大別されています。以下、項目ごとに施策に対する意見と、今後の施策案について述べたいと考えます。

##### 1) オープン・イノベーションに向けた産学・産産連携の機能強化

###### (1) 産学・産産連携の機能強化

昨年 1 月に内閣府知的財産戦略推進事務局から報告された「知的財産計画 2016」の各施策の取組状況(抜粋)の中で、文部科学省の国立研究開発法人化学技術振興機構(JST)による「マッチングプランナー」の配置、経済産業省による「事業プロデューサー」の派遣といった橋渡し・事業化支援機能の整備の取組については、我が国のオープン・イノベーションの推進に寄与する施策と評価いたします。第三者の立場で、当事者に事業化というゴールを認識させ、企業のニーズを正しく把握し、膨大な技術シーズの中からニーズに合致するシーズを探し出し、銀行と連携し資金獲得の動きも取り、事業化につなげていく橋渡し・事業化支援人材は今後ますます求められると考えます。今後も長期的に取組みを継続いただくとともに、

担当の各省庁が連携し、積み上げた事例や知見をすばやく共有し、省庁の枠を超えて人材の相互共有ができるような仕組みの構築を期待いたします。

## (2) 大学等の知財戦略強化

一気通貫の知財マネジメントの普及の一環として、昨年11月に策定された「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」には、大学がマーケティングを実践し、発明創出時点等の早期のタイミングで企業に打診してニーズを把握し、ニーズに沿った知財マネジメントに取り組むという内容が記載されています。この取り組みは賛成であり、推進すべきと考えます。一方、このような理想を掲げつつも、事業化という出口を持たない大学は、自らの研究第一の立場に陥りがちです。本ガイドラインに謳われている「本格的な共同研究」を成功に導くためには、早期の段階から事業化というゴールを常に意識できるよう当事者間での綿密なやり取りに基づく合意が不可欠なのは言うまでもありません。

今後は、本ガイドラインに基づく実行状況についての調査と、調査結果を踏まえた課題出しと成功事例の抽出を確実にを行い、さらにフィードバックされることを期待いたします。また、昨年7月より経済産業省においては、大学関係者等の有識者で構成された検討委員会で検討いただいているものと推察しますが、大学の価値の源泉である研究により生み出される知(研究成果)と人材を総合的に評価しうる評価ツールの提供、その運用・活用方法についてもご検討されることを期待いたします。

## (3) 国の研究開発プロジェクトの知財戦略強化

昨年当協会から日本版バイ・ドール制度の運用等の見直しについて提出した意見は、昨年5月に策定された「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」に概ね反映されていると拝察します。各プロジェクトの参加者間で、フォアグラウンドIPの活用をはじめとした知的財産の取扱いに係るルールを定め、そしてルールをプロジェクト参加者自身の事業化に支障が生じないように適切にかつ柔軟に運用できるよう体制を整備しておくことが重要です。ガイドラインに沿った事例を積み上げ、今後ますます加速することが予測される第4次産業革命時代における事業環境の変化に柔軟に対応できる知財マネジメントのあり方について、深掘りした検討が行われることを期待しております。

## 2) オープン&クローズ戦略に基づく戦略的な標準化の推進

### (1) 戦略的な標準化の推進

知財推進計画2016における「戦略的な標準化の推進」の各施策については、概ね賛同致します。

特に、社会システム分野や先端技術分野における国際標準化について、国立研究開発法人の知見等の活用することは有効であると考えられます。現時点では、産業技術総合研究所等において活動を強力に始められていると拝察しますが、継続的な推進により体制強化につながることを期待します。

中堅・中小企業等の標準化の推進については、政府の後押しが殊に重要なところですが、「新市場創造型標準化制度」や「標準化活用支援パートナーシップ制度」を活用した案件の実績が増加しており、パートナーの登録も全国に広がって制度の周知が進んでいることが見て取れます。これらの制度活用案件は、現在規格原案作成の段階ですが、規格化の実現事例が周知されることにより、より活用が勢いづくと考えられます。今後は、標準化実現までの進捗や実現後の実績の周知についても、制度の周知と併せて是非積極的に実施されることを希望します。

標準化活動はオープン&クローズ戦略を進めるための重要な役割であり、また、標準化人材の育成は戦略的な国際標準化活動を進めるために重要であるとの認識は変わりません。継続的に高い成果を発揮する標準化人材には、標準化により何をしようとするのかを考えて分野を定め目的を明確にして取り組むことができる能力、また、業界の標準化の動きを察知できるアンテナを持ち標準化の動きをコントロールし得る能力、が必要です。そのためには、まず、大学においては、標準化教育を拡充することが重要です。次に、企業においては、標準化活動への経営層の更なる関与促進を図ることと、標準化を意識するビジネス感覚を持ちプロデュース力を有する人材を育成することが重要です。これら大学と企業に対する標準化人材の育成や経営層への啓発について、支援を強化すべきと考えます。外部研修等の提供による育成支援の実績は上がってきていると考えますが、さらに、新たに設置された標準化官民戦略の下で標準化人材育成WGにおいて、今後の標準化人材の育成支援について議論を進めてアクションプランを取り纏めることを期待します。

### (2) 個別分野における国際標準化戦略の推進

第4次産業革命時代を見据えたIoTサービス等に関する国際標準化戦略の推進は、「新産業構造ビジョン」の中間整理においても「イノベーション・技術開発の加速化「Society5.0」」の中で取り上げられています。新しいエコシステムやプラットフォームの形成が予想される分野であり、標準化の巧拙が産業の発展に大きく影響します。国際的な競争力で遅れをとらないよう、省庁間の横連携をしっかりとって、戦略的な取り組みにつながるような施策を期待いたします。

### 3) 営業秘密保護の強化

#### (1) 周知・普及活動の継続実施

2015年には、営業秘密管理指針の改定、2016年には改正不正競争防止法の施行、秘密情報の保護ハンドブックの策定がなされ、営業秘密を保護するための法制度や、周知・普及させるための施策は整備されてきています。今後も特に、周知・普及活動について引き続き継続をお願いし、さらに、「営業秘密官民フォーラム」などの開催により、営業秘密の漏えいに関する最新手口やその対策に係わる情報交換についても継続的に実施をお願いします。

平成27年の不正競争防止法の改正で新たに規定された、推定規定（第5条の二）は生産方法についてのみ規定され、その他は政令で定めるとされています。政令で定めるに当たっては、立法の趣旨である立証責任の緩和が図られていることを検証いただき、産業界の要望も踏まえて、新たな情報を政令で定める必要性や必要とする場合にはどのような情報が必要とされるのか網羅的に調査、分析されたうえでご対応いただきたいと考えます。

また、水際措置の導入については、関税定率法等の一部を改正する法律により営業秘密侵害品が関税法上の「輸出してはならない貨物」及び「輸入してはならない貨物」に追加されたことで、営業秘密保護制度がさらに一歩進められました。なお、営業秘密侵害品について経済産業大臣の認定を受けることになっておりますが、その認定が適切になされるようご尽力くださるようお願いいたします。

#### (2) 「秘密情報の保護ハンドブックの普及・啓発」

経済産業省が作成した「秘密情報の保護ハンドブック～企業価値の向上に向けて～」は、営業秘密を守る上での課題や対策が網羅されており、営業秘密保護のための資料の集大成ともいえるもので、纏めて頂いたことに感謝いたします。日本企業が営業秘密を守るために大変参考になる資料です。

一方で、資料に纏められた全ての対策を取ることは、実務上、現実的ではない部分があります。対策に優先度をつけて取捨選択の一助となるような、事業内容、事業フェーズ、技術分野、国、等に応じた重要度・優先度の高い対策を整理して頂けるとさらに参考になると考えます。

#### (3) 営業秘密保護関係の経済連携交渉での国際的な強化

グローバル経済の進展に伴ったオープン・クローズ戦略を実践するためには、国内における営業秘密の保護のみならず、国際的に適切な保護を受けられることが期待されます。TPP協定、自由貿易協定（FTA）、経済連携協定（EPA）等の二国間・多国間協定を通して、TRIPS協定で義務化された規律レベルを一段高いレベルに引き上げていくべきと考えます。

また、新興国へ進出している企業も多くなってきているのが現状であります。特に研究開発拠点や生産拠点を新興国に設置している場合には、現地に営業秘密を持ち込む場合もあります。一方で、新興国では営業秘密の保護制度等が不十分な国も多いと考えます。従って、新興国に対し、営業秘密が保護されるための法整備やその運用が適切になされるような働きかけや、営業秘密保護に関する啓発活動等への支援などを行っていくことをお願いしたいと考えます。

なお、企業内で秘密にされた事項については営業秘密保護と並行してその事項に対する第三者からの攻撃に抗しえるような先使用権の議論も必要と考えます。この場合、海外の関係政府機関やユーザ団体などとの協調が必要になってくると考えますが、先使用権を認める範囲や実施条件など議論の場を設けていただき議論を進めてくださるようお願いいたします。

#### (4) 営業秘密情報の保管システムの構築

秘密情報の保管システムとして、「時刻認証業務認定事業者が発行したタイムスタンプトークンを、ユーザから預かって長期間安全にバックアップとして保管する」サービスが、INPITで間もなく開始される予定です。これは、公証役場に行くことなく簡易な手続きでタイムスタンプを保管できるため、このシステムを活用する企業も少なくないと考えます。

一方で、このシステムは、公証役場とは異なり法的な証拠にならない点を懸念する声があります。このシステムでタイムスタンプトークンを活用する場合には、その証拠能力を認めるような仕みを検討していただきたい。また、可能であれば、日本だけでなく、諸外国においても認められるように普及検討をして頂けると、さらに使い勝手の良いシステムになると考えます。

## 第2. 知財意識・知財活動の普及・浸透



知財推進計画 2016 における「知財意識・知財活動の普及・浸透」では、「知財教育・知財人材育成の充実」「地方、中小企業、農林水産分野等における知財戦略の推進」の 2 つの施策に大別されています。以下、項目ごとに施策に対する意見と、今後の施策案について述べたいと考えます。

## 1. 知財教育・知財人材育成の充実

### (1) 知財教育

「知的財産人材育成総合戦略会議」は、「①将来の知的財産人材の予備軍として、子供のころから独創的な力を伸ばすとともに、②他人の権利を尊重する基本的な素養を身に着ける教育を行うことが重要な課題」としており、「一億総クリエイター」（知的財産を創出する側）であって、かつ「一億総知財活用人材」（知的財産を活用する側）を目指したものであり、この方向については強く肯定・支持いたします。

特に、①については文部科学省（JST）が、過去よりスーパーサイエンスハイスクール（SSH）を支援するなどして一定の成果を挙げており、今後は他の各種の施策により更なる推進を行うものとして、「一億総クリエイター」の観点から将来の日本のあるべき姿として大きな期待がもてます。

一方で、②については小中高生に「権利」の概念を教育していくのは慎重に行うべきと思料致します。「他人の権利の尊重」に基づく過度な権利（他者の権利＝活用の制限）意識は、①の『独創的な力を委縮させる可能性』を秘めており、教育内容についてはその点を十分に考慮されるべきと存じます。

権利はその活用について教授しなくては教育にはならず、訴訟の発生が示す通り、活用には原告・被告の双方の考えがあり専門的であるだけでなく、またその時期の当該国の経済状況に応じたものであることに留意すべきと存じます。

また、そのような教育をする適任者は、現在の学校の先生たちでは困難であると思料致します。

### (2) 知財人材の育成

高等教育（大学、大学院等）を通じた知財人材の供給は、産業界としても歓迎するものであります。

特に、知財の常識的な仕組みと知財が経済と直結して如何に有用であるかを、常識として認知させることが必要です。ただ、産業界の戦略的知財活動の変化は早いと言わざるを得ません。高等教育における教授する立場の現場では、長期間に渡り教授職ポストにいと実社会（産業界）における実情とは乖離してしまうケースもあり、当協会のようにグローバルかつ知財の現状や現知財戦略を語ることのできる者を多くの授業に取り入れるべきと考えます。

### (3) 高等教育の場における知財管理に関する情報の整備

上記(2)項において述べたように、高等教育の場においては今まさに変化している知財情報を学生に認識させる必要がありますが、当協会の一部調査させていただいたところ、高等教育の場においてこれらの知財情報の整備が十分でないというように見受けられます。たとえば、TLO などの産学連携本部側には情報があるのに当の大学の図書館には肝心の情報が無いし学生がいつでも手に取ることができるような状態になっていないこともあるようです。教育方針や人材の確保などについて語るのも必要ですが、こうした現場の基盤整備も大いに議論していただきたい。大学等、高等教育の場にも知財情報の整備のための予算を取って大学基準等の規定に知財情報整備の条項の盛り込みを義務付けるなど、知財人材育成のための基盤づくりも重要な検討課題であると考えます。

## 2. 地方、中小企業、農林水産分野等における知財戦略の推進

知財推進計画 2016 における「地方、中小企業、農林水産分野等における知財戦略の推進」では、「知財活用途上型中小企業に対する戦略的普及活動」、「知財活用挑戦型中小企業に対する国内支援機能の強化」、「知的財産の権利化・標準化、その活用支援」、「海外展開支援の強化」、「農林水産分野における知財戦略の推進」の 5 つの施策に大別されています。また、これに関して平成 28 年 10 月 24 日、及び同 11 月 25 日付の検証・評価・企画委員会（産業財産権分野（第 1 回、第 2 回））の資料、議事録によれば、「知財活用挑戦型中小企業」、「知財活用途上型中小企業」に向けた活動の方向性や具体的活動内容が明示されており、その本来の目的は確実に進捗されているものと考えます。

以下、項目毎に、施策に対する意見と、今後の施策案について述べます。

### 1) 知財活用途上型中小企業に対する戦略的普及活動

各施策については、概ね賛同いたしております。

知財活用途上型中小企業に対して知的財産の普及を図るには、知財総合支援窓口による積極的な普及活動の実施が効果的であると考えます。そのためにも、工程表に記載されている「知財総合支援窓口」と「地方公

共団体」、「金融機関」、「商工会・商工会議所」の全国的な連携、更には「よろず支援拠点」との連携が非常に重要になると考えます。また、「よろず支援拠点の周知活動」、「知的財産の普及活動を担う人材の育成」及び「知的財産管理士資格の取得の奨励」により、知的財産の普及が推進されるものと考えます。

知的財産の活用について積極的な「知財活用挑戦型中小企業」に対しては、例えば経済産業省、特許庁等で、「知的財産と標準化」の推進を明確化、かつ広報活動にも鋭意取り組んでおられ、当該事例の公表も豊富となってきており、地方、中小の該当企業には理解しやすいものと考えます。あるいは、そのような企業を「知的財産活用事例集」へ掲載することも、該当企業の意欲の高揚につながるものと思料致します。

一方で、「知財活用途上型中小企業」に対しては、昨年申し述べたように、もともと知的財産に対する理解・認知度が低いため、相談窓口を設けても、あるいはセミナー等の説明の場を設けても、相談・出席意欲にはつながりません。そのような地方、中小企業に対して一層の知的財産の活用推進を図っていくためには、「窓口」と言う「待ち」から、能動的に「押し出していく」姿勢が必要かと考えます。具体的には、今後は中小経営トップが別の目的で集っている場へ積極的に参加し、知財活用推進の「アピール」の場を作っていく。あるいは必要に応じてはそのような中小企業への「戸別の訪問」等も重要です。

また、地方、中小企業の知財戦略の推進にあたって、企業知財部門の出身の人にその任にあたらせる点は理に叶っていると考えます。ただし、出身の業界（例えば、化学・金属機械・電気等）により、知財業務・その戦略は大きく異なっています。当協会のように、異業界の者が日々、集まり、その相違について理解を深めた者ならばよいですが、現状の多くの支援・指導者が他業界を十分理解しているとは限りません。よって、その支援・指導者による相談等の相手である地方、中小企業が異業界の場合、十分な対応が困難であることは想像に難くないものであります。

よって、地方、中小企業の知財戦略の推進にあたっての支援・指導者は、一業界出身者の採用ではなく、多くの業界からなる複数の者の採用を希望します。

また、同一業界であっても、「実務が豊富な者」、「戦略等のマネジメントに長けた者」も存在しており、地方、中小企業にニーズに応じたバランスのある採用も重要です。

そして、第4次産業革命の到来等、知的財産のグローバル状況は日々流動的です。そのような変化やその知財戦略を知得していなければ、支援・指導者としては不適格であり、採用以降の教育も重要かつ必須と思料致します。

## 2) 知財活用挑戦型中小企業に対する国内支援機能の強化

各施策については、概ね賛同いたします。

挑戦意欲のある企業に対しては、産・産連携及び産・学連携を活性化させるための、よろず支援拠点による橋渡しが大きな推進力となります。また、知的財産総合支援窓口である INPIT による支援は、事業展開力向上の大きな推進力となります。さらに、「知的資産経営報告書」や「ビジネス白書」による見える化により金融機関の理解を深めることは、経営資源の強化へつながるものと考えます。そして、地域ブランドは、その地域の大きなビジネスを創出するチャンスととらえることができます。但し、工程表に記載されているよろず支援拠点については、中小企業のニーズは共通するものも多いと考えますので、事業化支援人材（コーディネータ）同士の情報交換が全国的にできるシステム構築が必要と考えます。また、当該計画には詳細な記載はありませんが、コーディネータの人材要件についてはしっかり検討すべきだと考えます。企業経験、経営知識、技術知識、契約等法的知識に加えて、その地域企業の情報が把握（強み弱み）できていることが、必要な要件と考えます。

産学連携強化も重要施策ではありますが、地域中小企業にマッチした技術の移転という点では、大学よりも大企業との交流の方が、対象技術候補が多いと考えます。しかし、大企業は、技術の移転に際してはリソースの持ち出しをとまなう事が多いので、費用対効果の観点から支援に躊躇しているのが実態です。もし、コーディネータの支援（契約サポート、技術サポート等）により、大企業側の負担が減るのであれば歓迎します。

更に、大企業の技術移転のインセンティブとして、地域貢献、中小企業への支援に熱心な企業に対して、金銭的なインセンティブ（税制優遇、報奨金等）の検討も希望します。

上記1) 項や本2) 項に関しては、リソースの配分も重要です。都道府県によって、「知財活用挑戦型」や「知財活用途上型」の中小企業の数、具体的な相談案件数は、異なると考えます。相談窓口やコーディネータのリソース配分についても、全国一律ではなく、上記企業、案件数に応じた配分を検討すべきです。

更に、一歩進めて、「連携」だけではなく、「機能集約」をして、内容面での幅広いサポートを可能とする組織が必要と考えます。具体的には、現在の各相談窓口が、都道府県単位で設置されているのに対し、高度な技術をもった地場産業が盛んな地域については、その地域単位（市レベル）で、企業経営、知財の相談に

加え、ビジネスマッチングも担える「一貫通貫型」機能をもった組織の構築を希望します。

### 3) 知的財産の権利化・標準化、その活用の支援

各施策についても、概ね賛同致します。

上記1)項「知財活用途上型中小企業に対する戦略的普及活動」でも述べましたが、「知財総合支援窓口」と「地方公共団体」、「金融機関」、「商工会・商工会議所」の全国的な連携により、地方における知財活動の活性化が図られるものと考えます。また、知的財産の権利化及び活用に向けた地方への支援や手続きの簡素化は、活用途上中小企業のみならず、挑戦型中小企業の知財促進が図られるものと考えます。さらに、中堅・中小企業における技術標準への取り組みを支援する「標準化活用支援パートナーシップ」は、昨今トレンドラインであるオープン&クローズ戦略に沿って、知財活動のさらなる活性化が進められると考えます。

一方で、本活動が活性化されていくと、中小企業も知的財産権を活用すべく、知財紛争事案も増えることが予想されます。そのため、知財紛争に対して、コンサルティングや弁理士、弁護士等の専門家による支援を受けられることは重要であると考えます。

地方・中小企業に対する知財活用の推進は、インセンティブを与えることが重要であると考えます。現在、国の機関や地方公共団体においても補助金の制度が多く設けられておりますが、多くは出願の費用に向けられたものです。

しかし、重要なことは、当該中小企業の知財活用が十分な効力を発揮する、出願以降の中間処理から維持年金を含めた「長期的な保証」だと思料致します。あるいは、中小の業種によっては、電機業界のように多くの特許権でなければ、知財活用を推進できない等の実態面を考慮し、工夫ある確実な支援をすべきです。

更に、昨年も申し述べましたが、川崎市の「大企業と中小企業の知的財産マッチング支援」の成功に見られるように、これらの活動を地方において一層展開していくには、大企業から中小企業へのライセンス・アウトを目的とした欧州の「ライセンス・オブ・ライト」制度や、中小企業に対して権利取得・活用を目的とした中小企業向けの思切った「パテント・ボックス」制度における各インセンティブを日本でも導入することが重要と考えます。

### 4) 海外展開支援の強化

トランプ政権の誕生により、TPPに軸を置いた海外展開は、戦略上の変更・転換が必要になりますが、海外展開の重要性には変化はありません。しかし、中小企業には、海外展開は大きなハードルです。大使館やJETROが連携してスムーズに中小企業の現地展開を支援することは、中小企業にとって不慣れな認証取得等の手続きの手助けとなることは間違いないと考えますので、拡充することを希望します。

### 5) 農林水産分野における知財戦略の推進

農林水産分野における知財戦略の推進においては、農業関係者（農業者及び農業指導者等）に対する知財マネジメントの普及・啓発だけでなく、国や各地域の農林系研究機関、水産系研究機関の職員に対する知的財産マネジメントの普及・啓発がさらに緊要と考えます。民間企業が国や各地域の農林水産系研究機関と連携するニーズが高まる中、これら研究機関の職員レベルでの知的財産マネジメントの知識・能力不足が連携や、今後のグローバルでのビジネスの戦いの中で日本の産業の発展の妨げとならないよう、迅速かつ積極的に当該研究機関等の職員に対する知的財産マネジメントの普及・啓発を推進いただくことを希望します。

また、地方再生の重要施策でもあることから、各地方の自治体、公設試験研究機関、生産者、食品加工業、生鮮流通業等をドメインとした、知的財産マネジメントの普及・啓発、知的財産による事業強化と地域活性化を推進することを、希望します。

## 第4. 知財システムの基盤整備

### 1. 知財紛争処理システムの機能強化

知財紛争処理システムの機能強化は、2017年も引き続き優先的に取り組むべき課題の一つであると考えます。検討にあたってはイノベーション創出を通じて我が国産業の発達につなげていくという観点を第一に据え続けることが期待されます。イノベーション創出が我が国産業界の発展には欠かせないものであり、知的財産が適切に保護されることが保証されるシステムになっていることが肝要です。特許侵害訴訟システムの強化により、知財が尊重される方向になることは歓迎できる反面、度を越えた強化は産業界の発展をかえって阻害しかねず、イノベーション創出に寄与しない組織に利益を与えかねません。この点で単に訴訟件数を増やすことを目的とするような取組とならないようにご留意いただきたいと考えます。

以下、各論部分について当協会の意見の概要を記載します。

(1) 損害賠償について、

「推進計画2016」では特許侵害訴訟システムの強化が厚く議論されています。特許紛争を解決する手段としては特許侵害訴訟が唯一ではなく当事者間の交渉による解決が図られている場合もあります。しかしながら知財の価値をどう判断するかについては究極の第三者判断となり得る訴訟での決着を視野に入れ解決を図ることは言うまでもなく、海外各国の動きやシステムも参考にした上で、金融がビジネス視点で権利の価値を正当に評価できるようなシステムを構築することが大切であると考えます。現時点においては権利の価値を正当に評価できるシステムがないため、正当な損害額が認定されていないという不満が産業界にはあります。従って、権利の価値を正当に評価できるシステムがあれば、懲罰的賠償制度等の導入に依らずとも、損害賠償額は権利の価値を正当に反映するレベルまで自然と増額されるものと考えます。尚、訴訟のインセンティブ目的での懲罰的賠償制度の導入はPAEに悪用されかねませんので反対いたします。

(2) 知財尊重の風土づくり

地域創成や中小企業支援の観点から、知的財産に関して未だ十分な知識を持たない中小企業や青少年等が、知的財産権の有用性を正しく理解し、知的財産権の所有や行使について不適切な誤った判断を行わないように、第2. 1. 項に記載したような知的財産に関する教育の充実が重要であると考えます。

(3) 差し止め請求権

差し止め請求権に関しては、権利者と実施者の利益バランスを十分に考慮することが必要です。例えば、標準規格必須特許の権利者が(F) RAND宣言を行った場合は、差し止め請求が馴染まないといったケースがあります。その一方で、標準規格や標準規格必須特許の実装に際して必要な特許の実施料支払いについて、実施者が不誠実であったり悪質であったりする場合等にまで差し止め請求を行えないとすると、権利者との間の利益バランスを欠くケースも存在します。従って、差し止め請求の可否については、個別の事案に応じて民法の権利濫用法理、または競争法の観点から対応の上、判断するのが適切と考えます。

(4) 証拠収集手続き

証拠収集手続きに関しては、まず訴訟提起前の証拠収集手続きについては、これを安易に行えるような制度とすることは、経済活動へのマイナス影響が大きい可能性があると考えます。一方、提訴後の証拠収集手続きに関しては、営業秘密の保護の必要性及び権利者と被疑侵害者とのバランスが取れたものであることを前提に、検討の価値があると考えています。

(5) 知財紛争情報公開

知財紛争処理システムに関する情報公開や海外への発信については、日本のシステムを東南アジアなど海外各国の見本とならしめ、参考として使っていただくようなものを目指して、是非積極的に進めて頂きたいと考えます。

## 2. 世界をリードする審査の実現によるグローバル事業展開支援の強化

### 1) 特許審査体制の整備・強化

「強く・広く・役に立つ特許権」の付与を目指した、審査体制の整備・強化に関する取り組みに賛同いたします。また、この実現に向けた、改訂審査基準に沿った審査の推進、サンプルチェックによる審査品質の管理、ユーザ意見調査に基づく検証などの取り組みに賛同いたします。この定量的な評価は容易でないものの、各種施策が有効に機能しているか否かを検証する際にこの評価は不可欠です。単一の統計値で達成度を測ることは困難であったとしても、関連する複数の事象を俯瞰することで、全体的な傾向を把握し、この付与が前進しているのか否かを検証できる環境の構築に向けた継続的な取り組みをお願いします。

また、このような権利付与の実現のためには、権利の形成過程における審査官と出願人との間のコミュニケーションの質も重要と考えます。拒絶理由の形式面での統一から更に進んで、拒絶理由の内容面での質の担保により、出願人が拒絶理由の真意を理解した上で最適な対応をとることを可能とし、出願人が権利を取得しやすくする環境の構築をお願いします。

審査迅速化に関しては、目標である14ヶ月が達成されれば、早期審査制度により個々の案件の事情に応じて柔軟に対応できることも鑑みて、迅速化は十分に達成できていると考えます。

グローバルな活動を行っている企業としては、品質向上もグローバルレベルで行われ、それを日本特許庁がリードすることを引き続き期待します。審査期間が短縮された状況では、他国の審査結果を参照できないケースも多いものと考えられ、1次審査通知に対する出願人の応答後であっても、再度の調査を行う期間を確保するなど、審査の質を担保する措置を検討頂きたいと考えます。

また、日米協働調査など、実務レベルでの他国審査官との交流を続けることにより、審査の国際調和を目指す取り組みに賛同いたします。本取り組みへのユーザ参加を促すためにも、同調査への申請手続きをより簡

略化するなどの工夫も合わせてお願いしたいと考えます。

IoT、AI、ビッグデータなど新たな技術に関する審査については、我が国が世界をリードして事例の作成、ファセット分類の導入などを行い、諸外国に情報発信することについて引き続き賛同いたします。その際、我が国特有のガラパゴス的な権利、我が国だけの特有な分類が発生するといった事態に陥らないように、諸外国の審査の現状、方向性も考慮しつつ検討頂きたいと考えます。また、これらの技術革新のスピードに遅れをとらないように、迅速な対応をお願いしたいと考えます。

## 2) 知的財産システム向上に向けた国際連携の強化

グローバルな事業展開、オープン・イノベーションの拡大に伴い、ユーザは、国ごとの法制度や手続きの違いによる権利取得等のための経済的負担増の問題に直面しております。

このような環境下において、ユーザが保有する競合優位な技術等について、安定した信頼できる権利をタイムリーかつ効率的に獲得できる知的財産システムの向上に引き続き取り組んでいただくことを望みます。

現在、五大特許庁（IP5：日本、米国、欧州、中国、韓国）による連携活動においては、単一性、記載要件等の手続調和、特許庁間でのワークシェアリング等の複数のイニシアティブを、ユーザとのコミュニケーションをとりながら進めていただいております。当協会としては、特に経済的負担の軽減が期待される手続調和の検討や、グローバルDシエの推進をしていただきたいと思います。今後も当協会はグローバルユーザ（権利者及び権利者以外の同業者等の第三者の両者）の立場の観点から、調査研究成果の提供や特許庁との議論に貢献してまいりたいと存じます。

また、日本特許庁が参加する上記 IP5 とは別のフレームワークで進められている実体的制度の調和につきましても、権利者と第三者とのバランスを考慮しつつ、検討をすすめていただきたいと思います。

更に、新興国を含む海外知財庁との国際連携や国際施策検討の需要は、今後ますますグローバル社会において増えてくるものと考えます。そのような場においても、現在特許庁が上述のイニシアティブにおいてリード庁として推進されているような役割を今後も担当され、優先順位を加味して推進していただくことを期待致します。

## 3) 意匠制度・運用の見直しと国際連携

以下の各項目につきましては昨年も申し上げましたが、引き続きのご検討をお願いいたします。

### (1) デジタルアクセスサービスの利用などの手続きの簡素化

『意匠制度の利用促進を図るため、図面提出の一部省略や優先権書類の電子的交換を可能とするデジタルアクセスサービスの利用などの手続きの簡素化等に向けた検討を行う』ことについては、検討の促進をしていただくことを希望いたします。一方で、日本の制度・運用の視点だけで図面提出の一部省略等の検討を行えば、各国制度とのバランスにおいて、却って手続の利便性を損ない、日本への出願は行わないで外国に直接出願するなどして、日本の意匠制度の利用促進に繋がらない場合もあり得ますので、国際的な制度調和を視野に入れた検討が必要と考えます。

### (2) 意匠出願手続きの統一化及び簡素化

WIPO における、意匠制度の国際調和の議論に当たり、手続の簡素化はユーザとして望ましいことであります。しかしながら、例えば、図面の開示についての考え方や、部分意匠に関する破線の扱い等、日本と欧米等で概念が根本的に異なるため、日本の制度下ではこれらの国とは同じ考え方を取ることが難しい点もあります。日本制度に基づき確保した権利が不利にならないよう、日本特許庁が積極的に議論に参加していただきたいと思います。

### (3) 意匠関係の ASEAN 諸国への審査支援など

ASEAN 地区等への知的財産制度、体制に関する支援について、安定的な権利登録のための審査が成されるためには、審査官の増強や、審査のためのデータベース整備などの支援を以てしても、高度なレベルを達成するまでにある程度時間がかかるものと考えます。そこで、日本特許庁の高品質な審査結果（参考公知文献含む）の活用について、ご検討をお願いしたいと考えます。

ASEAN、中東、インド、トルコ、ブラジル、アフリカ（以下、当該国）については、日本企業のビジネスが活発化しておりますところ、当該国では最初に商標模倣から始まり、意匠模倣、技術模倣という順に模倣の態様が進む傾向にあります。これを考えると、商標・意匠分野についても、①我が国との親和性の高い審査基準、審査手法の確立（研修、審査基準・品質管理マニュアル作成のための協力）、②出願等手続の簡素化、③知財検索データベースの充実化への支援等を通じ、当該国において適切で迅速な権利付与が可能とな

るよう、人的派遣や EPA 協定等の交渉時におけるご提案などによるご支援に一層注力頂きたくよろしくお願いたします。

#### 4) 商標制度関係

##### (1) 商標審査体制の整備・強化

「世界最高品質」を掲げ審査の質向上へ向け特許庁を中心に実施している一連の取組みに賛同いたします。今後更なる質の向上がはかられ、日本の審査体制が他国をリードすることを期待し、以下の2点を要望いたします。

##### (i) 新しい商標に関する審査の促進

2015年4月に改正商標法が施行され、従来の文字や図形に加え、音、動き、位置、ホログラム、色彩に関する新しい商標が、新たに商標登録の対象となりました。しかし、従来の文字、図形等の商標と比べ、審査結果を受領するまでに相当の時間を要しています。例えば、施行後約2年を迎えようとする時点において、色の商標はまだ1件も登録された事案がなく、どのような商標が登録の対象となるのか参考となる情報が得られていません。質の高い審査の観点から、登録性を慎重に審査する必要があることは承知しており、企業としても歓迎いたしますが、当該制度が真に企業の多様なブランド戦略に活用され、産業の発展に資する制度とするためにも、新しい商標に関しても高品質で迅速な審査の更なる促進を希望いたします。

##### (ii) 審査書類の閲覧制限の導入

商標の審査の過程で提出する書類には出願人の営業秘密に該当するものを含む場合があるため、審査書類の閲覧制限にかかる規定の導入を希望いたします。

裁判や審判においては、秘密保持命令がなされうる制度となっているところ、審査においてはこのような制度が設けられていないため、営業秘密の保護を優先し、審査に有用であっても十分な証拠を提出できない場合があります。特に、使用による識別力獲得（商標法第3条2項）により商標登録の要件を満たす商標である旨を主張、立証し商標登録を目指す場合には、当該商標が周知であり識別力を獲得している旨を示すため、取引書類等事業にかかる証拠を多数提出することが求められます。しかしながら、これらの取引書類等には、営業秘密が含まれる場合があり、何人も出願書類が閲覧可能な現状においては、営業秘密の保護を優先し、その提出を断念せざるを得ない場合が生じています。この結果、審査における証拠提出が万全とならず、特許庁における審査の充実や促進が阻害されています。審査の過程で審査官と出願人が行なう面談において事業にかかる資料を活用できれば意思疎通に資すると思われるところ、やはり同様の事情があり提出を控えざるを得ない場合があります。審査書類の閲覧制限にかかる制度が創設されれば、面談の利用促進にもつながると考えます。

上記事情をふまえ、審査において出願人が十分な証拠を提出でき、且つ、審査官が出願商標にかかる実態の把握を確実に且つ速やかに行えるような審査の質の向上に資する制度の導入を希望いたします。

##### (2) 商標制度に関する悪意の商標出願への対抗環境整備

特定の出願人が、自らの事業に無関係である他企業の商標を剽窃的に出願し、またインターネット等で話題のキーワード等を機械的且つ大量の商標登録出願する行為が継続的に行なわれています。この影響を受け、正当な事業目的のもと商標の活用を望む企業等が当該商標を登録することを阻害され、またその使用を断念せざるをえなくなる事態が発生しています。

このような悪意の出願に関し、当協会では、2015年より継続的に特許庁への対応要請を実施して参りましたが、いまだ抜本的な解決策が提示されていません。その結果、当該特定出願人の行為が報道等でも大きく報じられるようになってきました。今後、模倣犯が登場し、問題が更に大きくなることも懸念されます。その場合、これまで以上に特許庁の業務に負荷を与え、審査遅延にもつながりかねません。また一般国民からの商標制度への信頼がゆらぐ事態につながるおそれ、更には国際社会からの日本の商標制度、行政の不審を招くことも懸念されます。

商標制度はその趣旨に照らすと、事業を行なうものの信用を保護し、需要者の保護を図ることで産業の発展に寄与する制度であるべきところ、このように、実際の事業とは切り離されることにより事業実態が伴わず、権利の売り買いのみを目的とした商標登録出願が大量に発生し、事業活動を阻害している状態は、健全な制度運用がなされているとは言い難いと考えます。

商標制度の本来の趣旨に立ち返り、自らの事業のため、また産業の発展のため、正当な目的で商標権を活用する企業等に必要な権利が帰属するような公正なルール作りへ向け、法改正も視野に入れた、可及的速やかな措置を講じて頂くことを強く希望します。

### Ⅲ. 今後、新たに取り組むべき課題

以下の各項目につきましては昨年も申し上げましたが、引き続きのご検討をお願いいたします。

#### 1. 商標関係 アンブッシュマーケティング行為の抑止・排除体制の強化

2020年に開催される東京オリンピックへの準備が各方面で着々と進み、注目度は以前にも増して高まっております。これを受け、正当な権利者に無断でオリンピック関連の知的財産権の効力に便乗し、不正に利益を得る行為（いわゆるアンブッシュマーケティング）も益々増加することが予見されます。

日本の知的財産保護が制度・運用ともに充実していること及び不公正な競争行為を適正に排除する健全な市場があることを国内外にアピールし、開催国としての責任を全うするため、アンブッシュマーケティングを抑止し、適正に排除する枠組みを早急に検討し、構築していただけるよう要望いたします。

オリンピック主催者等の承認を得ずにオリンピックとの商業上の関連性を作出したり、販売促進に繋がるような露出を試みたりする行為、オリンピックに寄せられる高い関心やオリンピックの話題性を利用するマーケティング行為はアンブッシュマーケティングといわれ、近年のオリンピック開催国では開催前に立法等により、抑止・排除の仕組みづくりが検討され、十分な手当てがなされています(\*1)。

オリンピックは国際的な注目を集める世界的イベントであり、日本における知的財産の保護の実態が国内外から評価される機会でもあることを考慮すれば、わが国も既存の法体系では実効性が十分ではない分野については知財戦略の一環として早急に手当てすべきだと考えます。残念ながら、現行の知的財産法の枠組みではこのような行為を適正に取り締まることができない可能性が高いと解されます(\*2)。

また、オリンピックのみならずスポーツイベントに関連する知的財産を通じた収益モデル(スポンサー料、ライセンス収入等)はいまやビジネスとして確立されています。正当な権利者に無断でオリンピック関連の知的財産権の効力に便乗する「フリーライド行為」を排除し、公正な競争を保護・促進するビジネス環境を整備する対策を講じることは、日本市場の評価にも繋がる重要な措置となると考えます。

日本が国際的な信用を維持し、オリンピック開催国としての責任を全うするためにもアンブッシュマーケティング行為を適正に取り締まり、オリンピックに関する知的財産権の保護を真に実効せしめるルールの創設を期待いたします。

(\*1)英国ではロンドンオリンピック(2012年)に際し、既存の知的財産法の枠組みでは排除できない行為を取り締まる目的で、アンブッシュマーケティングの概念を法律に盛り込んでいます。また、オリンピックと関係があると公衆に認識させるおそれのある表示を禁止しました。ブラジルではリオオリンピック(2016年)に際し、商業・非商業利用を問わず、大会組織委員会またはIOCの事前の明確な承諾のない使用すべてを禁止し、既存の知的財産法で取り締まることができないアンブッシュマーケティング行為を違法とする措置を採りました。ガイドライン等だけでは実効性が担保できないため、特別な時限立法を設置する場合が増えています。

(\*2) 現行の日本国商標法ではIOC等著名な標章は登録を禁止し(4条)、オリンピックに関する登録商標を正当な権原なく使用することを禁止しています(36,37条)が、あくまで商品・役務との関係で商標を登録し、使用する行為を禁止するに留まり、オリンピックのイメージに便乗し、オリンピックとの関連性を作出することによりあたかもオリンピックと関連すると公衆を誤認させるような行為や非商業的使用は禁止することができないと解されます。また、不正競争防止法において、指定国際機関の標章の商業上の使用禁止(17条)、スポーツ団体やイベントの周知・著名な名称、ロゴ、キャラクターの商標的使用禁止(2条)等の規定はあるものの、商標法と同様、アンブッシュマーケティングまでも排除できる規定とはなっていません。

#### 2. 生物多様性条約に関する体制整備

2010年に開催され作成された生物多様性条約に関する名古屋議定書に関し日本の生物資源に関する管理の体制、法整備が環境省、経済産業省など関係省庁において検討されています。

本条約に関する当協会会員への調査によれば、本条約は、直接的に関係していると言われる医薬、食料の分野のみならず、生化学物質は略全ての産業分野で利用しているにも関わらず条約を十分知らない企業が大半であること、また、各分野では、国内の材料よりむしろ海外の材料を多く研究開発の材料として使用していることが判明しています。すなわち、この条約の批准及びその体制如何は我が国の産業に大いに影響を及ぼすという認識であります。

一方で、この分野で当協会会員が海外で知財を取得するに際して、本条約の批准国より知財の取得に関して圧力がかかり、ケースによっては特許出願公開の情報から現地地で不買運動が起こったり、条約違反などという現地弁護士の見解で権利化断念を余儀なくされたりするなど、国内よりむしろ海外での国内産業のビジネスあるいは知財保護に問題が生じています。

特に、こうした問題が生じている国は、日本語、英語以外の言語を使用する国が多く、日本企業にとってみると現地の生物資源活用に必要な現地の法制度や体制、その研究から生まれる知財の保護に係る手続きの情報が極めて不足しています。

特許制度は属地主義であり各国が施行する法制度に関しては各国依存で、調和は経済連携交渉で図るところ、この条約の採用に関しては反対意見を持つ先進国も多いので、今後の交渉で将来的には一律の法体系とする方向であります。時間を要すものと推察します。

しかし、現時点においては国内で既に発生している関連知財についての海外での権利化という場面に対して、何らの国内の仕組みが存在しません。研究開発のための相談窓口や、権利化の手助けになるよう、各国における生物多様性に関する知財に関する制度の詳細情報の収集、収集情報を日本企業に簡単に理解可能にするような公開 DB のさらなる整備（例、対象国の拡大）が必要です。こうした国内体制の整備をお願いします。

因みに、国内の法整備においては生物多様性条約の遵守と特許制度を関連づけることは慎重であるべきであり、例えば生物多様性条約の遵守と明細書の開示要件、さらには特許無効事由を関連づけるようなルール化には、従来特許制度の根幹を揺るがす深刻な影響が予想され、反対いたします。

#### IV. その他

##### 1. 通商関連協定等を活用した知財保護と執行強化

昨今、主要国において保護主義の台頭が見られます。自由貿易が産業競争力の必要条件となる我が国は、FTA や EPA 等の通商関連協定等を積極的に推進し、知的財産分野においては国際的に調和した知財制度の整備と実効的な法執行の確保を進めていただきたいと思います。

なお通商関連協定等における知財関連条項については、保護と利用のバランスを失することがないように、国内法制化の時期や内容面における配慮を行っていただければ幸いです。

##### 2. 商標関係 TPP 批准に向けた法整備

TPP を巡る情勢につき、現時点においては不透明ではありますが、以下の点につき申し上げます。

TPP の内容を受けた損害賠償制度の検討に際しては、国内法が長年定着し、安定的に運用等されてきた事実を十分に考慮し、TPP 加盟に伴い法改正の義務がある範囲を明確化したうえで、慎重な制度改正検討を行っていただくようお願いして参りました。この度、「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 28 年 12 月 16 日法律第 108 号）」が公布されておりますが(\*1)、施行される場合には、実際の運用のイメージや損害賠償額の算定の考え方を明らかにしていただき、混乱のないよう周知を充実させていただきようお願いいたします。

現在、発表されている改正法の周知文書は、新規定を運用するにあたっての考え方が不明確であり、実務上の指針とし難い内容となっております。

例えば、法改正の概要にかかる周知文書(\*2)において、損害額の＜新规定案＞として、1つの計算式が提示されておりますが、改正法の規定ぶりからは、このような計算式が一意に読み取れるものではなく、計算式の一例が示されているに過ぎないのではないかと考えます。また、同じく前述の文書では、「商標の「不正使用」とは、登録商標と社会通念上同一の商標の使用による侵害を指す」旨説明されておりますが、日本の商標実務上「不正使用」は、商標法 51 条、53 条等で規定される取消対象行為を指すのが一般的です。現行商標法 50 条に規定されている「社会通念上同一の商標の使用」を「不正使用」と定義するかのような文書が公表されることにより実務上の混乱が生じることが懸念されます。以上のようなことから、現行法及び実務と改正法の間を精査していただき、公表文書においては、実務上の混乱が生じないような用語を用いていただくと共に、改正法の考え方を明確に示した上で、十分な周知を図っていただくことを希望いたします。

(\*1) 「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」に関する周知：

[http://www.jpo.go.jp/torikumi/kaisei/kaisei2/tpp\\_houritu\\_seibi\\_h281228.htm](http://www.jpo.go.jp/torikumi/kaisei/kaisei2/tpp_houritu_seibi_h281228.htm)

(\*2) 「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の概要」

[http://www.jpo.go.jp/torikumi/kaisei/kaisei2/pdf/tpp\\_houritu\\_seibi\\_h281228/syohyo\\_gaiyo.pdf](http://www.jpo.go.jp/torikumi/kaisei/kaisei2/pdf/tpp_houritu_seibi_h281228/syohyo_gaiyo.pdf)

##### 3. 職務発明制度

昨年特許法 35 条が改正され、発明の帰属は会社帰属とすることが可能になりました。しかし、依然として発明者は「経済上の利益」を得ることができるとされ、衆参両院の付帯決議によって従来の補償と実質同等であることが必要とされました。企業としては、十分な協議を経ることにより「経済上の利益」が後に裁



判により覆されるリスクは低くなったと言われてはいますが、十分な協議とはどの程度の協議が必要なのか、経産大臣による協議の指針がどの程度に裁判で有効であるかは不明確なままであることを懸念しています。どのような協議をすれば十分であるか、より明確な基準を示すように改良されることを望みます

## [日本行政書士会連合会]

### 第2. 知財意識・知財活動の普及・浸透

#### 1. 知財教育・知財人材育成の充実

○知財教育・知財啓発を進めるための基盤整備（計画 2016, p.27）

〔意見〕

このたび、知的財産推進計画 2016 に基づき、知財創造教育推進コンソーシアムが発足しましたことは、まことに喜ばしいことです。

計画 2016 では知財教育推進コンソーシアムでしたが、発足したコンソーシアムには「創造」が組み込まれました。昨今、児童生徒が、普段あまり気にすることなく行っているコピーアンドペースト、許諾なしの画像のダウンロードや加工、ネチケットに反する内容の SNS での投稿、そして炎上など、社会問題化する事例が増えています。初等中等教育諸学校における知財創造教育では、まず、著作権を含む知的財産の意義を子供たちに伝えるとともに、これらの「マインド」を涵養することが重要と考えます。著作権を含む知的財産「マインド」を身に付けた子供たちこそ、将来、国際社会から信頼される基礎研究や技術開発の担い手となりうる専門人材に成長するものと考えます。

また、知財創造教育の推進を効率的に加速化するためには、専門家と学校現場の懸け橋となり得る公的な仕組（個人のコーディネーターに依存するよりは機関のほうが望ましいかと思えます。）が不可欠と考えます。

#### 2. 地方、中小企業、農林水産分野等における知財戦略の推進

○中小企業における知的資産経営の推進（計画 2016, p.31）

〔意見〕

無形資産の「見える化」促進ツールの一つである「知的資産経営報告書の自主的な作成を促す」、と明記されていますが、近年においては報告書作成に終始し、あるいは報告書の内容が会社概要に近いものが出てきたように感ぜられます。

報告書作成を支援する専門家も報告書作成ありきになっている感があり、この政策を策定した当初に立ち返って、知的資産経営という考え方について、積極的な普及啓発を進めることも、報告書の自主的な作成を促すことと併せて、お願いしたいと思えます。

## [知的財産人材育成推進協議会]

### I. はじめに

2013年6月7日、今後10年を見据えた知的財産政策の軸となる4つの柱と政策課題などを盛り込んだ「知的財産政策ビジョン」が知的財産戦略本部により決定された。

昨年度、本協議会では本ビジョンにおける知財人材育成の前提・指針となる「知財人材育成プラン」に基づいた具体策を中心として「知的財産推進計画2016」への提言を行った。本年度は、昨年度の提言の方向性との一貫性を保ちつつ、状況の変化を考慮して提言を行うものである。

### II. 要旨

本協議会は、第Ⅲ章において、以下の3つの大項目について提言する。

1. 中長期的な知財人材育成プランの再整備
2. 産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築
3. 中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援

1. において、本協議会は、2006年に策定された「知的財産人材育成総合戦略」の総括、そしてその結果に基づく今後5～7年の中長期的な指針の再整備が必要と考え、その必要性について提言する。

また、2. においては、「知的財産政策ビジョン」で規定される柱の1つである「産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築」について、知財マネジメント人材及びグローバル知財人材を育成するとともに、知財人材の裾野の拡充と世界から優れた知財人材が集まるような仕組みの構築を進める観点から、幾つかの事項を提言する。

さらに、3. においては、「知的財産政策ビジョン」で規定される柱の1つである「中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援」に関して、「中小・ベンチャー企業等に対する支援」及び「知財総合支援窓口機能の強化」の2つの観点で整理し、幾つかの事項を提言する。

### Ⅲ. 提言

#### 1. 中長期的な知財人材育成プランの再整備

本協議会が設立される契機となった政府の「知的財産人材育成総合戦略」において掲げられた推進期間は2014年度に最終年度を迎えたが、未だ次の総合戦略が立てられていない。環境の変容に伴い、2012年1月には「知財人材育成プラン」が策定され、「知的財産政策ビジョン」における現状の認識としても用いられたが、それはあくまで「知的財産人材育成総合戦略」を補完するものであった。知財環境の変化は加速度的であり、求められる人材像も大きく変容、多様化してきている。この間、「知的財産人材育成総合戦略」に則って、知財専門人材の量を倍増し、質の高度化を進めると同時に、知財活動のグローバル化に対応するグローバル知財人材の育成強化等が進められ、これまで多くの進捗が見られた一方、新興国のプレゼンスの向上、ビジネスのグローバル化、保護貿易主義の台頭等、社会情勢が急激に変容していることを踏まえると、これまでの「知的財産人材育成総合戦略」の到達点に立脚しつつ、今後の5～7年を見通した総合戦略を作成することは重要と考える。

そこで、政府として、「知的財産人材育成総合戦略」に基づいて行ってきた人材育成の総括を行い、今後の中長期的な見通しを立て、広く啓発普及を行っていくためにも、「知的財産人材育成総合戦略2.0」として新たな知財人材育成の指針を定めるべきである。

本協議会は、新たな知財人材育成の指針策定に資するため、今後も検討・提言を行っていくが、例えば以下のような点において、「知的財産政策ビジョン」において言及された、これまでの人材育成施策の総括、今後の人材育成の方針決定が必要であると考え。

- ・営業秘密保護、国際標準化・認証、産学官連携その他の「知的財産政策ビジョン」において掲げられたグローバル知財システムの構築のための各施策を支える知財人材の質及び量は十分であったのか、また、そのような知財人材を今後どのように育成していくべきか。

- ・これまでの知財マネジメント人材育成は、経営層、企業における企画部門、開発部門、営業部門等の知財マネジメントとの関与が相対的に低かった人材に対しても十分であったのか、また、そのような人材に対する人材育成を今後どのように展開していくべきか。

- ・我が国の知財システムをグローバルに展開するための知財人材育成のための施策にはどのような課題があったのか、また、今後どのようにそのような課題を克服していくのか。

#### 2. 産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築

「知的財産政策ビジョン」においては、産業競争力強化のためのグローバル知財システム構築を支える国際競争力の向上に資する知財人材の育成を図るため、「知財マネジメント人材の育成」「グローバル知財人材の育成」「知財人材の裾野の拡充」「知財人材育成プラン推進体制の整備」の4つのポイントを挙げている。また、「世界から優れた知財人材が集まるような仕組みの構築」についても言及している。以下、これらのポイントに沿って、具体策を提言する。

##### (1) 「知財マネジメント人材」の育成について

###### ① 知財マネジメント人材の育成

日本弁理士会では、知財ビジネスアカデミーで知財マネジメント研修を実施しており、企業の事業活動に資する知財戦略を企画・提案できる知財マネジメント人材の育成を行っている。同様な取組を拡大すべきである。

###### ② 知的財産情報をより「積極的」に活用できる人材の育成

知的財産情報、特にいわゆる特許情報（実用新案、意匠、商標の情報も含む）は、特許や意匠等の出願が実際の事業活動に先行して行われており、その件数や分野には経営資源の投資配分も反映されていることから、企業の中長期の「経営戦略」が発現している重要な情報であるが、これまで知的財産部門やR&D部門中心の活用にとどまり、必ずしも事業戦略やマーケティング戦略の立案に活用されていなかった。

そこで、知的財産情報を事業戦略に沿って「積極的」に活用できる人材が求められている。具体的には、知的財産情報及び公開情報（IR情報、ニュースリリース、論文等）から他社の様々な戦略（特許戦略に留

まらず、事業戦略、マーケティング戦略、研究開発戦略、アライアンス戦略、人事戦略等)を推測・予測・把握し、そのような情報に基づき、自社が比較優位に立つための新たな研究開発戦略、事業戦略、マーケティング戦略さらには企業戦略のオプション(例えば、M&Aの候補先選定、カーブアウト事業の選定等)を「積極的」に提案することができる人財や、人財ネットワークを生かした本格的な産学連携を実行できる人財の育成に向けた取組を官民挙げて推進すべきである。

## (2)「グローバル知財人財」の育成について

### ①グローバル知財専門人財の育成

国際舞台で活躍できる弁理士、弁護士の増加を図るため、海外の知財専門知識を英語にてタイムリーに取得できるよう海外からの知財専門家を招いての研修や、英語による知財専門研修を増やすことにより、語学に長けたグローバル知財専門人財の育成を推進すべきである。

### ②国家資格の取得を利用した人財の育成

グローバル競争時代における事業活動に資する「知的財産戦略」、「標準化戦略」、「諸外国における権利化手続き」、「諸外国の関係法規」等に精通した知財マネジメント人財を育成・確保し、日本企業の国際競争力を強化するために、日本の知財関連法規以外の知財マネジメントスキルも判定可能な国家資格(「一級知的財産管理技能士」等)の取得やグローバルな人財交流を促進する取組を推進すべきである。

## (3)知財人財の裾野の拡充

### ①生徒・学生に対する知財教育をするための専門家人財の育成およびインフラの整備

知財を創出する喜びを体験させ、創出した知財を権利として保護する意識を育むため、初等・中等教育から高等教育まで、各教育の現場の状況に応じた、切れ目の無い知財教育を推進するため、弁理士、弁護士、知的財産管理技能士等の知財専門家・実務家を活用するとともに、教材等の作成、教師への指導等も強化すべきである。

加えて、上記の取組を通じて弁理士、弁護士、知的財産管理技能士等の知財専門家・実務家の魅力を生徒・学生に浸透させ、次世代を担う知財専門人財を創出すべきである。

また、生徒・学生への知財教育の推進のためには、外部専門家の協力と共に、高等学校、高等専門学校、大学等の教職員の知財教育への理解が重要である。これらの者を対象とした知財を学ぶ研修等の拡充を図るべきである。

### ②生徒・学生への知財教育の推進及び知財教育のための環境整備

生徒・学生が将来産業人財やクリエイターとして活躍するために必要な実践的な能力を身につけられるよう、高等学校、高等専門学校、大学等において知的財産に関する科目の設置、必修化を促すなど、学習機会の拡充を図るべきである。

また、高等学校、高等専門学校、大学等における知財教育の拡充を促すため、弁理士、弁護士、知的財産管理技能士等の知財人財を対象とした講師育成、これらの講師招へいを対象とした講師料及び教材費に対する補助を教育機関等に対して行うべきである。

さらに、「知的財産推進計画2016」を踏まえて設置された「知財創造教育推進コンソーシアム」の下で、学校と地域社会との効果的な連携・協働が図られ、小中高等学校及び高等専門学校における知財創造教育が推進されていくことに期待する。

### ③国民への普及・啓発

知的財産に関する国民の理解の向上を図るため、啓発活動を推進するとともに、国家資格(弁理士、弁護士、知的財産管理技能士等)の取得を推奨すべきである。

### ④資格制度の活用

知的財産の啓発と学習を推進するため、知的財産に関する学習の動機付けや、目標となる国家資格(弁理士、弁護士、知的財産管理技能士等)の取得を推奨すべきである。また、啓発をより推進するために、名刺等に取得した資格を記載するなど、資格保有を他者が認知できるようにすることを推奨すべきである。

## (4)知財人財育成プラン推進体制の整備

### ①知財人財育成関連機関との連携及び拡大

知財関連人財育成機関の連携強化として、情報共有や人財育成に関する研修・教材の拡充を図るべきである。

#### (5) 世界から優れた知財人財が集まるような仕組みの構築

##### ①グローバル知財人財を支える研究者の育成

グローバル知財人財を支えるため、産業財産権制度及びその運用や、それらの実証分析の分野における専門家、とりわけ知財の若手研究者を継続的に育成することが必要である。特に、我が国の若手研究者が国内外の研究機関において、我が国や諸外国の産業財産権制度等に関する研究活動ができる環境を整備すべきである。

##### ②グローバル知財人財を支える研究者の招へい

グローバル知財人財による諸外国の知財制度に関する情報へのアクセスや意見交換を容易とし、また、諸外国における我が国の知的財産権制度への理解を深めるため、我が国や諸外国の産業財産権制度及び運用、それらの実証分析に精通した海外の研究者を継続的に招へいし、諸外国の知財分野の研究者が参集することで諸外国の情報を収集しやすい環境を創るべきである。また、我が国や諸外国の産業財産権制度についての情報発信する環境を整備することが必要であると考え。このため、産業財産権の制度・運用や実証分析について優れた知見を有する諸外国の研究者の、我が国研究機関への招へいを推進すべきである。

#### 3. 中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援

「知的財産政策ビジョン」では、中小・ベンチャー企業は社内に十分な知財部門を有しておらず、独力で知財マネジメントを行うことが困難であるという問題が指摘されている。これに対応するための中小・ベンチャー企業における知財人財の確保は喫緊の課題となっている。また、地域における中小・ベンチャー企業及び大学の知財活動を活性化させるため、各地域の状況に合わせた知財支援の取組を推進する必要性も挙げられており、これらに対する具体策として、以下の提言を行う。

##### (1) 中小・ベンチャー企業等に対する支援

##### ①中小・ベンチャー企業等に対する支援人財の育成と支援強化

日本弁理士会が平成27年度から実施している「弁理士知財キャラバン」事業等も参考に、中小・ベンチャー企業に対し、知財の側面から実践的な支援を行うべきである。

##### ②中小・ベンチャー企業、大学等に対する環境の整備

中小・ベンチャー企業に事業戦略の視点で知財マネジメントの重要性を浸透させるため、また、将来の知財活動の担い手を育成するために、知的財産に関する国家資格保有者（弁理士、弁護士、知的財産管理技能士等）による実践的な研修や、各大学、地方自治体、金融機関等への「出前型」講座を実施する環境を整備しつつ、社会人向けに知財マネジメントを学ぶことができる大学院等を活用して、知財マネジメント人財の育成を促進すべきである。

##### ③事業戦略の視点でコンサルティングを行う知財人財の客観的評価指標の導入

地域中小・ベンチャー企業に対する強力な支援体制の構築の前提として、各企業の個々の状況に応じたきめ細かい支援を行うため、支援担当者等には、知財マネジメントの専門知識はもとより企業における事業戦略と連携した知財マネジメントの豊富な実務経験が求められる。そこで、質の高い支援担当者等の確保のため、「事業戦略の視点でコンサルティングを行える知財人財」の客観的評価指標を設けることが必要である。例えば、特定の国家資格（弁理士、弁護士、知的財産管理技能士等）の取得といった具体的な基準を明確にすることにより、全国の知財人財の質的な面での均一化を図り、地域間格差を是正するよう努めるべきである。

##### ④中小・ベンチャー企業における「一社一人運動」の推進

全ての中小・ベンチャー企業で知的財産を理解できる人財を少なくとも一人は育成・確保する「一社一人運動」※を推進すべきである。

また、「一社一人運動」に取り組むなど、一定の基準を満たした中小・ベンチャー企業を、知財人財育成・活用に関する状況が優良な企業として、経済産業大臣・特許庁長官が認定する制度等を創設し、さらに、この制度による認定を受けた企業は政府や公的機関の競争入札において追加評価点を得られたり、支援策の優

先適用を受けることができる等のインセンティブ制度を導入すべきである。

⑤地域金融機関等における知財教育の推進

地域中小・ベンチャー企業の知財ニーズと支援を行う知財人財とを橋渡しする者として、地域金融機関、社会保険労務士、税理士、行政書士等が想定される。これらの者に対する知財教育の推進を図るべきである。

⑥中小企業及びその支援者への普及、資格制度の活用

地域中小企業及びその支援者の知財意識を高めることにより知的財産への適切な取組を促すため、弁理士や知的財産管理技能士資格の取得を奨励すべきである。

(2) 知財総合支援窓口機能の強化

①地域産業の活性化に資する支援

知財総合支援窓口における専門家の一層の活用により相談業務の強化・拡充を図り、また、地域における弁理士、弁護士、知的財産管理技能士、中小企業診断士など知財に関係のある専門家の連携・強化を図ることにより、地域における企業や大学、公的機関における知財活用を促進すべきである。

加えて、例えば日本弁理士会が実施している「弁理士知財キャラバン」事業等の各機関の取組を知財総合支援窓口と連携させ、相互に利用し得る基盤を整備すべきである。

**[日本弁理士会]**

1. 第4次産業革命に対応した新しい知財システムのあり方

(意見1)

第4次産業革命においては、データの円滑な利活用が重要な位置を占める。データベースの特性や対象とするデータの種類に応じて、データの利活用実態に即した保護のあり方について早急に検討を図り、ビジネス上有用なデータで、現行制度で十分に保護できないものについては、新しい保護制度を構築すべきである。

(理由)

I o T、ビッグデータ、A I など第4次産業革命を支える基幹技術は、データの生成・収集・処理・利用が重要な役割を果たしている。

一方、データで著作物性があるものは著作権法で保護され、営業秘密の3要件を満たせば不正競争防止法でも保護される。また、技術的思想の創作であるデータ構造については、特許法で保護される。このように、現在でもデータに関わる保護制度が整備されているところではあるが、今後のデータが果たす役割の重要性を考慮し、企業等によるデータの円滑な利活用を支援するため、現行の保護制度で過不足が無いかを早急に検討し、必要に応じ、新しい保護制度の構築を図るべきである。

検討に際しては、データベースの特性や対象とするデータの種類を考慮し、ビジネス上有用なデータについては、個人情報保護やデータの不正取得への対応等も含め、データの利活用実態に即した保護のあり方を、早急に検討すべきである。

(意見2)

第4次産業革命におけるプラットフォームビジネスを支える商慣行を、我が国に定着させる基となる契約形態について検討すべきである。

(理由)

A I、I o T等が複雑に絡む第4次産業革命については、従来型の企業の知財部門では対応に限界があるといわれている。企業が、ビッグデータ等への投資を前提とした、データを駆使したプラットフォームビジネスを展開していくことを支えるためには、新しい形態のイノベーションを支える知財戦略が必要になる。ここでは、従来型の出願戦略に加えて、データを外部に出しても保護されることを前提とした今までにない契約慣行の確立や、融合領域のインターフェイスとなる標準の獲得などが課題になると考えられる。

例えば、海外のプラットフォームビジネスを展開する企業には、自社が定めた規約のみを頼りにグローバルなビジネスを展開して成功している例もある。わが国において、様々な知的財産の法領域に関する検討を行うことは不可欠であるが、一方で第4次産業革命を支えるエンフォースメントの一つとなるであろう契約形態、契約慣行のあり方についても検討すべきである。

企業が莫大な投資を行って収集したデータに基づくビジネス慣行の保護は、わが国の関係者にとって未知の領域であろうが、日本が世界に肩を並べるプラットフォームビジネスを展開するうえで避けて通れない問題

であると考える。

(意見3)

中小企業やベンチャー企業が取得した、I o T等を活用したビジネス関連発明等の権利の活用を支援するため、多様な紛争処理システムの構築を図り、その機能強化を図るべきである。

(理由)

I o T等を活用した第4次産業革命関連の新たな技術進歩は、大企業のみならず中小企業の事業の活性化の契機にもつながるものである。しかし、中小企業等では、資金・人材の面で十分な権利活用が困難なケースが散見される。権利の活用を促進して我が国の産業を発達させるためには、裁判による紛争処理に加えて、例えばADR等の活用も視野に入れた、紛争処理システムの機能強化が必要である。

## 2. 標準化戦略をみすえた知財戦略推進のための環境整備

(意見4)

国際標準化の動向を把握し、大企業のみならず中小企業の標準化取得を進める体制を整備すべきである。また、標準化の対象を従来の製造技術分野の「もの」に加えて、「サービス」にも広げた標準化体制の整備を推進すべきである。

また、標準化人材の人材育成の取り組みを強化して、経営戦略において、国際標準化を積極的に推進する環境を整備すべきである。

(理由)

第4次産業革命では、個々の製品や技術に関する標準化というよりも、業種や国・地域を越えた広がりでの標準化を考える必要がある。

これからの国際競争を勝ち抜いていくためには、大企業のみならず中小企業においても、国際レベルの標準化取得を進める必要がある。

このため、I S O / I E C等での国際標準化の動向を踏まえ、標準化を検討する会議に我が国からも多くの人材、特に、若くて有為な人材を派遣する体制を、産官学を挙げて早急に構築すべきである。

更に近年の環境の変化に基づき、標準化は、従来の製造技術分野に加えて、社会システム分野へと拡大している。そして、サービス貿易量の増加に伴い、「もの」に加えて「サービス」の国際標準化が加速しており、このような現状を踏まえ、標準化の対象を広げた標準化体制の整備の促進を図る必要がある。

また、企業等の経営層へ、国際標準の重要性を普及啓発すると共に、企業内においても国際標準化に対応する人材の育成・確保を図るよう、国等からの働きかけを強化すべきである。特に、中小企業に対しては、標準化取得に向け、財政的支援も含め支援体制の整備を行なうべきである。

(意見5)

業種を超えた企業群からの標準化の提案を推進する体制を構築すべきである。

(理由)

第4次産業革命におけるI o Tを基幹としたビジネスは、従来のモノに加えたコト、サービスの多様性をいかにうまく組み合わせていくかが重要である。

例えば、従来の「人による測量」に基づいた土地の活用については、近い将来、ドローンによる測量、測量に基づいたコンピュータによる解析、その土地に最適な環境の判断、例えば、農地としての利用や居住地としての利用などの第一次的な判断が行われることが予想される。さらには、その土地の整備の仕方や建築方法等についても企業等が開発したプログラムに基づいて基本的な計算が行われることも予想される。

投資を含めた最終的な判断は人に任される可能性が高いが、企業がこのような技術開発のために投資して構築したプログラム、収集したビッグデータ等によって、融合領域への未知のアプローチが行われることが期待される。

しかしながら、業種毎や各国のインターフェイス等に係る規格の違いが障壁となって、融合領域へのアプローチが進まないことが危惧される。

このような融合領域の標準化については、企業単体を超えて、企業群から提案される標準化についても推進がなされるべきであり、第4次産業革命に基づいた事業戦略に沿った規格の策定が推進されることが期待されている。

### 3. 新しい知財システムを推進するための人材育成

(意見6)

「知財創造教育推進コンソーシアム」を強力に推進できる環境の整備の構築を早期に図るべきである。

(理由)

内閣府、文部科学省、経済産業省等の関係府省並びに日本弁理士会、日本弁護士連合会等の民間団体等が連携・協働して児童の発達段階に応じた知財教育を行うべく立ち上がった「知財創造教育推進コンソーシアム」は、地域・社会と共同のための学習支援体制を構築し、地域・社会と一体となった「知財創造教育」を展開していくための核となる存在として成長・活動していくことが期待されている。草の根教育のためには、各地域の地方行政団体及び地方の教育委員会との連携も必要不可欠であるとともに、生徒・学生のみならず知財教育に対する教師のマインド育成も不可欠である。地方における知財教育推進のための核として「知財創造教育推進コンソーシアム」が早期に機能するための仕組みを構築すべきである。

また、各団体が実施してきた知財教育についてのコンテンツ等を活用して地方における知財教育の浸透を早期に図るとともに、第4次産業革命に基づく環境の変化に迅速に対応した、日本を支える人材育成プログラムを開始すべきである。

(意見7)

学校教育において、各教育段階に対応した知財教育の拡充を強力に推進すべきである。

(理由)

児童や生徒の成長の度合いや社会から期待される資質・スキルを総合的に考慮して、各教育段階に対応した知財教育を実施すべきである。

#### (1) 小学校・中学校における知財教育

人の創造物を尊重すること、様々な制度により人々が守られていることを理解できること、創造することの不思議、喜びの体験等、情操教育も含めた根幹的な理解を育む知財教育を推進していくべきである(小学校)。また、知的財産権制度の種類や各制度の仕組みの理解とともに、企業の経済活動において知的財産権が不可欠なものであることの理解を育む知財教育を推進していくべきである(中学校)。

次代を担う児童・生徒等が将来の日本を支える人材として活躍するためには、知財マインドを醸成する教育が不可欠である。そのためには、高等教育のみならず、義務教育課程においても、成長の度合いに応じた知財マインドを醸成するプログラムの実施が重要である。

そこで、義務教育における知財専門家のより一層の活用を積極的に図っていただきたいと考える。日本弁理士会は、成長の度合いに応じた様々な学校知財教育支援活動の実績があり、知財立国を目指す日本の教育業界においては、このような知的財産への興味を育てるための知財専門家を活用した取り組みが、義務教育段階においても有効であると考ええる。

#### (2) 高等学校・専門学校・大学における知財教育

特許制度・商標制度・意匠制度・著作権制度等の社会において役に立つ実践的な理解を目的とする知財教育や、知財制度の包括的な理解を育む知財教育の実施を推進すべきである(高等学校・専門学校)。例えば、権利解釈の基礎理解・知財の役割とビジネスの関係等、社会人になる前の実践的な理解を育む知財教育を推進すべきである。

日本におけるイノベーションの推進のためには、次世代、次々世代の研究者の育成は極めて重要である。高等学校教育においては、スーパーサイエンスハイスクールが全国に指定され、科学技術や理科・数学の教育が重点的に行なわれており、技術立国を支える人材教育が行われている。一方、知的財産は、理科系科目のみならず、例えば、小説等の国語や音楽にも関係していることから、文系・理系を問わず広く高等学校全般の学生が知財マインドを有するような教育を実施すべきである。特に、工業高校、商業高校等の学生には、特許制度・商標制度・意匠制度・著作権制度等の社会において役に立つ実践的な理解を目的とした知財教育が、また、普通高校の学生には知財制度の包括的な理解を育む知財教育の実施が不可欠であると考ええる。

さらに、専門学校の学生や、大学の学生については、知財の役割とビジネスの関係等、社会人になる前の実践的な理解を育む知財教育が必要である。また、専門学校については、技術系の専門学校のみならず、デザインやコンテンツ等を学ぶ専門学校も対象とすべきである。日本は、技術立国に加えて、コンテンツ立国であるべきであり、多様な人材を育む知財教育を推進すべきである。

#### 4. 現在の知的財産制度の改善

##### (意見8)

海外から国境を超えてサービスが提供されるネットワーク発明の保護手段を確保すべきである。

##### (理由)

ネットワーク関連発明において、海外に置かれたサーバによって国内ユーザ向けにサービスが提供される場合、そのサービスのシステムについて我が国の特許権を有していたとしても、現行の規定では権利行使することが難しい。

外国における特許権を確保しなければ我が国ユーザ向けの特許発明の実施を差し止めすらできないという事態は、我が国の特許権の効力及び地位を低下させるものである。一方で、ネットワークについて先進的である米欧では、侵害と認定される範囲が我が国よりも広い傾向にある。米国では、発明を構成するサーバが自国外にあったり、発明の一部の構成要素を自国で実施していなくても、発明の管理や利益享受者が自国内であれば、一部の実施であっても侵害を認定するといった判決が下されている。また、英独では間接侵害の規定が我が国より柔軟であり、一部の実施であっても侵害を認めうる。この状況を放置しては、今後予想されるさらなるネットワーク技術の進展を鑑みると、我が国で特許権を取得せずに海外での特許権確保のみを優先する傾向を促進させてしまうと考えられる。これは我が国の知的財産戦略の根幹を脅かすものである。

そこで、一部の構成要件が海外にあっても、ネットワークを通じた我が国のユーザを対象とするサービスの提供に対しては、我が国の特許権が及ぶように、ネットワークを用いて行う事業を適切に保護するための法令の整備について検討すべきと考える。

##### (意見9)

意匠の図面要件について、ユーザの利便性向上の観点から、意匠の国際的なハーモナイゼーションを見据えた検討を早期に行うべきである。

##### (理由)

意匠の図面要件については、意匠五庁（ID5）会合においても「各庁の制度、審査実務の比較研究に関するプロジェクト」の一つとして決定されたところであるが、各国における意匠の図面要件にはバラつきがあり、各国ごとに異なる表現方法で図面を作成しなければならない等、ユーザに負担がかかっており、国際的な意匠登録出願が利用しづらい状況にある。したがって、外国との国際的な意匠手続きの際のユーザの利便性向上の観点から、意匠の図面要件について、国際的なハーモナイゼーションを見据えた検討を早期に行うべきである。

##### (意見10)

優先権書類の提出に係るユーザの手續負担軽減の観点から、意匠分野における優先権書類の国際的な電子的交換の仕組みを早期に実現すべきである。

##### (理由)

意匠の分野における優先権書類の電子的交換については、意匠五庁（ID5）会合において「情報技術／統計情報に関するプロジェクト」の一つとしてWIPOのDAS（Digital Access Service）等の各庁における導入可能性調査が決定されたところであるが、優先権を伴う国際的な意匠登録出願の件数は年々増加傾向にあり、加えて、ハーグ協定の国際意匠出願においては一の出願に多数の意匠を含めることが可能なため優先権書類が数百頁に至る場合もあり、優先権書類の提出に関するユーザの負担が大きい状況にある。また、WIPOのDASの導入が我が国を含めた数カ国に留まった場合、ユーザの負担はさほど軽減されないと考えられる。したがって、優先権書類の提出に係るユーザの手續負担軽減の観点から、意匠分野における優先権書類の国際的な電子的交換の仕組みを早期に実現すべきである。

##### (意見11)

不正なシリアルナンバー及びアクセスキー等の流通を抑止するための法制度の拡充を検討すべきである。

##### (理由)

ソフトウェアの不正コピーや不正利用に関しては、著作権法における「技術的保護手段」及び不正競争防止法における「技術的制限手段」が定められ、水際取締りの対象ともなっており、これまでに一定の効果を上げている。

しかし、多くのソフトウェア開発企業がソフトウェアの不正コピーや不正利用を防ぐための手段として頼る



シリアルナンバー及びアクセスキー等に関しては、現行法制ではこれらの不正な流通を効果的に対処することが難しい。

このような現状に鑑みて、これらの不正な流通を効果的に抑止することが出来る法制度の拡充を要望する。

(意見 1 2)

中小企業をはじめとする企業の発明、営業秘密などの知的財産権の保護を図るため、タイムスタンプ及び本年3月から開始される INPIT の「タイムスタンプ保管サービス」をより一層普及・啓発活動を行うべきである。

(理由)

技術開発の途中や完成直後に販売見込先、提携先に技術内容の開示を求められることが多い。このような段階では、技術の将来性が不透明なことから未だ特許出願されていない場合が多く無防備である。かかる状態で技術が他社に漏えいしたり、二次利用により周辺技術が他社により開発されたりすれば、現開発者の優位性は損なわれる。また、技術の内容は刻一刻変化する場合も多く、人員の限られた中小企業では、時間的制約により確定日付を取得できない場合もある。

しかし、タイムスタンプを利用することで、労力を掛けずに短時間で時点・内容を証明することが可能となる。平成29年3月より開始されるタイムスタンプ保管システムと相まって、タイムスタンプの社会的信頼性も向上することが期待される。しかも、タイムスタンプを付与した文書に「秘密管理意思」を明記して販売見込先、提携先に技術内容を示すと、新たな営業秘密管理指針によれば秘密管理性の担保される可能性は高まり、相手方に対する秘密漏えい等の強力な抑止力となる。このような手順を積み重ねることにより、中小企業は無理をせずに自己の開発技術の優位性を確認すると共に同時に販売先等も確保することができ、将来性を確認した上での特許出願も可能となる。

かかる営業秘密の保護対策が広まれば、技術開発の幅広い裾野の部分が実質的に保護されることとなり、秘密情報がユーザーの声を契機に積みあがり、特許をはじめとする知財の保護の根本的な嵩上げにつながる事となる。

(意見 1 3)

アカデミアやバイオベンチャー企業発の技術を、より円滑に事業化に結びつけられるよう、アカデミアやバイオベンチャー企業に対し、アールステージの技術について海外も含めた特許権を取得できる資金や、海外も含めた先進企業による事業戦略や知財戦略の情報を提供することが必要である。また、事業化が視野に入る分野においては、国や公的機関が知財戦略を立案してそれを反映した支援先の選択を行うことも検討すべきである。

(理由)

(a) 知財の活用に関する新たな検討の必要性

医薬品開発は、厚生労働大臣による医薬品の製造販売承認が不可欠であり、極めて専門的な知識と経験が必要であることから新規参入が難しい分野といえる。この医薬品開発において、従来は低分子化合物の開発が主流であったところ、今後は、アカデミア発のバイオ技術を、薬事の知識と経験が豊富な製薬会社が技術導入してこれを産業化することが強く求められている。

一方で、バイオ医薬品の実用化に当たっては、従来よりも障害となる特許が多く発見される。これは、バイオ医薬品の製造には多くのバイオ技術を用いることが不可欠であるからであり、このことがアカデミア発技術の産業化に障害となり得る。特に治験開始後は、医薬品の成分変更や製造方法変更などの仕様変更は原則として認められていない(安全性担保ができなくなるためである)ため、治験開始後に抵触可能性のある他社特許が発見されても仕様変更が困難であるという事情もあり、ライセンス交渉の可能性を膨らますための交渉材料を知財において確保する試みは益々重要になると考えられる。

この問題の解決のためには、バイオ技術に対する自社特許をほとんど保有していない丸腰の日本のベンチャー企業を含めた医薬品メーカーを諸外国の特許から守るための対抗手段をどのようにして確保するかの検討が必要になると考えられる。例えば、物質特許以外の製法特許などを主要国に積極的に出願したり、工場の生産技術についても積極的な権利化を試みたりすることが考えられる。また、未使用特許の活用なども検討の余地があるのではないかと思われる。また、医薬品メーカーが世界と戦える知財(武器)を作れる仕組みとしてアカデミアとの共同研究の促進による新規出願の促進を支援することも有益である。国(例えば、JSTやAMED、あるいは大学のような公的機関でもよい)が主導してこのような仕組みの検討を進める必要があると考えられる。企業が直接資金を投じることへの敷居が高いアールステージのテーマへの研究費の配分は、国だからこそ可能な重要な役割である。

(b) 外国企業の技術導入の現状の調査と日本企業の産業競争力の強化

諸外国の製薬会社は、極めてアグレッシブに製品開発を進めている。例えば、次世代のがんの標準療法として注目される抗 PD-1 抗体など、先発医薬品メーカー同士の争いが生じている。これは、従来の低分子医薬品では先発医薬品メーカー対後発医薬品メーカーの争いであったことと大きく異なる。そして、このことから、バイオ医薬品の分野は、後発医薬品メーカーとの争いではないから、有効成分が異なる場合が増えるのではないかと想定され、有効成分違いであっても同質の有効成分を広く権利化する手法の研究および確立が重要になるであろうと考えられる。

また、開発を決定する際に、競合製品を販売する他社特許が存在する場合のリスクの取り方については、日本と諸外国の企業とで差があるように思われる。諸外国では、競合製品を販売する他社特許が存在する場合でも、開発を進め、各国の薬事当局の承認を得るところまで進めてしまう事例が垣間見られる。この違いが日本の産業力強化の点でいかなる影響を生じるのか、研究が必要であると思われる。また、これらの事例研究をすることで、開発を進めるか中止するか判断において参考になる情報が得られるのではないかとと思われる。特に、どのようなケースでは販売継続の可能性が高く、どのようなケースでは断念するのか、といったことの事例研究により、多くのベンチャー企業を含めた医薬品メーカーが開発の Go/No Go を判断するときの助けになるのではないかと考えられる。このような研究を国が主体的に進めることが有益ではないかと考えられる。

(c) アカデミアおよびバイオベンチャー企業における知財戦略の強化

バイオ分野の製品開発においては、知財戦略と研究戦略を両輪として動かして、あるときには知財戦略から研究戦略が立案され、あるときには研究戦略から知財戦略が構築されるというループが特に重要であると考えられる。一方で、現在、アカデミアやバイオベンチャー企業では知財戦略がそれ程上手くワークしていないのではないかと危惧している。

すなわち、現状では、研究戦略からの知財化のみを粛々と行っており、知財戦略として弱い傾向があるのではないかと。知財戦略上、広い権利をとりやすい方向の研究というものが存在するので、そのような研究への一手を打ちつつ、広い権利を確保することも必要であると考えられる。

この点については、諸外国では、知財戦略から研究戦略を立案する機能が強く、最小限の実施例で強く広い権利を得る方法を心得ていると思われる事例が多く見受けられる。我が国でも、知財戦略機能の強化と、知財戦略から端を発して研究戦略を構築する機能の強化が求められ、これを J S T や AMED などの行政機関が主導で行うことが必要になるのではないかと考える。特にベンチャー支援において、そのような必要性が高いと考えられる。

## 5. 地域・中小企業支援

(意見 1 4)

地域・中小企業支援のため、知財価値評価及び知財金融のより一層の充実を図るべきである。

(理由)

中小ベンチャー企業にとって、時に訴訟も伴う権利の行使は、資金面からも知識の面からも敷居が高い。知財の活用に意欲のある企業が、権利行使以外の点でも競争優位に立てるようにする方策の一つとして、投資や融資により資金が流れる道筋を作ることを検討すべきである。

この点に関して、知的財産推進計画 2016 においては、知的資産経営報告書の活用や、知財ビジネス評価書による事業性評価を通じた融資の支援に取り組むことが掲げられ、着実に成果が上がっている。しかしながら、まだ成果の規模が十分でないことから、今後も、これらの取り組みを一層強化することを要望する。

また、知的資産経営報告書や知財ビジネス評価書を参考に、知財を積極的に活用して事業を行う企業に対し、当該企業への投資を促進する税制、当該企業への設備や商談機会の提供など、種々の支援を行うことも考えられる。企業の持つ知財を評価して、このような経営資源を補助する制度の導入も検討すべきである。

(意見 1 5)

中小企業の持つ技術を流動化させるために、知財金融のより一層の促進を図るべきである。例えば、不良債権回収のための担保知財買取管理会社や、担保対象となっている特許権を原則無条件に一定額にて買取りするファンドなどの設立について検討すべきである。

(理由)

知財金融促進のためには知的財産を適正に評価することが必要である。「知財ビジネス評価書」事業は、知財金融を後押しする施策として重要な意義がある。しかしながら、知的財産を適正に評価をする仕組みを整えたとしても、担保にとった知的財産の流動性が低いままであれば、知的財産の担保融資を含めた知財金融が促進される可能性は低いままである。

知的財産の流動化を促進するためには、例えば、金融機関が抵当権の行使により取得した特許権を買い取り、これを活用して収益化を行う担保知財買取会社や、金融機関にて担保対象となっている特許権を原則無条件に一定額にて買い取りするファンドの設立等について検討することが望まれる。このような仕組みを作ることによって、抵当権の行使によって得た特許権を換金する道を開くことにより、特許権者による資金調達を促進することができると考えられる。

特許庁総務部普及支援課作成の「特許庁における地域・中小企業に対する知財支援について」（平成28年11月25日）における「知財に着目した融資等を行う金融機関数」においては、「平成31年度累計50機関」等のKPIが設定され、その後もさらに知財に着目した融資等を独自に行う個別金融機関が増加することが期待されているところである。特に、担保知財買取会社については、隣国の韓国では同様の仕組みが国の施策として既に作られ実績があることにも留意すべきである。

なお、参考までに、①買い取り要求ができるのは原則として特許権を担保として融資を実行した金融機関のみとすることにより、買い取りの対象となるのは、基本的に、融資の担保となり得るような、将来一定程度のキャッシュフローを生むと期待できる権利に限ること、また、②買い取りを行うのは実際に債務が返済不能となった場合に限ること、とすることにより、さほど大きな資金を用意しなくても、上記の仕組みを実現可能と考えられる。

また、特許権のみならず、他の知的財産権についても同様な取り扱いが可能となれば知財金融は現在よりも促進されるものと考ええる。

(意見16)

観光等による地域振興のために用いられる商標について、商標登録取得等に関するガイドラインを作成して、地方自治体等に広く周知すべきである。

(理由)

大河ドラマに関連した地域興しの商標（福岡県・福岡市「藩祖官兵衛」等）、地域プロジェクト・イベントの商標（掛川市「掛川茶エンナーレ」等）、地域のPRに用いられる商標（香川県「うどん県それだけじゃない香川県」等）、PRキャラクターの商標（熊本県「くまモン」等）等の、観光等による地域振興のために用いられる商標は、観光等のシンボルとして地域振興に資するものである。当該地域で継続的に安定して商標を使用出来るように、地方自治体又はそれに準ずる団体（地元商工会議所など）が商標登録した上で、地域で使用させることが望ましい。

しかし、地方自治体や商工会議所等には知財担当部署等が無いケースもあり、例えば、商標登録出願に先立った関係団体間の利益調整等に苦慮する場合もある。そこで、地方自治体の担当者が商標登録制度に精通していない場合であっても、必要な手順を踏み、適時に必要十分な範囲で商標登録を取得できるように、ガイドラインを作成し、周知すべきである。

(意見17)

中小企業等に対する訪問型支援の拡充を図るべきである。

(理由)

知的財産推進計画2016においては、知財活用途上型中小企業に対し、中小企業支援関係者が知財の普及・啓発を全国的に行うことや、知財総合支援窓口やよろず支援拠点の周知活動を強化することが掲げられ、拠点やアクセスを充実させるべく様々な施策が展開されている。

しかしながら、検証・評価・企画委員会（平成28年4月18日開催）において、委員より「中小企業の生の声を聞きに現場に行っていただいて、見ていただくということをお願いしたい」といったような積極的な訪問型支援を求める声も上がっている。

そこで、拠点やアクセスを充実させる取り組みに加え、例えば、日本弁理士会が実施している「弁理士知財キャラバン」のような訪問型支援事業を展開して、知財活用に関するコンサルティング等を行い、知財活用途上型中小企業に気付きの効果を与え、知財意識の向上を図るべきである。

(意見18)

中小企業等の知財活用促進のために、出願に結びつけることはできないものの当該企業にとって重要な知財の発掘および活用事例をまとめるべきである。

(理由)

中小企業等が保有する(広義の)知財には、例えば、新規性欠如を理由として出願に結びつけることはできないものの、当該企業にとっては他社との差別化を図る要因となるものも存在する。一見、出願に適さないように見える知財であっても、当該企業にとっては重要な知財があり、これを明確にして他社との差別化要因を明らかにすることで、知財活用の道が拓ける可能性がある。

そこで、出願に適さないように見える知財であっても、それを発掘し活用している事例をまとめて公表することにより、そのような知財の活用を図る可能性があることを中小企業等知ってもらうような方策について検討すべきである。

(意見19)

中小企業に対し、オープンイノベーションとの関係における「クローズ領域」を重視したオープン・クローズ戦略の理解促進を図るべきである。

(理由)

知的財産推進計画2016においてもオープンイノベーションの推進が謳われており、グローバルな事業展開においてオープン・クローズ戦略はオープンイノベーションを念頭に行うべきであることが言及されている。確かに、欧米を中心としてその成功事例は数多く存在する。しかし、実際のところ、各国企業のオープンイノベーション戦略は、裏にかなり綿密なクローズ戦略が敷かれており、オープンイノベーションの手法を用いて構築されたエコシステムの根幹部分に周到に埋め込まれたクローズ領域を、利益の源泉としているものである。

わが国の多くの中小企業はこの事実を知り、理解する機会を十分に得ることができているとは言いがたい。このため、オープンイノベーションが先で、オープン・クローズ戦略を考えることが、後になってしまうという考え方も生じかねない。一度オープンになってしまった情報は二度とクローズすることはできないという十分な認識とリスク感を持った上で、戦略を見極めることが重要であり、「クローズ領域」の意識が重要である。この認識のないオープンイノベーションは、結果として単なる情報漏洩による知的財産の流出になりかねない。したがって、オープンイノベーションにおいて想定されるリスク、トラブルを踏まえた事前・事後の対応方法について、中小、ベンチャー企業に対し十分に伝える方策を講じるべきである。

また、オープンイノベーションは技術者ではなく、研究開発戦略は勿論、経営・事業戦略をも理解している経営陣が理解して主導していくことも重要であり、インバウンド型の技術調達にとどまるのではなく、IoTをも見据えたアウトバウンド型のビジネスモデルの構築にむけての意識も必要である。

(意見20)

技術上の秘密の保護・活用・管理において技術的知識を備えた専門家の活用を図るべきである。

(理由)

営業秘密、中でも技術上の情報に係る営業秘密は技術立国を目指す日本において大変重要である。知財推進計画2016においても、営業秘密の保護が重要な施策として位置づけられている。また、科学技術イノベーション総合戦略2016では、「第4章 イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築」、[B] 重きを置くべき課題の中で、『科学技術イノベーションの社会実装においては、知的財産戦略の重要性がより一層高まっていることから、「知的財産推進計画2016」(知的財産戦略本部)に基づく取組と連動しつつ、研究開発に着手する当初から将来的な知的財産の取扱いを見据えて戦略的に取り組むことが重要である。』と提言されている。

しかしながら、実際の現場では、特に中小企業や地域企業に対して、該当技術への理解・知識不足、あるいは、現在のインターネット流出を考慮していないなど、技術流出の危険が高まるような事態が散見される。このため、創作技術の発掘、技術創作・取得における知財(権)の確保、特許化・秘匿化・公知化の使分け、知的財産(権)ミックス、海外・質重視の特許化、秘匿化における証拠化、技術標準化、契約における知財条項への十分な配慮、コンプライアンスにおける知財のあり方などについて、実務に裏付けされた正しい知識と知見の下で行われることが望ましい。また、研究開発に着手する当初から、将来的な知的財産の権利化・標準化・秘匿化といった取扱いを見据えて戦略的に取り組むことは、知的財産戦略として不可欠である。

したがって、知が創出された後の戦略だけでなく、知が創出される前からの戦略(人材の育成、支援体制など)との連携に一層力を入れるべきである。我々弁理士も支援を惜しまないが、関係省庁がより深い理解

## [株式会社 IP Bridge]

1. オープン・イノベーションに向けた知財マネジメントの推進、および地方、中小企業、農林水産分野等における知財戦略の推進について

プレーヤー間が「つながる」第4次産業革命時代において、企業は自前主義から「知」を互いにオープンにするオープン・イノベーションへ大きく方針を変えつつあります。とりわけ異業種間のオープン・イノベーションの重要性が増していますので、行政（官）の役割として、民間では限界がある異業種間の連携を促進する戦略の策定・実施を引き続き推進して頂きたいと思っております。一方で、オープン・イノベーションを通じて新規事業を創出し、更には新たな市場を開拓していくためには、シーズ側（例えば、特許出願を中心とした知財マネジメント、大学での研究企画）の機能強化だけではなく、知財をベースとする事業化を促すインフラ機能の強化が不可欠だと思います。特に、中小企業や大学で創出されたイノベーションの事業化には適切な資金調達が不可欠にも拘わらず、金融機関等は慎重な方針を取り続けています。金融機関等とイノベーションによる事業の創出を推進する組織（特に地方中小企業）との連携機能の強化施策は、近年、様々な形で実施されてきましたが、必ずしも十分な実績を上げているとは言えません。金融機関等の活動を更に活発にさせるためには、金融機関等の投資判断に影響を与える所管官庁である財務省（金融庁）による積極的な関与、強力な支援が重要に思いますので検討して頂きたいと思っております。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）ではナショナルプロジェクト予算として約1200億円が計画されています。また、医療分野の研究開発及びその環境整備の中核的な役割を担う国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）においては、研究予算として約1400億円が計上されています。このような公的な研究開発機構においては、企業単独ではリスクが高く実用化に至らない重要技術の開発を推進することが目的とされており、日本のイノベーション推進や将来的な国際技術競争力の強化に大きく貢献しています。一方、これら公的資金が投入される研究開発活動成果を事業やライセンスを通じて日本経済の成長や産業の発展に貢献していく部分については未だ改善の余地が大いにあります。リスクの高い研究開発であっても、最終的に、その研究開発成果によって事業化やライセンス等の知財収益化がなされない限り、社会に十分に貢献しているとは言えないと思っております。したがって、公的資金が投入される研究開発についても、その活用状況の評価（例えば、事業売上等に限らず、事業化に向けた第三者からの投資実績、事業化に向けた活動に参画する企業数、ライセンス実績、知財等の譲渡実績、訴訟実績など）や、さらにはその活用を推進していくための施策の強化は公的資金の有効活用の観点からも極めて重要と思っております。

国家予算が投入されるナショナルプロジェクトにおいては、その性質上、日本国民や内国企業等への広く公平な利益還元配慮して、特に外国企業と連携した研究開発成果や知財の活用（特許売買含む）が比較的困難となる場面があるように思います。多くの産業がグローバル環境の中で事業化されている現状においては、日本国民や内国企業への利益還元を意識しつつも、積極的に外国企業と連携した知財活用を推進し、結果として、事業収益やライセンス収入が日本国民に還元されるようなサイクルの構築も、ナショナルプロジェクト成果物の活用のあり方として検討すべき課題と考えます。研究開発成果の活用は、それに基づく事業等から収益を生み出して、それを更なるイノベーションに投資するサイクルを実現させてこそ、評価されるものと思っております。仮に外国企業との連携であったとしても、そのサイクルを実現させることでできるのであれば、むしろそのような連携は歓迎されるべきであると思っております。加えて、外国企業との連携を円滑に推進していくためには、中長期的には人材育成が重要であるものの、迅速な活動推進のためには外部専門組織の積極的な活用が必要と思っております。

2. 日本特許の価値、および知財紛争処理システムの機能強化について

当社は事業活動の一環で、特許権の売買に関する情報に接する機会が多いですが、グローバルな特許売買のマーケットにおける日本特許の価値は実質ゼロに近い状態です。それに比較して、米国を筆頭に、中国およびドイツ等の主要国の特許権の価値はその市場規模（例えば、GDP）を考慮しても非常に高いものとなっています。また、一般的に、グローバル企業との特許ライセンス契約交渉においても、仮にライセンス対象製品等が日本市場で製造販売等されている場合であっても、日本特許が評価され、交渉結果に影響を与えることはほとんどありません。主要国における特許侵害訴訟件数の差異（日本の訴訟件数が187件（2012年）であるところ、ドイツでは1,250件（2011年）、米国では5,189件（2012年）、中国では9,680件（2012年）※1）はそういった特許権の取引環境の実態と密接に関係しているものと思っております。なお、各国の訴訟件数はそれぞれの市場規模（訴訟するメリット）の違いが影響しているとの議論もありますが、例えば、2012

年の各国の GDP（日本 5,964.0 ビリオン US ドル、ドイツ 3,400.6 ビリオン US ドル、米国 15684.8 ビリオン US ドル、中国 8,227.0 ビリオン US ドル）（The Global Competitiveness Report 2013-2014）と対比しても、我が国の特許侵害訴訟件数はその市場規模に対して極めて少ないと言わざるを得ず、単に市場規模に基づく訴訟メリットの大きさが訴訟件数の差異の原因ではないことは明らかです。さらに、日本における年間の特許出願件数も、2006 年から 2015 年までの 10 年間で大幅に（20%強も）減っている一方で※2、主要国（例えば、米国、中国、EPO 等）の特許出願件数は増加傾向にあります※3。このような各国の出願件数の推移も、日本特許の相対的な価値の低下が原因である可能性があります。2015 年の日本特許出願において、内国出願人の割合は 80%を超え、また登録件数も 80%に近い数字を示しています※4。日本特許の価値向上は、内国出願人の資産価値向上につながり、結果として、イノベーション成果の活用を押し進めるものと思います。このような状況を踏まえ、グローバルな事業環境においても日本特許が適切に評価され、あるいは妥当な価格で取引されるような施策が検討されるべきだと思います。

日本特許の価値の適正化を実現するためには、知財紛争処理システムの改善が重要であることは様々な場面で指摘されています。平成 26 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書（特許権等の紛争解決の実態に関する調査研究報告書）※5において知財紛争処理システムの改善が提言されてから、すでに約 2 年間で経過しており、早急な具体的な施策の実施や改善策の法制度への反映が強く望まれます。特許訴訟件数を増加させるような施策／法制度改革はパテントトロール等の産業の発展に寄与しない特許権の乱用を増長させる懸念がある一方、特許権の価値が十分に顕在化されないような法制度ではイノベーションを停滞させ、新規事業の創出を滞らせることは先の特許庁発行の報告書※5に記載のとおりです。重要なことは、産業全体が発展し得るような適切なバランスのもとで特許権の活用がなされることにあると思います。中小企業を含めた大多数の特許権者が権利の乱用を意図しているわけではなく、その保有特許権がバランスの取れた適正な価値評価のもとで活用（売買やライセンスのみならず、特許権をベースとした事業創出のための資金調達も含みます）され得ることを望んでいます。その実現には、知財紛争処理システムの適正化が極めて重要であると思います。同報告書の記載事項を含め、現行制度がバランスを欠いているという声が産業界からも挙がっていることを踏まえて、早急に知財紛争処理システムの改善を実現させてほしいと思います。また、知財紛争処理システムの適正化は、従来の「資本の論理」でものごとが判断されるビジネス環境（事業の成否は資金力でほぼ決まる世界）から、「知財の論理」で動くビジネス環境（知財、特に適切な特許権の存在が事業判断やその成否に大きく影響する世界）への変換を促すと考えます。知財立国を掲げる我が国においては、「知財の論理」でビジネスが動く世界を目指すことが重要だと思います。

（損害賠償額の適正化ならびにその算定の容易化（証拠収集の容易化）について）

通常の実施料相当額を上回る損害額の算定の容易化のための考慮要素の明確化について、具体的に検討することに賛成します。平成 10 年法改正によって、特許法 102 条 3 項から「通常の」が削除された以降も、認定される損害額は低く、侵害者の侵害やり得の状況が続いている状況であると認識しています。このような状況では、特許権者は、外国において侵害者に対して侵害訴訟を提起し、ワールドワイドで特許ライセンス等の解決をはかることで、間接的に日本における侵害行為を止めるような対策を取らざるを得ないのが実情です。中小企業や大学といった外国特許を十分に保有しておらず、また、資金面・人材面の課題から外国での権利主張が困難であるような組織においては実質打ち手がありません。このような実情を改善すべく、通常の実施料相当額を上回る損害額の算定を容易化すべきだと思います。

主に特許権侵害の証拠に関する証拠収集手続きの改善について検討が進められており、知財活用の推進のためには非常に重要なことであると考えています。特許権侵害の証拠に加えて、損害賠償額の算定に必要な証拠の収集についても同様の課題が存在していると認識していますので、是非、その点にも着目して検討して頂きたいと思います。十分な証拠に基づき、適切に法律が運用されることで、損害賠償額の適正化がなされるものと考えています。営業秘密の保護（中立第 3 者専門家のみが証拠にアクセス可能とする等）や証拠開示のインセンティブ／義務等を意識しつつ、実行性のある制度を構築して頂きたいと思います。

（権利の安定性）

無効不成立審決が確定した後であっても、特許侵害訴訟においては実質的に同一の事実及び同一の証拠で特許法 104 条の 3 の抗弁が容認されることが多く、特許有効性の議論の蒸し返しにつながり特許権者の負担が大き過ぎるのが現状です。また、こういった状況では、特許庁による審査の品質の向上施策の成果が、必ずしも裁判所における権利の安定性向上につながらない懸念もあります。権利の安定性の欠如が経済の安定性に与える負の影響を十分に認識して頂きたいと思います。権利が不安定である状況では事業化に向けた投資や特許権の取引は促進されません。このような現状がありますので、権利付与後における権利の安定性の向上に向けた施策を迅速に進めて頂きたいと思います。

（差止請求権）

差止請求権の行使は、知的財産推進計画2016において指摘されているとおり、「産業の発達という観点から発明の独占的实施を認める特許権の根幹」であり、特許権が侵害された場合の最も効果的な手段です。これを制限することは日本における特許権の価値をさらに毀損することになりかねないため、差止請求権を制限するべきではないと思います。

### 3. 世界をリードする審査の実現によるグローバル事業展開支援の強化

特許庁による最高品質の審査の実現は、権利の価値や安定性を向上させ、経済成長の土台を強化しますので、引き続き施策を推進して頂きたいと思います。加えて、特許権利化・維持にかかる費用の削減についても、是非、検討して頂きたいと思います。特許侵害損害賠償額が低く抑えられた現状では、特に中小企業においては特許出願権利化費用を支出するインセンティブは働かず、その状況でもなお特許出願をしていくためには更なる負担軽減が望まれます。グローバル事業環境において、イノベーションを事業化し、さらにそれを特許権で保護しようとした場合、現在の日本における知財紛争処理システムのもとでは、日本特許権の取得では不十分なため、諸外国での特許権利化が不可欠となります。外国出願等の費用は極めて高額なため、中小企業等では負担するのが困難であり、結果として、諸外国での適切な特許ポートフォリオの構築は実現されません。この状況を改善するための施策として、外国出願費用に対する補助金制度がありますが、更なる費用負担軽減策を検討して頂きたいと思います。例えば、特許権利化・維持にかかる費用を税額控除の対象とする等、税務面での取り組みも検討して頂きたいと思います。

さらに、特許庁による諸外国特許庁等との国際連携活動においても特許出願等にかかる費用の削減を協調して検討して頂きたいと思います。例えば、外国出願等にかかる費用において、現地言語への翻訳費用が大きな割合を占めています。特許庁による国際連携活動において、この翻訳費用の削減を検討して頂きたいと思います。対策の一つとして、機械翻訳で作成された現地語の特許出願明細書において、最終的な特許登録前であれば、第1国出願明細書の記載を根拠に機械翻訳で作成された現地出願明細書の瑕疵を是正できるような制度とすることで全体としての外国語への翻訳費用は削減できるものと考えています。

※1 内閣官房知的財産戦略推進事務局から平成28年3月に発行されている「知財紛争処理システムの機能強化に向けた方向性について」の【参考資料】のページ

※2 特許行政年次報告書2016年P2

※3 特許行政年次報告書2016年P126-127

※4 特許行政年次報告書2016年P15

※5 平成26年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書（特許権等の紛争解決の実態に関する調査研究報告書）

### 【中小企業有志】

#### 1. 弁理士制度について

##### (1) 弁理士の国際化対応について

弁理士資格試験には、従来の条約だけではなく、例えば、国ごとに相違する新規性喪失例外規定の適用範囲など、外国出願の実務において極めて重要な制度について、その知識を問う内容を含めるべきではないかと考えます。

あわせて、弁理士法の中で定められている弁理士研修の中で、国際化対応に関する研修を強化充実していくべきではないかと考えます。

中小企業の海外進出にともなって、中小企業による外国での知的財産権の取得は増加しています。中小企業が外国出願するにあたっては、国内基礎出願の代理人弁理士が、そのまま外国代理人との間に立つことが多いため、外国出願がスムーズかつ効率的になされるためには、外国代理人と中小企業の間につ国内代理人弁理士が、その国の法制度を十分熟知して、必要に応じて適切な助言をすることが不可欠です。

しかしながら、中小企業が国内出願を依頼する代理人の中には、外国出願経験が豊富とは言えず、その結果、適切な権利取得ができないことを経験した中小企業もあります。今後ますます外国出願の機会が増えることが予想されることから、国際化対応をますます強化、充実していくべきではないかと考えます。

##### (2) 弁理士の高齢化対応について

高齢化に伴う弁理士資格の見直し、更新制度など、何らかの対応策が必要と考えます。

中小企業は、複数の弁理士と取引をするほど多くの依頼案件を持っておりません。そのため、特定の一人の弁理士と長期にわたって取引を継続していることが多いと認識しております。このため、高齢になった弁理士と取引を継続している中小企業もありますが、高齢化に伴って、徐々に、あるいは突然、事務手続き、事務管理上、不適切な対応を受けることを経験しております。このような場合、改善されなければ代理人を

解任すればよいのですが、そのような不都合な対応、被害が発生する前に、その能力、資質がチェックされてしかるべきではないかと考えます。

### (3) 一人弁理士事務所について

一人弁理士事務所の弁理士に関しては、その弁理士に何か事故があって代理業務を継続できなくなった時に、その弁理士に依頼している中小企業が困らないように、例えば、その弁理士の業務を引き継いでくれる提携弁理士を事前に明確にして、何かあった時に中小企業が希望すれば、その提携弁理士に業務を引き継いでもらうことが可能となるような仕組みが構築されることが必要と考えます。

中小企業は、先に述べたように、一人の弁理士と長く取引をしている結果、高齢となった弁理士との取引が少なくありません。しかも、その中には、一人弁理士事務所の弁理士であることもあり、その弁理士に何かあった時に、依頼中の案件を対応してくれる、あるいは引き継いでくれる弁理士を短期間に見つけることは、中小企業にとって大変な負荷となります。

## 2. 減免制度等

### (1) 全般

現在の産業競争力強化法に基づく中小ベンチャー企業・小規模企業を対象とした軽減措置は平成26年4月から平成30年3月までの時限措置ですが、その利用状況を踏まえて、平成30年4月以降も継続する必要があると考えます。

中小ベンチャー企業・小規模企業にとって、平成30年以降も、本制度の重要性に変化はありません。

### (2) 11年目以降の特許料について

特許料11年分以降こそ軽減措置の対象とする必要があると考えます。

1から9年目の特許料に比べて、10年目以降こそ、その負担が高額なために、軽減措置の必要性は高く、特に、事業化までに時間がかかる場合、10年目以降でない、投資の回収ができないこともあり、10年目以降の軽減措置がより重要であると考えております。

### (3) 軽減措置の対象企業の範囲

国際出願促進交付金等を含む中小ベンチャー・小規模企業等を対象とする軽減措置の適用を受けられる範囲を広げるべきではないかと考えます。

例えば

- ① 中小企業全般まで拡大すること。これが困難な場合、30～50人規模にまで拡大すること。
- ② 国際出願費用促進交付金の適用対象企業として、小規模企業ではない中小企業にも広げること。
- ③ 小規模企業（法人）あるいは、設立10年未満・資本金3億円以下の法人でも、支配法人（親会社）がある場合には利用できないが、親会社が中小企業の場合には、例外として、利用できるようにすること。
- ④ 仮に③が難しいとしても、親会社またはグループ全体が「小規模企業（法人）相当あるいは、設立10年未満・資本金3億円以下」という条件を満たしていれば、子会社単独での利用ができるようにすること。

特に④については、グループ全体で利用条件を満たしているならば、親会社なのか、子会社なのか、関係なく利用できるようにすること。

### (2) 手続きの簡素化

研究開発型中小企業を対象とした軽減措置に関して

- ① 申請手続きを簡素化することが好ましい。  
特に、「試験研究費等比率が収入金額の3%超」をもとに申請する中小企業が、中小企業要件を満たす場合、特許出願、特許権の対象を特定せずに事前申請すれば、その企業の出願審査請求、特許権の年金納付がすべて適用できるようにすることが好ましいと考える。  
企業が資格要件を満たしていることを確認できれば、案件を事前に特定することは不要ではないかと考える。

- ② 証明手続きが簡単な資格要件にすることが好ましい。  
中小企業は開発部門が独立していないことが多く、そのため開発経費を切り出すことが難しい場合があるため、証明手続きの簡単な資格要件にすることが好ましい。

## 3. 特許情報システム

(1) 日本の特許情報システムは、特許庁が無償で提供している公的な特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）等（外国特許情報サービス（FOPISE）や中韓文献翻訳システム等を含む）と民間業者が有償で提供している高度情報サービスの組み合わせで構成され、平成28年5月に公表された産業構造審議会知



的財産分科会情報普及活用小委員会報告書「特許情報のさらなる活用に向けて」によれば、今後も、この組み合わせを基本とするベストミックスを目指すと考えられています。

中小企業は、有償で民間の高度なサービスを受けることが理論的に可能とはいえ、多くの中小企業は、有償でサービスを受ける資金的余裕はない。可能な限り、無償の J-PlatPat 等の機能充実を図るべきであると考えます。

(2) また J-PlatPat 等においてパテントファミリーが検索できる機能が追加され、外国文献の全文テキスト翻訳検索機能や、日本の公報の近傍検索の機能追加が計画されるなど、J-PlatPat 等の機能は、徐々に WIPO の PATENTSCOPE、EPO の Espacenet に追いついてきていると認識しています。この点、関係各位の努力に感謝しておりますが、今後はその計画を着実に実行していくことが重要と考えます。

(3) しかしながら一方で、J-PlatPat 等には、PATENTSCOPE または Espacenet で実現されている以下の機能は搭載されておらず、また、機能追加の計画もありません。これらの機能追加を早期に計画し、実現する必要があると考えます。

- ・履歴演算機能（二つの検索結果の和集合をとる機能など）
- ・過去の検索履歴（検索式、検索結果など）を記憶し、呼び出して検索作業を再開、継続できる機能
- ・検索論理式において二重カッコを利用できるようにすること
- ・被引用文献の検索ができるようになること（先願の番号から当該先願を審査で引用している後願の番号を検索できる機能）
- ・出願人別、発明者別、分類別など、トップ 10 を抽出したり、年別の推移をグラフ化したりする統計処理機能およびグラフ化機能

(4) 今後 AI の技術が進歩してくると、こういう技術、製品の調査をしたいといった概念思考を AI が理解して、そのまま検索を実行する技術が実現されてくるものと考えます。そういった機能を世界に先駆けて実現できれば、検索技術を持たない中小企業が必要な特許調査を困難なく実現することができると考えます。そしてそのことが、特許調査負担を軽くし、これまで調査に取られていた時間を開発業務に充当でき、ひいてはイノベーションの創出に資すると考えます。

## [日本弁護士連合会]

### 意見の趣旨

1 新たな情報財の創出を積極的に促進し、かつ、これを可能とするための制度設計を急ぐべきであるとの観点から、「知的財産推進計画 2017」策定に当たっては、①新たな情報財の生成・利活用の各場面において現行法解釈上疑義が生じる可能性がある行為の適法性を明確化するために必要な施策（必要に応じて法改正を含む。）を行うとともに、②学習済みモデルや人工知能（AI）生成物の法的保護の在り方について具体的な方向性を示すべく、速やかに一定の結論を得るよう、引き続き検討すべきである。

2 我が国の農林水産事業の発展のためには、農林水産事業に関する知的財産（以下「農林水産知財」という。）が不可欠であるため、「知的財産推進計画 2017」策定に当たっては、①農林水産知財における、既存の各種知的財産法制間の制度上の不備・実務的事情の有無の検証、及び横断的に見て矛盾のない法制度の整備、②農林水産知財における各所管省庁の連携による一層の啓発・制度周知及び全国的な専門家による相談体制の整備、③戦略的輸出産品としての農林水産品の展開を図るためのエンフォースメントまで見据えた省庁横断的な外国の法整備支援、をそれぞれ検討すべきである。

### 意見の理由

#### 1 新たな情報財の保護・利活用の在り方について

(1) 人工知能（AI）が自律的に創作する創作物、並びに物の形状を完全に再現できる 3D データ及びセンサー等から自動的に集積されるデータベースといった新たな情報財の保護・利活用の在り方については、知的財産戦略本部の検証・評価・企画委員会内に新設された「新たな情報財検討委員会」において、「知的財産戦略推進計画 2017」策定に向けた検討がなされている。近時のデジタル・ネットワークの著しい発達に伴って生じるビッグデータと、かようなデータの機械学習を用いた人工知能（AI）等を活用することによって、我が国の産業をさらに発展させるための制度設計の在り方については、当連合会も強い関心を有している。

(2) とりわけ、「次世代知財システム検討委員会報告書」（2016年4月）にも触れられているように、米国及び欧州をはじめとする諸外国が人工知能（AI）分野の開発を重視し、これを推進する政策を取っていることをも踏まえれば、我が国においては、諸外国及び外国企業に決して後れを取ることのないよう、新たな情報財の創出を積極的に促進し、かつ、これを可能とするための制度設計を急ぐべきである。かような観

点から、「知的財産推進計画2017」策定に当たっては、新たな情報財を大量に生み出すことを可能にする人工知能（AI）について、少なくとも、①その生成・利活用の各場面において現行法の解釈上適法か否かが論点となり得る行為（例えば、学習用データ作成主体から学習主体に対する学習用データ提供行為や、学習済みモデルから学習用データ（著作物）が出力された場合における出力行為）が支障なく行われるようにするための必要な施策（必要に応じて法改正を含む。）を行うこと、及び②学習済みモデルや人工知能（AI）生成物の法的保護の在り方について具体的な方向性を示すことを、それぞれ短期のうちに一定の結論を得るよう検討されたい。

(3) なお、ビッグデータの生成・利活用には、個々のデータを生成する個人又は事業者、データの蓄積及び加工を行う事業者、ビッグデータにより学習する人工知能（AI）を開発・運用する事業者、及び当該人工知能（AI）を個々の事業に活用する事業者など、数多くの事業者（及び個人）が関与する。関係当事者それぞれの正当な利益が不当に損なわれてはならないものの、他方で、我が国の産業発展のためには、ビッグデータの生成・利活用を促進することが不可欠である。そのためには、個々の事情に応じて関係当事者間で公平かつ合理的な合意ができるようにすることが必要であり、施策の検討にあたっては、そのような合意形成を容易にするためにはどうすればよいのか、という視点が重要であると考えられる。

## 2 農林水産関係知財の保護の取組について

(1) 農林水産事業は、我が国の産業や国民生活の基盤である。農林水産事業における新たな価値の創出や品質向上・省力化・効率化等をもたらす技術的な知的財産や、農林水産商品の商品自体についての知的財産は、我が国の農林水産事業の発展のために不可欠である。そして、その保護の施策を検討するに際しては、外国農林水産品との競争や国外市場での展開をも視野に入れて、戦略的に考察されるべきである。

(2) 農林水産知財には、品種登録制度に基づく植物新品種の保護や、特許・実用新案、意匠といった産業上の創作を保護する産業財産権制度で保護を求め得るものがある。他方で、「オープン&クローズ戦略」の観点から、ノウハウ（営業秘密）として秘匿すべきものもある。また、商品及びサービスの名称保護という観点から商標法、地理的表示法及び不正競争防止法などの法制の適用を求め得るものもある。

農林水産知財を保護するに当たっては、これら既存の知的財産法制を横断的に整備し、その活用を農林水産事業者（農業機械器具等の生産者も含む。）に対して促すことが必要である。また、それと同時に、現行制度に不足や不整合がないか、その利用を妨げている実務的事情がないか、今一度、俯瞰して全体的な考察を深める必要がある。

例を挙げれば、種苗法上、植物新品種を開発した者は、所定の登録要件を満たせば品種登録を受けることが可能であり、登録されれば、その者には登録品種の利用を独占できる「育成者権」が付与される。ところが、その育成者権の権利範囲（独占権の範囲）を画する判断基準については、種苗法上には規定がない。この点については、学説上には「現物主義」や「特性表主義」といった考え方が存在し、また下級審の判決例も2例存在するが（知財高判平成27年6月24日平成27年(ネ)10002号、原審東京地判平成26年11月28日平成21年(ワ)47799号等）、未だ解釈論が確立しているわけではない。権利範囲が不明瞭では、その利用や司法手続等における保護による権利救済も困難である。

また、種苗法上の品種名称選択が商標登録制度との兼ね合いで変更を余儀なくされる点については改善を要するし、地理的表示保護制度と地域団体商標制度との関係性についても再度整理・検討する必要がある。

さらに、農林水産品の生育や加工に係る方法が、営業秘密に該当するノウハウとして保護される要件についても、秘密管理性の要件の解釈等で必要以上に高いハードルを課していないかなど、確認しておく必要がある。他方で、農林水産事業に関して創出される膨大なデータは無限の利用価値を秘めたものであり、データを一次的に創出し提供する個々の農林水産事業者の利益が不当に損なわれることがあってはならないものの、その蓄積・加工・利用を促進する事業者を育成することもまた、農林水産事業の促進のために必須である。これらの関連事業者が公平かつ合理的な関係を構築できるよう支援する法制を検討すべきである。

(3) 全国各地の小規模な農林水産事業者が、その農林水産知財を保護し、秩序ある競争の下で発展していくためには、農林水産知財の保護法制や取引における契約について、専門的なアドバイスを身近に受けられるようにすることが重要である。

そのためには、各知的財産法の所管省庁が連携し、一層の啓発及び制度の周知を図るとともに、専門家に対し身近に相談できる相談体制を整える必要がある。当連合会も、弁護士知財ネット等の関係団体と連携して、全国的な相談の受け皿作りに向けて検討を進めていく所存である。

(4) さらに、農林水産知財の保護水準は、諸外国によって保護のレベルが区々である。戦略的輸出産品として農林水産品の展開を図るためには、知的財産法制について知識・経験を有する我が国が、エンフォースメントまで見据えて、省庁横断的に外国に対する法整備支援をするべきである。国内外において実務的知見を

有する会員を擁する当連合会も、農林水産知財の保護水準の整備に当たっては、積極的に関連省庁等との協力を図っていく所存である。

## [キヤノン株式会社]

### (2)「第4 知財システムの基盤整備」の「知財紛争処理システムの機能強化」に対する意見

#### ● 証拠収集手続きについて

証拠収集手続きに関して、現行の書類提出命令が機能しにくいという意見がある中で、証拠収集手続きを機能しやすくするよう、検討を行うことについては反対するものではない。しかしながら、知財戦略の高度化・複雑化により営業秘密の重要性が飛躍的に高まる中で、被疑侵害者が保有し、発明に直接関係しない営業秘密までもが漏洩されるようなことは絶対にあってはならない。

従って、収集する証拠については、裁判で争点になっている部分を証明するために必要十分（最小限）な部分のみに限定すべきである。営業秘密である企業のコアコンピタンスを漏洩してしまうことは、企業にとって致命的な損害になりかねないため、不必要に営業秘密を漏洩する制度及び証拠収集制度の濫用に繋がるような制度にならないよう、慎重に検討いただきたい。

#### ● 差止請求権について

些細な改良の積み重ねにより、SEP の数が膨大に増え、ネットにつなぐというだけで数万件程度の特許を使わなくては行けない時代にある。

既に社会インフラとして機能している特許を1件使用しただけで、差止請求権を行使されてしまわれては、そのインフラを停止することになり、公共の利益を損ねる恐れがある。そのため、社会インフラに影響を及ぼすような標準必須特許を使っての差止請求権の行使については制限されるべきであると考えます。

なお、故意に FRAND 宣言をしない事例も多く散見されるため、社会インフラに影響を及ぼす重要な標準必須特許の対象を、FRAND 宣言をした標準必須特許に限定せず、FRAND 宣言の有無に関わらず、重要で支配的な標準を使っている場合に必ず必要となる特許であると権利者が主張する特許については、差止請求権を制限する対象とすべきである。また、標準必須と権利者が主張する特許以外でも、権利濫用を招くような支配性を伴っている標準技術に密接な関係があり、当該技術が公共の益に係る特許等、実質的に代替案がない特許についても対象とすべきであると考えます。

### (3)「第4 知財システムの基盤整備」の「世界をリードする審査の実現によるグローバル事業展開支援の強化」に対する意見

・データ構造等を既に特許権の保護の対象になっているプログラムと同様な観点で保護できないかという検討がなされているが、前述したように殆どのデータは利活用することによって産業の発展に貢献すると考えられるため安易な権利の付与は望ましくない。よほどの投資/時間をかけて生み出した画期的なデータ構造に関しては競争領域にあると認められる場合があるため権利を付与することに反対しないが、その場合でも発明適格性を満たしているだけで権利を付与するというのではなく、米国でいう significantly more に匹敵するか、それを超える進歩性が認められる場合に限定することが望ましい。

・特許権の付与にかかる時間が大幅に短縮されてきたことは大いに歓迎するが、進歩性に乏しい協調領域の特許数が必要以上に増大せず、競争領域の特許の強い活用を可能にするためにも、審査における進歩性充足の基準が低くならず、且、安定したものになることを望む。

・今後、新しく AI に関する、もしくは、AI を利用した特許出願が増えてくる中で、審査品質の安定性が重要となってくる。進歩性の基準や実施可能要件等について、AI を用いたアイデアを特許で適性に保護するための何かしらの基準は必要になってくるため、例えば、現状のガイドラインに、この種の類型の例示を含む基準を加筆していただく等の対応をとっていただきたい。

## [弁護士知財ネット]

### 第1 農林水産関係知財の保護の取組みについて

1 わが国の農林水産事業従事者の高齢化は急速に進む一方で、後継者不足の問題が指摘されるなど、農林水産事業全体の生産力の低下が指摘されるなかで、国内消費の低迷及び経済のグローバル化に伴う外国農林水産品（食品を含む）との競争環境は厳しさを増している。

いうまでもなく第1次産業は、わが国の産業や国民生活の基盤であり、その安定的成長は国の盛衰を左右するほどの重要性を持つ（いわゆる第6次産業への発展の基礎でもある。）。

他方で、野菜や果物等、わが国の一部の農林水産品には、その良質な商品特性の面から、諸外国で人気を博する物もあり、一層の海外展開・普及が期待される。

そういった観点から、今日においては、農林水産事業における新たな価値の創出や品質向上、生産・加工の省力化・効率化等をもたらす技術的な知的財産の保護や、農林水産品の商品自体についての知的財産の保護の要請は、わが国の農林水産事業の発展のために不可欠である。

そして、その保護の施策を検討するに際しては、外国農林水産品との競争や国外市場での展開をも視野に置いて、戦略的に考察されるべきであって、従来と比較してその必要性は格段に増している。

2 上記の観点から捉えた農林水産事業に関する知的財産（以下「農林水産知財」という。）には、品種登録制度に基づく植物新品種の保護や、特有の利用価値を持つ農林水産品の研究開発や品質向上、あるいは農林水産品の生産の省力化や効率化に寄与する生産方法や生産機械器具の最新技術の展開を含め、特許・実用新案、意匠といった産業上の創作を保護する産業財産権制度で保護を求めうるものがある。他方で、それと裏腹に、オープン・クローズ戦略の観点から、ノウハウ（営業秘密）として秘匿すべきものもある。また、日本の農林水産品のブランド等の保護、普及啓発という観点から地理的表示法、商標法、食品表示法、景品等表示法、不正競争防止法などの法制の適用を求め得るものもある。

農林水産知財の保護は、これら既存の知的財産法制を横軸で繋いで、保護の網を整備し、その活用を農林水産事業者（農業機械器具等の生産者も含む）に対して促すことが必要である。また、それと同時に、現行制度に不足や不整合はないか、その利用を妨げている実務的事情がないのかどうか、今一度、俯瞰して全体的な考察を深める必要がある。

例をあげれば、種苗法上、植物新品種を開発した者は、所定の登録要件をみたせば品種登録を受けることが可能であり、登録されれば、その者には登録品種の利用を独占できる「育成者権」が付与される。ところが、その育成者権の権利範囲（独占権の範囲）を画する判断基準については、種苗法は何も規定していない。この点については、学説上には、「現物主義」や「特性表主義」といった考え方が存在し、また下級審の判決例も2例存在するが（知財高裁平成27年6月24日「なめこ事件」判決 [裁判所ウェブサイト]、及びその原審である東京地裁平成26年11月28日 [判時2260-107]）、未だ解釈論が確立しているわけではない。独占権を主張しうる権利範囲を画する基本的な概念が不明瞭では、その利用や司法手続等における保護（権利救済）も困難なものとならざるを得ない。

また、種苗法上の品種名称選択が商標登録制度との兼ね合いで変更を余儀なくされることは改善を要するであろうし、また、制度の活用を周知するうえにおいては、地理的表示と地域団体商標制度の関係性を再度整理・検討する必要がある。

さらに、農林水産品の生育や加工に係る方法がノウハウ（営業秘密）として保護されることについても、「戦略的知的財産活用マニュアル」（平成26年4月、農林水産省食糧産業局）や「農業 ICT 知的財産活用ガイドライン第1版」（農林水産省「平成27年度農業 IT 知的財産活用実証事業」）が公表されているものの、これらツールが最新情報や実務を踏まえた内容となることが期待され、農林水産省におかれては、例えば「秘密情報の保護ハンドブック」（平成28年2月、経済産業省）を踏まえたアップデートや改訂時における法律実務家からの意見聴取等を行うことが期待される。他方で、農林水産事業に関して創出される膨大なデータは無数の利用価値を秘めたものであり、データを一次的に創出し提供する個々の農林水産事業者の利益が不当に損なわれることがあってはならないものの、その蓄積・加工・利用を促進する事業者を育成することもまた、農林水産事業の促進のために必須である。「農業情報創成・流通促進戦略係個別ガイドライン」について引き続き検討や普及・活用がなされるとともに、これらの関連事業者が公平かつ合理的な関係を構築できるよう支援する法制のあり方やガイドライン等の策定について、同じくデータの利活用・保護を検討している各省庁での検討と協調しながら、引き続き検討すべきである。

3 家族経営の小規模事業者が全国各地に所在しているわが国の農林水産事業の現状に照らして、全国各地の小規模な農林水産事業者の農林水産知財が適切に保護されて秩序ある競争が行われ、また個々の事業者あるいは産業として発展していくためには、農林水産知財の保護法制の適切な利用や農林水産業経営の各種法律問題への対応、農林水産取引における適切な契約手法等について専門的なアドバイスが身近に受けられるようにすることが重要である。

そのためには、各知的財産法を所管する官庁が連携し、一層の啓蒙及び制度の周知化を図るとともに、専門家に対し身近に相談できる相談体制を整える必要がある。弁護士知財ネットは、昨年9月に上記の課題

に向き合う専門チームとして、農水法務支援チームを立ち上げて、日本弁護士連合会とも連携し、全国的な相談の受け皿作りに取り組んでいるところである。

4 さらに、植物新品種の保護法制である種苗法上の品種登録制度を始めとする農林水産知財の保護の水準は、諸外国によって保護のレベルが区々であり、またこれら商品については、わが国が農林水産品を戦略的輸出産品として展開を図るためには、わが国と同様の保護水準が確保されるよう、諸外国に知的財産法の法整備を促していく必要がある。

しかしながら、これらの国々においては、未だ知的財産保護の意識が希薄であったり、法制度についての立法、行政的、あるいは司法手続的知見を持ち合わせていないが故に、当該国における農林水産知財の保護の法制が進展しないということも想像される。

そうであれば、農林水産知財を含む知的財産法制について知識・経験を有するわが国が、エンフォースメントまで見据えて、省庁横断的に法整備支援をすることにより、法整備の早期実現を促すべきである（国によっては、「知的財産庁」を設置しているところもあり、そのような国においては、特許庁所管の特許法等のいわゆる産業財産権法四法のみならず、わが国の農林水産省が所管する種苗法〔植物新品種の保護に関する法制〕や文化庁が所管する著作権法、さらには財務省が所管する関税法〔輸入差止めの手続等〕を所管するので、知的財産法制の法整備支援においては、省庁の垣根を越えてあたる必要がある。そして現実のエンフォースメントの領域については、司法手続面についての制度整備も必要となり、裁判所等の支援も必要となる。もとより、国内外において実務的知見を有する会員を擁する弁護士知財ネットの会員も協力を惜しまない。そういった意味において、知的財産法の分野においては、官民あげてのオール JAPAN 体制での法整備支援が必要である。).

元来、法制度支援は、相手国の産業活動における社会インフラの整備であると評価することができ、諸外国からの投資を呼び込む制度前提としても機能する。そして国内産業の発展は国民所得を向上させることとなり、貧困からの脱却、社会格差の縮小をもたらす、地域の平和と安定に寄与ものである。その意味で、法整備支援は、国際社会において名誉ある地位の占めたいと希求するわが国憲法前文の理念の重要な具体化であるとも評価できるのであり、知的財産法の分野に限らず、今後とも積極的に推進していくべきである。

### 第3 知財教育の一層の推進について

知的財産法に関する基礎的知識は、美術・芸術系大学や大学院、専門学校等においても、創作者の創作成果の法的保護の枠組みを理解するという面で極めて重要である。自らの創作成果の保護という観点と裏表の事象として、他者の創作成果の適正利用の在り方という観点でもあるから、学生、生徒、院生のみならず、当該大学等で美術・芸術系科目を担当する教職員も含めて、知財教育を充実させるべきである。

また、理学系、工学系、医学系等の大学や大学院においては、研究分野の細分化が進み、各研究室の蛸壺化が懸念されて久しい。分野横断的な研究・研究連携が行われ、大学・国立研究開発法人に対する企業の投資額が増えてイノベーションが促進されるよう、アカデミアにおける人材育成を日本の産業力強化につなげていくために、これら大学等においても国際標準化を含めた知財教育を充実させる方策を検討すべきである。

#### 【一般社団法人電子情報技術産業協会 法務・知的財産権委員会】

<「知的財産推進計画2016」第4. 知財システムの基盤整備「1. 知財紛争処理システムの機能強化」についての意見>

##### 1. 証拠収集手続

###### (1) 訴え提起前の証拠収集手続

【意見】

訴え提起前の証拠収集手続きについて具体的検討を進めることには賛成するが、訴えられた側の営業秘密のいたずらな漏えいにつながるような改正は受け入れがたい。仮に改正するのであれば、強制力のない制度とすることが前提である。

【検討に当たっての留意事項】

① 検討であればよいが、訴えられることの方が多いため、営業秘密のいたずらな漏えいにつながるような導入には反対である。仮に導入するとしても強制力のない制度として頂きたい。

② 現行法でも民訴法132条の2「訴え提起前における照会」及び民訴法132条の4「訴え提起前における証拠収集の処分」等の規定があり、訴え提起前の証拠収集手続は存在する。現行制度とのバランス

で、強制性の導入は時期尚早であるため、任意として頂きたい。

③ 制度の運用次第では濫用の懸念がある点に留意頂きたい。

## (2) 訴え提起後の証拠収集手続

### 1) 争点整理段階における証拠収集（具体的態様の明示義務）について

[意見]

「具体的態様の明示義務が十分に履行されなかった場合に書類提出命令が発行されやすくする」とすることに賛成する。

具体的には、例えば、105条第1項に「・・・『104条の2の規定に基づき自己の行為の具体的態様を明らかにしたか否か、明らかにしなかった事情を参酌して』書類の提出を命ずることができる。・・・」等の文言を加えて、104条の2と105条とを連動させることを念頭に置く。

[理由]

平成11年特許法改正において特許法第104条の2の規定を導入した趣旨を実現するもので賛成する。

### 2) 証拠調べ段階の証拠収集（文書提出命令等）について

[意見]

(a) 現行の書類提出命令の見直しの是非については、(上記104条の2（具体的態様の明示義務）との連動化を除き、) 当面は適切な運用に期待することに賛成。

(b) ディスカバリー制度の導入については、反対

① 中国専利法第4次改正においても、証拠収集手続の改正を検討しているが、ディスカバリー制度の導入は検討されていない。理由としては、中国でディスカバリー制度を導入した場合、中国企業間で営業秘密にアクセスする目的で特許訴訟を濫用する懸念が高いためと言われている。

② 仮に日本でディスカバリー制度を導入した場合、例えば、中国企業が日本企業の営業秘密にアクセスすることを目的として特許訴訟を濫用するおそれもあり、日本企業に甚大な悪影響を及ぼす懸念が考えられる。

(c) ドイツ型査察制度の検討

① 「具体的に検討を進める」ことには賛成するが、上記訴え提起前の証拠収集手続に対する意見と同様、訴えられた側の営業秘密のいたずらな漏えいにつながるような改正は受け入れがたい。仮に改正するのであれば、強制力のない制度とすることが前提である。

② 一方で、平成16年の民訴法改正により、92条の8の規定が導入されている。これによると、裁判所調査官に、特許法105条2項のインカメラ手続きにおいて直接当事者に問いを発し、又は立証を促す権限を与えている。このように、インカメラ手続きに、中立的な裁判所調査官を積極的に参加させることで公平性を担保しつつ文書提出命令を強化できる仕組みは既に存在している。

③ よって、中立的な第三者による専門機関を参加させる新たな制度の検討と平行して、既存制度が適切に運用されることを検討する必要もあると考えている。

### 3) 秘密保持命令について

[意見]

「書類提出命令と秘密保持命令を組み合わせて発令できるようにする」ことに賛成する。

具体的には、例えば、特許法105条の4の規定に、「当事者の申し立てにより、または、裁判所の裁量により、」の文言を加えるなど、105条と105条の4との規定を連動させることを念頭に置く。

[理由]

① 現行の特許法105条の4（秘密保持命令）は、特許法105条（書類の提出等）と連動しておらず、秘密保持命令の対象とされるかどうか分からない状況で書類提出命令を出すかどうか判断されるため、機密資料の所持者が書類の提出を非常に躊躇する状況となっている。

② そのため、当事者は105条の4第1項の申立てをせず、秘密保持命令が発動されず、結果として、105条の書類提出命令が機能しづらい状況となっているのではないかと。

③ 従って、書類提出命令の発令に併せて当事者の申し立てによらずに秘密保持命令が発令できるように、105条、105条の4を連動させて、機密情報をより出しやすい環境を作り出してはどうか。(※尚、米国のProtective Orderは、ディスカバリーにより情報開示をする機密性が高く、公にできない情報について、提出前にあらかじめ開示制限をかけておくもので、秘密保持命令(105条の4)が書類提出命令(105条)に連動していない日本の制度とは異なる。)

④ 現行制度では、秘密保持命令違反は刑事罰の対象となるが、当事者間の秘密保持契約により秘密保持を担保するなど民事上の制裁による運用も認められた方が望ましいのではないか。刑事罰では機密情報を受け取った者に与える影響が大きいため、秘密保持命令を発令しにくく、運用実績が少ない実効性の低い制度になっている懸念がある。

## 2. 損害賠償額

### (1) 特許法第102条第3項について

[意見]

通常の実施料相当額を上回る損害額の算定がより容易にできるようにするための考慮要素の明確化について、具体的検討を進めることに賛成する。但し、単純に増額すればよいということではないため、弊害も含め、慎重な検討が必要である。

[理由]

- ① 日本の裁判所が認定する損害額が実務実態から離れているとの現状認識がある。
- ② 平成10年の法改正によって102条3項の規定から「通常」の文言が削除された趣旨が活かされていない。
- ③ 専用品から汎用品へシフトする中で、一つの発明が製品全体に占める物理的な寄与率は小さくなる。この点、特許権の価値全体の毀損分を含めて損害額を認定することの方が適切ではないか。即ち、特許権の価値を評価した上で、価値による寄与率をもって損害額を算出すべきではないか。
- ④ 一方で、単純に損害額を増額すればよいということではなく、適正な損害額が認定されるべきとの見解である。したがって、以下(2)にて述べるように、追加的賠償制度・懲罰的賠償制度の導入には反対である。

### (2) 権利者に対するより手厚い救済について

[意見]

追加的賠償制度・懲罰的賠償制度の導入には反対する。

[理由]

- ① むしろ、特許権の価値全体の毀損分を含めて損害額賠償額を認定する方が適切と考える。
- ② 低い損害額を仮に3倍にしても損害額は低いままで、問題解決につながらず、また、納得性も低い。
- ③ 日本の裁判所は、特許権の価値、ひいては技術の価値を適正に評価していることを国内外に示して、日本発のイノベーションを促すべきと考える。

### (3) 弁護士費用を含む訴訟に必要な費用の負担

[意見]

敗訴当事者に対して勝訴当事者の弁護士費用の一部又は全部を負担させることには反対する。

[理由]

権利者の勝訴率が約2割と高くない現状では、権利者は敗訴し、その結果、相手の弁護士費用を負担する確率が高い。このような状況下で権利者は、訴訟を起こすと相手の弁護士費用まで負担しなければならないという不安により、訴訟を回避する傾向を一層助長し、訴訟による権利活用が一層減少させる。

## 3. 権利の安定性

### (1) 明らか要件の導入について

[意見]

明らか要件については反対する。

[理由]

- ① 平成16年改正により、「紛争の一回的解決」ということで、産業界の要請により明らか要件を外した104条の3の規定を導入した経緯がある。
- ② 一方で、その後10年が経過し、特許庁での無効審判及びその後の審決取消訴訟において有効と判断された権利が、侵害訴訟で無効と判断されるケースも存在し、不満の声もある。
- ③ よって、平成26年法改正により復活した異議申立制度と相まって、特許庁の審査品質を引き続き改善して頂くことが適切であると考えます。

### (2) 確認的な明らか要件の導入について

[意見]

「有効性が推定されることを確認的に規定するための明らか要件（確認的な明らか要件）」については、検討に値するものとも考えられるが、一方で、確認的趣旨から離れて無効になるべきものが無効にならなくなるおそれもあるため、平成26年法改正により復活した異議申立制度と相まって、裁判所での権利の有効性の判断を引き続き注視して行きたい。

(3) 訂正審判請求等を要件としない訂正の再抗弁について

[意見]

訂正審判請求等を要件としない訂正の再抗弁の導入については反対する。

[理由]

特許権の権利範囲が専門官庁たる特許庁の特許処分を経ずに事実上変動することは、判決の効力は当事者しか拘束しないと見ても、実質的に物権の公示の原則に反するおそれがあり、第三者の取引の安定性を害する。

特許権の権利範囲の再確定は、特許庁による特許処分によるべきであって、これにより取引の安定性とのバランスを図るべきである。

(4) 訂正審判等の要件緩和

[意見]

訂正審判等の要件緩和には反対する。

[理由]

(同上)

## [知的財産マネジメント研究会特許戦略工学分科会]

【1】「知財活用途上型」中小企業が商工会議所などに経営相談に来た時に、ワンストップで企業内知財部の立場で、知財への誘導・関連事例提示をその場で行なう。

【内容】

現在の知財支援可能部署は縦型体制でしかも分散されています。

中小企業の社長さんは、身近な存在である商工会・商工会議所や（方公共団体、金融機関、中小企業診断士）に経営相談に行くことがよくあります。

知的財産推進計画2016によると中小企業は、大別すると「知財活用挑戦型」中小企業と「知財活用途上型」中小企業の二種類に分類されています。

前者は、自ら知財相談の支援部署を探し、支援を受けることができます。

一方、後者は、自ら知財相談に対し行動を起こすことはありません。しかし、商工会や商工会議所等に他の件で経営相談に行くことはあります。

そこで「知財活用途上型」中小企業が商工会・商工会議所などに経営相談に来られた時に相談員が、「気づき」を与えるだけでなく、ワンストップで企業内知財部の立場で、知財への誘導・関連事例提示をその場で行うための施策を実施して頂きたいと思えます。

「知財活用途上型」中小企業の社長さんに相談があるなら知財相談所に行けというのはナンセンスです。

以下は、関連記載事項の個別内容です。

5 ページ（知的財産推進計画2016）

2. 地方、中小企業、農林水産分野等における知財戦略の推進 ・「地方知財活用促進プログラム」（「知的財産推進計画2015」）に沿った、「知財活 用途上型」中小企業に対する知的財産の普及・活用支援の強化、「知財活用挑戦型」中小企業に対する海外展開支援等の強化、G I 活用など農林水産分野等の知財戦略の推進 等

意見⇒「知財活用途上型」中小企業への知財誘導型相談所が必要です。



16 ページ (知的財産推進計画 2016)

営業秘密の保護については、2015 年 1 月に「営業秘密管理指針」が改訂され、2016 年 1 月には改正不正競争防止法が施行され、営業秘密侵害に対する抑止力の向上と IT 環境の 変化等に応じた処罰範囲の整備のため、罰金の引上げ、非親告罪化や未遂行為の処罰対象 化が進められたところである。また、2016 年 2 月には秘密情報の漏えいに関する対策事例 を記載した「秘密情報の保護ハンドブック」が策定されており、今後はこの周知・普及活 動が必要である。

意見⇒「知財活用途上型」中小企業への知財誘導型相談所が必要です。

20 ページ (知的財産推進計画 2016)

### ③ 営業秘密の保護強化

<<営業秘密保護の強化>> (秘密情報の保護ハンドブックの普及・啓発) ・秘密情報保護に関する包括的対策を示す「秘密情報の保護ハンドブック」が策定された ことを受け、産業界等への普及・啓発を実施する。(短期・中期) (経済産業省)

意見⇒「知財活用途上型」中小企業への知財誘導型相談所が必要です。経営相談に来た人を誘導する。

25 ページ (知的財産推進計画 2016)

### 図、【知財教育の今後の方向性】7

意見⇒商工会・商工会議所などの経営相談員の知財教育を追加していただきたい

28 ページ ((知的財産推進計画 2016)

「知的財産推進計画 2015」においては、規模もビジネスモデルも多様な中小企業を 一括りにせず、二つのカテゴリーに分けて、その特性に応じた中小企業の知財戦略の強化 を図ることとした。一つは、自らが保有する知的財産を意識して権利化等を行い、それを 活用して自社製品を主体的に開発・生産して、海外展開も含めた挑戦的な活動を行って いる「知財活用挑戦型」であり、もう一つは、権利化できるような知的財産 (特に、技術) を 有しておらず、知的財産に対する意識も薄く、生産する製品や販路・取引先も固定的で、 多くは下請け的立場にある「知財活用途上型」である。

図、【地方知財活用促進プログラム】8 ((知的財産推進計画 2016)

意見⇒「知財活用途上型」中小企業の社長が経営相談に行った先で (例えば商工会議所)、いくつかの課題を抱えてきますが、そこで対応できる相談者に知財の知識がなく、その会社の商品の優位性などをヒヤリングし、他社の知財状況を調査・提示できるスキルが必要です。

知財は、別の場所で相談に乗りますでは、話になりません。

大企業の知財部の立場で知財への誘導を推進しなければ、「知財活用途上型」中小企業の活性化は促進されません。

29 ページ

今後は、知財活用途上型中小企業に対して、積極的に知財活用の利点など知的財産に対する「気付き」を与えるべく、知財総合支援窓口を中心に知的財産の普及活動を更に戦略 的に展開していくことが重要である。その際には、中小企業にとって身近な存在である地 方公共団体、金融機関、中小企業診断士、商工会・商工会議所等の中小企業支援関係者が、 中小企業に対して知的財産に関連する何らかの「気付き」を与えていくことが期待される。

意見⇒「気付き」をもう一歩進めて、知財総合支援窓口や弁理士の紹介ではなく、その場で企業の立場に立った知財への誘導・知財支援・事例提示のワンストップサービスが必須です。

30 ページ ((知的財産推進計画 2016)

<<知財活用途上型中小企業に対する戦略的普及活動>> (戦略的な知的財産の普及活動) ・知的財産に馴染みのない地域中小企業に対して戦略的に知的財産の普及を図るため、知 財総合支援窓口による積極的な普及活動を実施するとともに、地方公共団体、金融機関、 中小企業診断士、商工会・商工会議所等の中小企業支援関係者に対する知的財産の普及・ 啓発を全国的に行うことを通じて、中小企業の知的財産の活用を推進する。(短期・中期) (経済産業省) ・中小企業からのビジネス相談に潜在する知的財産に関するニーズを更に発掘していくた め、よろず支援拠点の周知活動を強化するとともに、知財相談に対応でき

る人材を追加 配置する。(短期・中期) (経済産業省) ・地域中小企業の知財活動の普及の障害の一つとなっている知財支援人材の不足を解消するため、中小企業に対して知的財産の普及活動を担う人材育成を推進する。(短期・中期) (経済産業省)

意見⇒商工会・商工会議所等の中小企業支援関係者にその場で経営支援や知財誘導・関連情報の事例提示ができるように具体的な教育を実施するべきだと思います。

### 【3】 知財教育・知財人材育成の充実のための発明能力の定量評価制度の創設

#### 【内容】

知財推進計画2016では、第23ページから「知財教育・知財人材育成の充実」との項を設けて、「より高度な知的財産の創造ができる人材」の輩出することを述べているし、第24ページでは、次のようにも述べている。

① “国民一人ひとりが知財人材”を目指した発達の段階に応じた系統的な教育の実施今や国民全てが「一億総クリエイター」かつ「一億総知財活用人材」である。それに鑑み、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、大学院という全ての学校種において、発達の段階に応じた系統的な教育を実施することにより「国民一人ひとりが知財人材」となることを目指すべきである。

しかし、知的財産権法の知識の高低を測る試験制度は知的財産管理技能士や弁理士の試験として存在しているが、知的財産の中の最も重要な発明について、「発明能力の高低を定量評価する制度」が存在していない。その結果、発明能力を高める教育をしようとしても、その効果を測定できないので、単に理科工作を子供たちに行なわせたり、知的財産権法の知識を教えるという発明能力の向上という目的から見ると的外れの教育になっている。

そのため、日本国内にある多くの発明創造理論の普及・推進団体からの人材や、多くの優れた発明の実績のある発明者を複数人集めて発明能力評価方法検討委員会を設定し、そこで発明能力の定量評価の方法を構築し、その方法をもとに発明能力の定量評価制度を制定するというのを、知財推進計画2017に明記すべきである。

### 【4】 知財創造に必要な知識の教育強化。

#### 【内容】

イノベーションを喚起する知財創造を意識した新製品開発や早期問題解決に役立つ問題解決発想法など、知財創造に役立つ実践的な知識の教育を推進し、そのような知識を得た人材を増やす。

#### 【個人】

今後、大学の知的財産権の出願人及び出願費用の負担者が課題となっている。このままでは、一部の大学を除き、多くの地方大学・中堅大学では有用な発明であっても出願件数の低下につながる危険性がある。その理由として、大学ごとのライセンス活動機能の優劣が、知財の活用の有無に大きくかかわっていることがあげられる。

知的財産信託が2004年に制度施行されたが、当時は十分な成果が出ず、ほとんど活用されないままになっている。

知財信託制度を改めて見直し、広域 TLO ないしは企業への優れた提案能力を有する企業、金融機関等での取り扱いを推進すべきではないか。

#### 【個人】

知的財産の教育は重要です。知財部門の担当者のみならず知財部門以外の部門の担当者にも知的財産教育が必要です。特許庁のセミナーや日本知的財産協会等のセミナー等が活用されています。しかしながら簡便に学習することが困難です。大企業では自ら教材を開発していますが、中小企業では自ら教材を開発することが困難です。特許制度の変更に伴う教育の負担もかさんでいます。また各社が同じような教材を重複して作成・活用している現状があります。さらにまた、知的財産のコンテンツが How に片寄っています。具体的には特許法の解説や権利化の手続きに偏りすぎています。

さて、例えば、リクルートグループのスタディサプリでは、定額料金にて無制限で豊富な動画コンテンツ

を視聴できます。また、動画コンテンツ毎の視聴履歴の分析に基づいて、動画コンテンツの質の向上をはかっています。

知的財産の知識について豊富な動画コンテンツを安価にいつでも受講できるようにしたく存じます。教育に関し貧富による格差を減らすことは大変重要です。誰もが十分な教育を受けた上で、お天道様に恥じない競争・共創をはかり、産業の健全な発展をはからなければなりません。十分な教育を受けられなかった者食い物にする社会であってはなりません。

知的財産のコンテンツについて、How だけでなく Why を増す必要があります。つまり、知財が事業でどのように役に立つのか、何のために費用・工数をかけて権利をとるのか、知財活用の立場を十分配慮したコンテンツの拡充が重要です。これには、企業へのヒアリングが大変有効です。教材作成を下請けに出すのではなく、2007年の知財戦略事例集発行のときのように特許庁等のリーダーシップにて企業ヒアリング等をご推進いただくことを望みます。ご検討いただきますようお願い申し上げます。

知的財産戦略本部構成員の東レ様におきましては、独自の社内個別特許教育を実践されており、特許権の実施者・権利者の視点をリードされております。是非日本企業の知的財産教育をリードいただければ幸いです。また、日本国がグローバルな知的財産教育・知的財産制度をリードすることが責務です。

### [個人]

「イノベーションは日本の成長戦略に欠かせないといわれており、特許はその中核に位置すると言っても過言ではない。そして特許の権利が侵害されたか否かは、最終的には裁判所で判断される。ところが特許権侵害訴訟の裁判の管轄が、地方創生に真っ向から逆行していることはあまり知られていない。

例えば、大分の企業が福岡の企業を相手取って特許権侵害訴訟を起こす場合、福岡でも大分でもなく、九州から遠く離れた大阪地裁で提起しなければならない。また青森の企業が札幌の企業を相手取る場合は東京地裁で提起しなければならない。これは特許権侵害訴訟の一審が東日本は東京地裁、西日本は大阪地裁の専属管轄だからである（民訴法6条）。

このため地方の企業は特許権侵害訴訟を提起しようとする時、時間とお金について極めて高いハードルを最初から課されることになる。本来なら司法の場で白黒の決着をつけるべきことも、果たせなくなる可能性すらある。他の訴訟類型では考えられないことであり、地方創生に真っ向から逆行しているといえる。

特許権侵害訴訟の専属管轄を法制化した当時、立法理由として「専門化」と「判断の統一」の2点が言われた。

専門化については確かに東京地裁と大阪地裁には知的財産の専門部が存在する。しかし、その裁判官はエンジニア出身でも理系出身でもなく、通常の裁判官が3年程度のローテーションで入れ替わる。特許権侵害訴訟といえども裁判官が法的判断をなす前提なら文系出身でも構わないと思うが、そうであれば逆に東京と大阪だけに専門部を置く理由は乏しい。また専属管轄を法制化してから年月がたち、すでに知財の専門部を経た裁判官が異動により全国各地の裁判所に補職されている。

次に判断の統一であるが、日本の司法制度は原則として三審制であり一審での判断の統一性への要求は必ずしも高くない。ある程度の判断の統一が必要であれば、2005年に設立された知財高裁があるので、そこで判断の統一化を図ればよいのである。

したがって地方創生を真に推進するには早急に法改正し、特許権侵害訴訟の一審の東京地裁と大阪地裁への専属管轄制を廃し、日本全国どこでも提起できるようにすべきだ。控訴審について知財高裁の専属管轄とすれば足りるのである。」

### [個人]

「知的財産推進計画2016」において、知財教育の重要性がしっかりと明記され、中央コンソーシアムが創設されたことは、知財教育の今後の推進に向けて、非常に高く評価されます。これは、日本の知財教育が第2段階の起点ともいえるべき重要な出来事として、位置付けられるとともに、これを一過性のものととらえるのではなく、今後、永続的に実施していくことが求められます。海外諸国、とりわけ、中国、韓国でも、産業財産権にかかわる教育施策は、目覚ましいものが見られますが、しかし、著作権教育を含む総合的な知財教育の展開は、日本が世界の先端にいるといっても過言ではなく、これは、日本の産業屋文化発展に向けて、大きく貢献するものであり、国のトップが率先した知財教育施策は、誇るべきものとなります。なお、教育施策は一般に文部科学省の専管事項と見られがちですが、例えば法教育・主権者教育は法務省、健康教育は厚生労働省との共管実施であり、知財教育は、経済産業省・特許庁をはじめとする各省庁と文部科学省と共管事項とすべきであり、I N P I Tなどの関係機関も、「人材育成」「知財学習」などと表現す

ることによって、知財教育と距離を取るのではなく、全ての省庁と連携して「知財教育」と位置付けるべきものであると考えられます。

#### [個人]

2016において、「知財教育」が一つの柱になり、知財教育に関するコンソーシアムが立ち上がったことは、今後の知財教育の推進にとって重要な起点となるものと考えるが、その効果はこれからであり、2017においても引き続き明記されることを望む。また、知財関係者における「知財」あるいは「知財教育」の重要性の認識と、一般における認識との差がむしろ広がっているのではないかと懸念を感じる。改めて、国として、社会としての「知財」の重要性の観点から、「知財教育」の重要性の理解をさらに進める計画となることを希望する。

#### [個人]

未成年者（児童・生徒・学生）の特許出願等に関わる法整備について

知財推進計画2016を受けて、知財創造教育コンソーシアムが開催され、日本も、本格的な知財教育の進展が期待される時代になった。今後の知財教育の普及に伴い、大学生や高校生だけではなく、中学生や小学生が、当然のように特許等の出願を行うようになることが、全国的に常態化するであろうから、その前に、未成年者の権利を保護するための法整備が必要である。

未成年者が個人で出願を行う場合は、親権者を法定代理人として出願すれば良いので、出願行為そのものには、あまり大きな問題は生じないと考えられる。

知財教育が進展し、小学校・中学校・高等学校において、学校の管理下で、授業の中において、担当教師の指導により、新しいアイデアや創作を行った場合には、「自由発明」として簡単には判断できない発明や創作等も出てくるであろう。その際に、職務発明として扱うことは可能で、法人格のある学校（例えば、学校法人）であれば、出願者を学校法人として、職務発明に準じた形式で出願すれば、短時間に出願手続が済むと予想される。

ところが、これが、公立学校であった場合、県立学校や市町村立学校は、法人格を持たないため、自治体の長を出願人として出願を行う必要性が生じてくる。そうすると、例えば、（学校 → 教育委員会 → 各都道府県の出願担当窓口）のような手続が予想されるため、新規性や進歩性を争う特許等の出願において、迅速な手続を取ることが難しくなると予想される。

現行の特許制度が、先願主義を掲げている以上、子どもたちの発明をより早く出願するためには、何らかの手立てを講じる必要があるのではないかと。

本格的に、知財強国というスローガンを掲げ、中国共産党政府が知財教育モデル校に指定した中学校等では、授業中に生徒が考え出したアイデアについては、生徒の所属する中学校が出願人となることのできるようなシステムが存在する。